

地域を共に創る
The answer
in the community.



2025 年度 入学生用学生便覧

※卒業まで使用します。(卒業要件等は入学時の学生便覧を参照して下さい。)



浜松学院大学校歌

後藤一夫 作詞

奥村唯夫 作曲

と ひ よ う く の か ま し い の お の に あ か い さ が ま さ あ や さ け く き も お が え ー け ー て に あ あ す

お い す ぐ と む り ま ぶ そ こ ん う と か の の の か は か ぜ な て か の を お た う ー ー り ね み え つ の い ち そ ち か み の う は い あ た ず せ か み の く

ふ ひ む き と ね ー ー あ つ に げ ぶ な る が る わ わ ね れ れ ら の の ち い し か の め ら ち い

こ あ き こ す お に を い た よ ゆ つ ぶ く こ ゆ の そ め び り を て た よ ゆ つ ぶ く じ ほ は し ゅ こ え の る の が が が く く え え

ん ん あ あ ー ー あ あ は は ま ま ま ま ま ま が が が く く い ん い ん だ だ だ い い い が が が く く

校歌

一、東海のあさあけ燃えて

あおぐ理想の風かおり

英知の泉ふきあがる われらの力

ここに立つ 誇りたつ

自主の学園 ああ 浜松学院大学

二、曳馬野のかがやく丘に

愛とまことの花のたね

培う汗の一つぶが われらのいのち

あすを呼ぶ 夢を呼ぶ

誇る学園 ああ 浜松学院大学

三、世の潮にいまさがけて

すすむ文化の糧をうみ

のぞみは高く胸に鳴るわれらの使命

勢いゆく のびてゆく

栄の学園 ああ 浜松学院大学

キャンパス マップ

4年間を満喫する ホームキャンパス

1号館



教室やゼミ室、研究室が集まる
学びのメインスペース。

3号館



学長室や事務局があり、
学生も気軽に訪れます。

5号館



教職センター、模擬教室
も完備しています。
1、2階はクラブ・サーク
ル室です。

体育館

4号館



メニュー豊富な学食や学
生ラウンジを備えた交流
ゾーン。

図書館



専門書を中心に13万冊の
蔵書を完備。雑誌も1150
種類所蔵。
2階 コンピューター・図書コーナー

4	5	6	7	8	9
1 火	1 木 休講日	1 日	1 火 ⑪	1 金 前期試験・補講日	1 月 成績発表日
2 水 健康診断 (2～4年)	2 金 人形劇鑑賞 (教育・子コミ)	2 月 ⑫	2 水 ⑫	2 土	2 火 集中講義 期間予定 8/8～ 9/19
3 木 入学式 専攻説明会(子)	3 土 憲法記念日	3 火 ⑦	3 木 ⑫	3 日	3 水
4 金 1年次オリエンテーション 履修登録開始	4 日 みどりの日	4 水 ⑧	4 金 ⑫	4 月 前期試験・補講日	4 木
5 土	5 月 こどもの日	5 木 ⑧	5 土	5 火 前期試験・補講日	5 金
6 日	6 火 振替休日	6 金 ⑧	6 日	6 水 前期試験・補講日	6 土
7 月 ① 前期開講	7 水 ④	7 土	7 月 ⑬	7 木 前期試験・補講日	7 日
8 火 ①	8 木 ④	8 日	8 火 ⑫	8 金	8 月
9 水 ① 1年次健康診断(PM)	9 金 ④	9 月 ⑤	9 水 ⑬	9 土	9 火
10 木 ①	10 土	10 火 ⑧	10 木 ⑬	10 日	10 水
11 金 ① 履修登録締切	11 日	11 水 ⑨	11 金 ⑬	11 月 山の日	11 木
12 土	12 月 ⑤	12 木 ⑨	12 土	12 火 全学休業日	12 金 前期再試験 実施期限
13 日	13 火 ④	13 金 ⑨	13 日	13 水 全学休業日	13 土
14 月 ② 履修取消開始	14 水 ⑤	14 土	14 月 ⑭	14 木 全学休業日	14 日
15 火 ②	15 木 ⑤	15 日	15 火 ⑬	15 金 全学休業日	15 月 敬老の日
16 水 ②	16 金 ⑤	16 月 ⑩	16 水 ⑭	16 土	16 火
17 木 ②	17 土 父母等の会	17 火 ⑨	17 木 ⑭	17 日	17 水
18 金 ② 履修取消締切	18 日	18 水 ⑩	18 金 ⑭	18 月 前期追試験	18 木
19 土	19 月 ⑥	19 木 ⑩	19 土	19 火 集中講義 期間予定 8/8～ 9/19	19 金
20 日	20 火 ⑤	20 金 ⑩	20 日	20 水	20 土
21 月 ③	21 水 ⑥	21 土	21 月 海の日	21 木	21 日
22 火 ③	22 木 ⑥	22 日	22 火 ⑭	22 金	22 月
23 水 フラカマチャップ(経営1年) 教授指導日(1年)	23 金 ⑥	23 月 ⑪	23 水 ⑮	23 土	23 火 秋分の日
24 木 ③	24 土	24 火 ⑩	24 木 ⑮	24 日	24 水 現役教員と学ぶ会 (教育・子コミ)
25 金 ③	25 日	25 水 ⑪	25 金 ⑮	25 月	25 木 後期オリエンテーション 教授指導日(1～3年)
26 土	26 月 ⑦	26 木 ⑪	26 土	26 火	26 金 ① 後期開講
27 日	27 火 ⑥	27 金 ⑪	27 日	27 水	27 土
28 月 ④	28 水 ⑦	28 土	28 月 ⑮	28 木	28 日
29 火 昭和の日	29 木 ⑦	29 日	29 火 ⑮	29 金 (図)	29 月 ①
30 水 ③ (図)	30 金 ⑦ (図)	30 月 ⑫ (図)	30 水 前期試験・補講日	30 土	30 火 ① (図)
	31 土		31 木 前期試験・補講日	31 日	

※ 曜日欄の○数字は授業日で授業回数 ※ (図)は図書館館内整理日のため休館となります。

10	11	12	1	2	3
1 水①	1 土	1 月⑨	1 木 元日	1 日	1 日
2 木① 履修登録締切	2 日	2 火⑩	2 金 全学休業日	2 月 後期試験・補講日	2 月 成績発表日(1~3年)
3 金② 履修取消開始	3 月⑥ 文化の日 授業開講日	3 水⑩	3 土	3 火 入試日 構内立入禁止	3 火
4 土	4 火⑥	4 木⑩	4 日	4 水 後期試験・補講日	4 水 第二次卒業判定
5 日	5 水⑥	5 金⑩	5 月⑬	5 木 卒論発表会	5 木
6 月②	6 木⑥	6 土	6 火⑭	6 金 卒論発表会 教授指導日(1~2年)	6 金
7 火②	7 金 休講日	7 日	7 水⑭	7 土	7 土
8 水②	8 土 共創祭	8 月⑩	8 木⑬	8 日	8 日
9 木② 履修取消締切	9 日 共創祭	9 火⑪	9 金⑬	9 月 後期追試験 実習連絡協議会	9 月
10 金③	10 月⑦	10 水⑪	10 土	10 火	10 火
11 土	11 火⑦	11 木⑪	11 日	11 水 建国記念日	11 水
12 日	12 水⑦	12 金⑪	12 月 成人の日	12 木 集中講義 期間予定 2/5~ 3/12	12 木
13 月③ スポーツの日 授業開講日	13 木⑦	13 土	13 火 休講日	13 金	13 金 後期再試験実施期限 (1~3年)
14 火③	14 金⑦	14 日	14 水 休講日	14 土	14 土
15 水③	15 土	15 月⑪	15 木⑭ 卒論提出 期間	15 日	15 日
16 木③	16 日	16 火⑫	16 金⑭	16 月	16 月
17 金④	17 月⑨	17 水⑫	17 土 共通テスト	17 火 卒業判定	17 火 卒業証書・ 学位記授与式
18 土	18 火⑧	18 木⑫	18 日 共通テスト	18 水 卒業ガイダンス	18 水 教授指導日(3年)
19 日	19 水⑧	19 金⑫	19 月⑭	19 木	19 木
20 月④	20 木⑧	20 土	20 火⑮	20 金	20 金 春分の日
21 火④	21 金⑧	21 日	21 水⑮	21 土	21 土
22 水④	22 土 創立記念日	22 月⑫	22 木⑮	22 日	22 日
23 木④	23 日 勤労感謝の日	23 火⑬	23 金⑮	23 月 天皇誕生日	23 月
24 金⑤	24 月 振替休日	24 水⑬	24 土	24 火	24 火
25 土	25 火⑨	25 木 長期企業内留学報告会 休講日	25 日	25 水	25 水
26 日	26 水⑨	26 金 休講日 (図)	26 月⑮	26 木	26 木 3・4年次 オリエンテーション
27 月⑤	27 木⑨	27 土	27 火 後期試験・補講日	27 金 後期再試験実施期限 (4年)(図)	27 金 2年次 オリエンテーション
28 火⑤	28 金⑨ (図)	28 日	28 水 後期試験・補講日	28 土	28 土
29 水⑤	29 土	29 月 全学休業日	29 木 後期試験・補講日		29 日
30 木⑤	30 日	30 火 全学休業日	30 金 後期試験・補講日		30 月
31 金⑥ (図)		31 水 全学休業日	31 土		31 火 (図)

＜実習期間＞ ※実習の日程は今後変更となる場合があります。

(子コミ)

保育実習Ⅰ(施設): 8月~9月 保育実習Ⅰ(保育所): 2月~3月

保育実習Ⅱ・Ⅲ: 2月~3月

教育実習(幼): 5月 教育実習(小): 9月 教育実習(特): 10月~11月 介護等体験: 6月~10月

浜松学院大学の沿革

大正 13 年	遠江商業学校創立
昭和 8 年	遠江商業学校廃止、財団法人興誠商業学校設立 認可
昭和 26 年	浜松短期大学（商科）設置
昭和 27 年	名称を浜松商科短期大学と改称
昭和 42 年	浜松短期大学幼児教育科第一部、第二部開設 名称を浜松短期大学と改称
昭和 48 年	浜松短期大学附属幼稚園開設
昭和 61 年	浜松短期大学英語科開設
平成 4 年	浜松短期大学幼児教育科第一部に保育課程（現在の保育士課程）開設
平成 16 年	浜松学院大学（現代コミュニケーション学部）設立 浜松短期大学は浜松学院大学短期大学部に名称変更
平成 19 年	浜松学院大学現代コミュニケーション学部子どもコミュニケーション学科開設
平成 21 年	浜松学院大学現代コミュニケーション学部地域共創学科開設
平成 23 年	浜松学院大学現代コミュニケーション学部子どもコミュニケーション学科に小学校教員養成課程を開設 浜松学院大学附属愛野こども園を開設
平成 25 年	浜松学院大学現代コミュニケーション学部子どもコミュニケーション学科に特別支援学校教員養成課程（知・肢・病）を開設
令和 7 年	浜松学院大学現代コミュニケーション学部は地域共創学部へ名称変更 地域共創学科を地域経営学科へ名称変更 子どもコミュニケーション学科を地域子ども教育学科へ名称変更

大学の校章について



人間の総合的なコミュニケーション能力をデザイン化したものです。

1. 歴史と建学の精神



創業者 是つかで ひろし
廿日出 彪

浜松学院大学の源流は、大正13年4月に創立された遠江商業学校に求められます。昭和8年11月22日に廿日出 彪（はつかで ひろし）先生は遠江商業学校を継承し、財団法人興誠商業学校を設立されました。興誠学園の建学の精神は「誠の精神 即ち 誠を興し 誠に行動し 誠を普くする」です。これは中国の古典の四書五経の中庸編「誠は天の道なり、是を誠にするは人の道なり」という教えです。昭和26年、戦後の復興期に、地元浜松産業界の要請と支援に基づき、浜松短期大学が設立されました。爾来、半世紀を超える歴史の中に脈々として流れるその教育理念は、「高潔なる倫理観に立って、他を思いやることができる真に豊かな人間性を基礎に、変化に対応できる想像力と実践力を身につけた職業人の育成」です。

こうした建学の精神や教育理念を受け継ぎ、平成16年4月に浜松学院大学が開学されました。

2. 教育理念

○責任ある自己実現と社会貢献の人づくり

産業や経済構造の変化と情報化や国際化が進む中で、私たちは真に豊かで成熟した民主主義を目指しています。本学は21世紀を創りだす若者たちが未来に向かって、自ら責任ある自己実現と社会貢献ができる学びと実践練磨の場であります。「誠の人」の育成を目指し、地域に信頼される教育を築いていくことにあります。

○専門的実務能力「能く生きる」と共生協調能力「善く生きる」とを兼備する人材を育成

建学の精神である「誠の精神 即ち 誠を興し 誠に行動し 誠を普くする」を受け継ぎ、専門的実務能力「能く生きる」と共生協調能力「善く生きる」とを兼備する「誠の人」を育成することが本学の教育理念です。専門的実務能力「能く生きる」とは高い専門性と逆境を乗り越えながら最後までやり抜く行動力と実践力のことであり、共生協調能力「善く生きる」とは他者との協調性や自己や他者などとの対話などのコミュニケーション能力のことであり、この理念を具現化するためには、地域社会と提携して、一人一人の学生が能動的な学びを継続して行い、深い学びを積み上げることによって可能となります。

3. 3つのポリシー

地域共創学部 of 3つのポリシー

本学は、「誠の精神 即ち 誠を興し 誠に行動し 誠を普くする」を建学の精神とし、専門的実務能力「能く生きる」と共生協調能力「善く生きる」を兼備する人を育成する実学教育を行っています。

ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与方針）

地域共創学部は、以下に掲げる知識や能力を身につけ、所定の単位を修得した学生に対して、卒業を認定し、学士（地域共創）の学位を授与します。

- 1 高潔な倫理観に立って、他を思いやることができる豊かな人間性を身につける。
- 2 地域やグローバル社会に対応できる幅広い教養と専門的知識を活用して、課題解決できる力を身につける。
- 3 実践練磨の場における共生協調能力を身につける。

カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）

地域共創学部では、実学教育を行う中で、以下の目標が達成できるようアクティブ・ラーニングに基づく DiCoRes プログラムを中核とした教育課程を編成しています。

- 1 人を思いやることができる人間性を涵養し、責任をもって行動する力を修得する。
- 2 幅広い教養と専門分野に関する知識・技術を学修し、それらを活用して諸課題を解決していく判断力、創造力、実践力を修得する。
- 3 人々と活動する中で、多様なコミュニケーション能力を高め、リーダーシップを発揮する力を修得する。

アドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）

地域共創学部では、建学の精神と教育理念に共鳴する以下の者を受け入れます。

- 1 大学での学修に相応しい基礎学力を有し、地域や世界の現状、あるいは保育や教育に関心をもつ者。
- 2 地域や社会の課題解決、発展に寄与することに使命を感じる者。
- 3 コミュニケーション能力の向上に意欲を持ち、創造性豊かで行動力のある者。

地域経営学科 3つのポリシー

地域経営学科では、高い知識と実践力を兼ね備え地域を変革していく人材を育成することを目的としています。さらに地域や職場においてさまざまな人々と適切なコミュニケーションが取れる人を育成する実学教育を行っています。

ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与方針）

- 1 高潔な倫理観に立って、地域を愛し、地域に貢献することができる豊かな人間性を身につける。
- 2 グローバル化し、変容する社会に対応できる幅広い教養と実践力を活用して、地域社会の課題を解決できる力を身につける。
- 3 地域社会におけるさまざまなフィールドにおいて「実践練磨」の場生きる共生協調能力を身につける。

知識・理解	様々な分野の知識を学び、理解することで、複数分野の知識を応用して多面的に考察することができる。また、地域の政策や経営、観光、グローバル化に関する専門的な知識を体系的に学び身につけることで、地域社会の課題解決に必要な理論を理解し、活用することができる。
思考・判断	グローバル化し、変容する地域社会の課題に対し、情報を収集分析し、身に付けた様々な知識や技術、経験をもとに、多面的な視点から論理的かつ倫理的に判断し、解決策を考え、行動することができる。
関心・意欲	地域を愛し、地域に貢献することへの使命感を持ち、地域社会の課題解決に対する意欲をもって学びを継続することができる。
共生協調能力	地域社会において、多様な個性や価値観があることを理解し、そこに住む人々や、地域産業などそれぞれの立場に寄り添った地域貢献ができる。また、自身の考えを他者に正しく伝えつつ、他者の意見も尊重することで、仲間や周囲の人と協力し主体的に活躍できる。

カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）

- 1 地域社会のさまざまなフィールドでの学びを通して豊かな人間性を涵養するとともに、責任ある自己実現力を修得する。
- 2 グローバル化し、変容する地域社会のさまざまなフィールドにおける幅広い分野と専門分野に関する知識・技術を習熟し、それらを活用して諸課題を解決していく判断力、創造力、実践力を修得する。
- 3 地域社会のさまざまなフィールドにおいて活動する中で、多様なコミュニケーション能力を高め、リーダーシップを発揮する力を修得する。

アドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）

- 1 大学での学修にふさわしい基礎学力を有し、地域社会への貢献に強い関心をもつ者。
- 2 グローバル化し、変容する地域社会の諸課題の解決及び発展に寄与することに使命を感じる者。
- 3 コミュニケーション能力の向上に意欲を持ち、地域社会の変革に取り組み、創造性豊かで行動力のある者。

地域子ども教育学科 3つのポリシー

地域子ども教育学科では、高い専門性と実践力を兼ね備えた教育者や保育者を目指して、子どもとのコミュニケーション能力に優れ、地域の小学校、特別支援学校、幼稚園、保育所、児童福祉施設等で即戦力となる教育者、保育者を養成することを目的としています。さらに、就職先の学校、園、施設において組織の一員として円滑な人間関係を構築することができ、保護者からも信頼される人材を育成する実学教育を行っています。

ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与方針）

- 1 高潔な倫理観に立って、慈愛をもって子どもと関わることができる豊かな人間性を身につける。
- 2 変革する教育・保育、子ども社会に対応できる幅広い教養と実践力を活用して、課題解決できる力を身につける。
- 3 教育・保育現場における実践練磨の場に生きる共生協調能力を身につける。

知識・理解	様々な分野の知識を学び、理解することで、複数分野の知識を応用して多面的に考察することができる。また、教育に関する専門的な知識を体系的に学び身につけることで、教育の実践に関する理論を理解し、活用することができる。
思考・判断	様々な教育的課題に対し、情報を収集分析し、身に付けた様々な知識や技術、経験をもとに、多面的な視点から論理的かつ倫理的に判断し、解決策を考え、行動することができる。
関心・意欲	理想とする保育者像、教育者像を追求し、子どもや児童生徒の教育・保育に対する意欲をもって学びを継続することができる。
共生協調能力	教育現場において、多様な個性や価値観があることを理解し、多様な子どもや児童、その保護者に慈愛をもって寄り添うことができる。また、自身の考えを他者に正しく伝えつつ、他者の意見も尊重することで、仲間や周囲の人と協力し主体的に活躍できる。

カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）

- 1 教育・保育実践を通して豊かな人間性を涵養するとともに、責任ある自己実現力を修得する。
- 2 教育・保育に関する幅広い教養と専門的知識、技能に習熟し、それらを活用して課題を解決していく判断力、創造力、実践力を修得する。
- 3 子どもに係わる協同的な活動をする中で、多様なコミュニケーション能力を高め、リーダーシップを発揮する力を修得する。

アドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）

- 1 大学での学修にふさわしい基礎学力を有し、教育や保育に強い関心をもつ者。
- 2 教育・保育の抱える諸課題の解決及び発展に寄与することに使命を感じる者。
- 3 コミュニケーション能力の向上に意欲を持ち、教育・保育に関して創造性豊かで行動力のある者。

目 次

校 歌	2
キャンパスマップ	3
学年暦	4
治 革	6
浜松学院大学の教育理念	7
地域共創学部 の 3 つ の ポリシー	8
地域経営学科 3 つ の ポリシー	9
地域子ども教育学科 3 つ の ポリシー	10
目 次	11



1 はじめに

学期制	14	学籍番号・学生証	14
休業日	14	学籍	15

2 学生生活

学生への連絡	18	セクシュアル・ハラスメント	24
伝言・呼び出し・取次ぎ	18	アルバイト	24
諸手続き	18	紛失物・拾得物	24
窓口	18	事故・盗難	24
施設使用について	19	学生ロッカーの使用	24
アドバイザー	20	SNS の使用について	24
オフィスアワー	20	自動車通学について	25
構内禁煙	20	自動二輪及び原付通学について	26
携帯電話・PC	20	貸出用自転車	26
服装	20	下宿・アパート等の住居紹介	26
地震のとき	20	学生用コピー機	26
学生相談	24		

3 奨学金

奨学金制度	28	奨学金内容	28
-------	----	-------	----

4 災害・傷害保険

学生教育研究災害傷害保険について	32
------------------	----

5 各種手続き

証明書の発行について	34
------------	----

6 パソコン・情報処理施設関係

情報環境の案内	38	電子メールについて	39
本学情報システムで提供するサービス	39		

7 履修

履修の心得	42	地域子ども教育学科カリキュラムマップ	58
地域経営学科の履修について	43	授業科目と担当教員(1,2年次生用)	60
地域経営学科カリキュラムマップ	44	授業科目と担当教員(3年次生用)	64
授業科目と担当教員(1,2年次生用)	46	授業科目と担当教員(4年次生用)	68
授業科目と担当教員(3年次生用)	49	教職課程表	72
授業科目と担当教員(4年次生用)	52	保育士養成課程科目表	77
地域経営学科 2025 年度履修モデル(参考)	55	地域子ども教育学科の目的	79
地域子ども教育学科の履修について	57	地域子ども教育学科 2025 年度履修モデル(参考)	82

8 履修登録

履修登録に関する留意点	86
-------------	----

9 授業

授業時間	88	遅刻・早退・途中退室について	89
受講上の注意	88	欠席について	89
休講	88	公欠制度について	89

10 試験

試験の種類	92	追試験について	93
受験上の注意	92	再試験について	94
成績表について	93		

11 成績

成績評価	96	GPA 制度	96
------	----	--------	----

12 入学金、授業料、その他の納付金

入学金・授業料等（半期分）	100	留年者の納付金について	102
諸会費（半期分）	100	卒業延期制度について	102
休学中の納付金	100	本学独自の給付制度の継続基準等について	102
延納	101	本学独自の給付制度の取り消しについて	103

13 図書館の利用

図書館の利用	106
--------	-----

14 就職

キャリア支援グループの利用について	110	正課外インターンシップに参加する時の手続きについて	110
就職活動等で必要な証明書の発行について	110	キャリア科目の履修について	110

15 諸規程

学則	112	ハラスメントのないキャンパスのために	147
学生規程	132	学生懲戒規程	148
履修に関する規程	134	学生ロッカー使用規則	151
公欠制度に関する内規	137	学生駐車場使用要領	151
図書館利用規程	140	SNS の利用に関するガイドライン	152
地域子ども教育学科教職課程履修規程	141	合理的配慮に関する内規	152
地域子ども教育学科保育士養成課程履修規程	142	合理的配慮の手順	154
長期履修学生制度規程	143	卒業延期制度に関する規程	155
転学科に関する規程	143	公立学校教員採用試験の大学推薦に関する規程	155
奨学金規程	144	履修可能な単位数の制限及び GPA 制度に関する内規	156
アドバイザーに関する規程	146	学生会規程	157
学生相談に関する内規	146		

16 キャンパス平面図

布橋キャンパス	162	布橋キャンパス校舎平面図	163
---------	-----	--------------	-----

1章 はじめに



第1章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章

第13章

第14章

第15章

第16章

学期制

学年は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わりますが、それを次の二期に分けます。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

休業日

休業日は、次のとおりです。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律に規定する休日（授業を開講する日もあります。）

本学園創立記念日

その他（4～5 ページの学年暦を参照してください。）

※授業日以外に集中講義や課外授業（フィールドワーク等）を実施することがあります。

学籍番号 学生証

学生証に記入してある番号が学籍番号です。この番号は個人で異なり、原則として入学から卒業まで変わりません。試験、諸届等、学内のすべての事務はこの番号によって処理されます。

〔学籍番号のしくみ〕

〈例〉 2 0 2 5 R 0 0 1
入学年度 学科番号 個人番号

R：地域経営学科
D：地域子ども教育学科

学生証▷

■学生証の提示を求められる主なケース

- ①試験 ②授業の出席 ③各種証明書交付 ④通学定期券の購入
- ⑤図書館の利用 ⑥大学の施設・備品の利用・借用
- ⑦紛失物の受取り



P132 第4章 参照

学生証は、自分の身分を証明するものです。本学の教職員から請求があったときは、いつでも提示できる様に携帯してください。

学生証の交付▷



P34・
P132 第4章 参照

■紛失・破損等したときは

- 学生証を紛失・盗難または、破損、汚損した場合は、ただちに学務グループで
- 「学生証再発行」の手続きをしてください。また、紛失・盗難の場合は悪用さ
- れることのないように必ず最寄の警察署や交番にも届け出てください。
- 手続き時には、再交付手数料（1,000 円）が必要です。

学生証の記載事項を変更する場合は、事務局学務グループへ届け出てください。

第1章

■試験の際、学生証を忘れた場合は

一日のみ有効の仮学生証を発行します。
学務グループに申し出てください。



■こんな時には速やかに学生証を返却しましょう。

- ①卒業・退学などで学籍を失ったとき
- ②再交付を受けたのち、前の学生証が見つかったとき

学 籍

修業年限▷

本学の教育課程を修了するために必要な年限です。4年と定められています。

在学年限▷

本学で在学可能な年限です。8年と定められています。

休学・復学▷

病気その他やむを得ない理由で修学できない者は、休学することができます。所定の「休学願」を保証人連署の上、事務局学務グループに提出し、その許可を受けなければなりません。(※ 34ページ参照)

(許可を得た者には「休学許可通知」を送付します。)

(1) 休学の期間は1年を超える事ができません。特別の事由がある場合は、引き続き更に1年まで延長することができます。ただし、通算して4年を超えることはできません。

(2) 休学期間は在学年限に算入されません。

休学期間は、授業料等は免除されますが、在籍料を納入しなければなりません。※学期の全てを休学した場合に限る。

(3) 休学中の者が復学しようとするときは、保証人連署の上、所定の「復学願」を提出し、その許可を受けなければなりません。休学の理由が病気による場合は、医師の診断書が必要です。(※ 34ページ参照)

注意 休学が承認された場合、その期間の履修は無効となり、評価対象外となります。

退学▷

病気その他やむを得ない事由で退学しようとする者は、所定の「退学願」を保証人連署の上提出し、その許可を得なければなりません。

(許可を得た者には、「退学許可通知」を送付します。)

P34, P113参照

P34, P113 参照

第1章

除籍▷

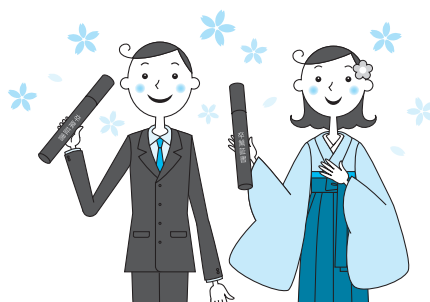
P113 参照

次に該当する者は、教授会の議を経て除籍されます。

- (1) 在学年限8年を超えた者
- (2) 休学期間を超えてもなお修学することができない者
- (3) 授業料その他納付金の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

卒業▷

本学に4年以上在学し、所定の授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、卒業を認定し、卒業証書を授与します。



学位▷

本学地域共創学部を卒業した者に対し、学士（地域共創）の学位を授与します。

再入学▷

退学者が学籍を失ってから3年以内に再入学を願い出たときは、事由によってこれを許可することがあります。

再入学を希望する場合は、学務グループへ連絡してください。

留学▷

外国の短期大学又は大学に留学しようとする者は、保証人連署の上願い出て、学長の許可を得なければなりません。学務グループに連絡してください。

2章 学生生活について

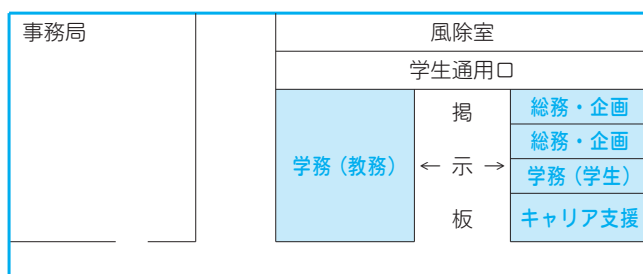


第2章

学生への連絡

学生への連絡等はすべて学内の所定の掲示板及びポータルサイト・メールによって行われます。掲示された事項は、すべて学生に伝達されたものとして扱われます。登下校時には必ず掲示板を確認してください。

掲示板案内図



伝言 呼び出し 取次ぎ

電話での伝達事項に関する問い合わせには原則として応じられません。また、学生個人への伝言・呼び出し・取次ぎも事故・忌引等緊急のやむを得ない場合以外は取次ぎません。家族・友人にも知らせておいてください。

諸手続き

P34 第5章参照

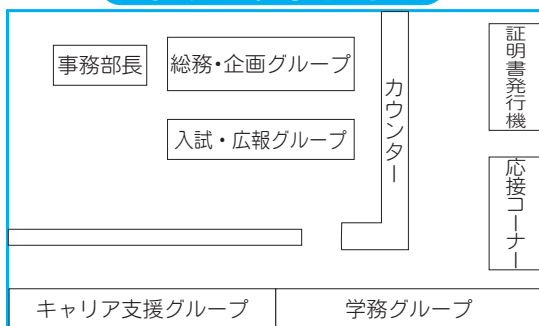
窓口

■窓口の事務取扱時間

布橋キャンパス	8:50~11:30、12:30~17:00
図書館（布橋）	9:00~18:45（授業時）

※ 布橋キャンパス事務局では、17:00~19:00の時間帯、事前届出済の鍵の貸出・受取のみ行います。

事務局案内図



第 2 章

施設使用 について

施設使用▷

布橋キャンパス施設使用について

大学の施設・設備を使用する場合、届出が必要な施設があるので、下記に従い注意すること。また、使用に際しては、火気・戸締り・消灯に十分注意し、使用後の整理整頓を心掛けること。

施設を使用する場合は、近隣住人に迷惑を及ぼさないよう留意すること。大きな音を出す場合は 17:00 までとする。
使用許可願の提出、その他の届出については、緊急時を除いて事務取扱時間内 (8:50～17:00) のみ受け付けます。

■布橋キャンパスの施設使用について

建 物	施 設	時 間	使 用 方 法
門の開閉		授業期間 7:00～21:00	通用門は常時開放
		休業時間	授業のない期間は 8:00 開門 17:30 閉門 土、日、祝日、夏季休業・年末年始の休業日は終日閉門
1・3・4 号館	教室等	授業期間 8:50～19:00	授業のない時は自由に使用できるが、機器を使用する場合は届出が必要
		休日・時間外	休日・時間外の使用はできない
5 号館	ピアノ レッスン室	授業期間 8:50～19:00	授業のない時は自由に使用できる
		休日・時間外	休日・時間外の使用はできない
	教室等	授業期間	機器を使用する場合は届出が必要
		休日・時間外	休日・時間外の使用はできない
	部 室	授業期間 8:50～19:00	届出の必要はない
		休日・時間外	事前に 使用許可願 を提出する 最長 21:00 まで
	トレーニング ルーム	授業期間 8:50～19:00	届出の必要はない
		休日・時間外	事前に 使用許可願 を提出する 最長 21:00 まで
体育館※	アリーナ	授業期間 9:00～19:00	授業のない時は自由に使用できる
		休日・時間外	事前に 使用許可願 を提出する 最長 21:00 まで
		クラブ活動については割り当てられた時間帯の使用とする 許可願の提出は 1 ヶ月前からとし、半面単位で予約を受け付ける	
図書館		授業期間 9:00～18:45	届出の必要はない
		休日・時間外	月 1 度の館内整理日を含む閉館時の使用は不可
	コンピューター 自習コーナー	授業期間 9:00～18:30	届出の必要はない。館内整理日も使用は可
		休日・時間外	休日・時間外の使用はできない

※ 鍵等の貸出は、学生証が必要です。
※ 公開講座等の学内行事、その他特別の事情がある場合は、使用時間を超えて開館する事があります。
※ 入学試験日は、平日休日を問わず、全館施設の利用はできません。
※ 授業・試験期間外は原則、17:30 閉館です。図書館は 17:15 閉館です。

第2章

アドバイザー

1年次から4年次までゼミ担当教員はアドバイザーとして、オフィスアワーはもちろんのこと日常的に教育学习上、学生生活上の諸問題のアドバイザーとなります。



オフィスアワー

週に一回、アドバイザーが研究室で学生指導をする時間を設けています。時間は、学期の初めに掲示されます。

構内禁煙 (喫煙所を除く)

健康増進法による受動喫煙防止のため、喫煙所（1号館南側）以外キャンパス内、正門及び近隣地域（バス停を含む喫煙スペース以外の場所）は禁煙です。また、これに違反した学生には、浜松学院大学学生規程20条に基づく懲戒処分を行います。

携帯電話・PC

携帯電話は学内では、できるだけマナーモードにし、授業中は電源を切ってください。

なお、教室内のコンセント使用における携帯電話およびPCの充電は原則禁止です。充電できる場所は、食堂、学生ラウンジのみです。

服 装

本学には制服はありませんが、学生らしい清潔で品位のあるものであることが望ましいでしょう。

地震のとき

地震発生時の心得

大規模地震による災害から国民の生命・身体及び財産を守るため、昭和53年「大規模地震対策特別措置法」が公布され、静岡県は、同法第3条に基づく、「地震防災対策強化地域」に指定されました。

これにより、静岡県では各種の防災施設整備や、防災応急計画を実施しており、本学においても、この法律の第7条により、「地震防災応急対策計画」を制定して対策を立てているので、学生はこれにより行動してください。

地震防災応急対策計画 ▶

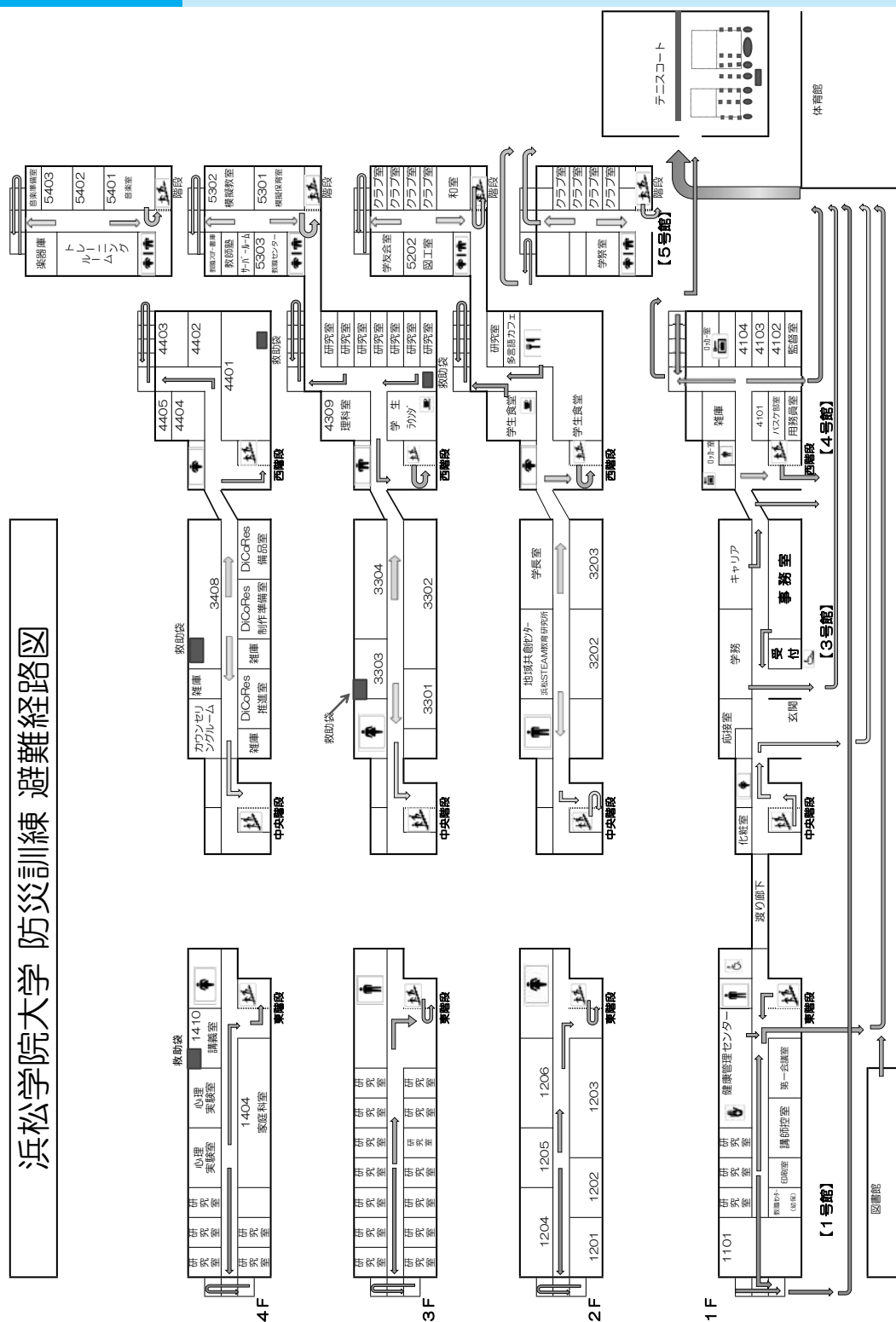
I. 学内における体制

地震発生後もしくは南海トラフ地震に関する情報（臨時）発表後、学内に次の組織を設置します。

- ・組織の名称 浜松学院大学及び浜松学院大学短期大学部防災本部
- ・設置場所 事務局
- ・組織の構成 別に定める「防災対策要員」をもって構成し、本部長は学長、副本部長は学部長、学務委員長、図書館長及び事務部長をもって充てます。

第2章

滨松学院大学 防災訓練 避難経路図



第2章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章

第13章

第14章

第15章

第16章

II. 避難場所等の指定

区 分	避難行動の種類	避難場所	誘導区分
学 内 の 場 合	第一次避難行動	各教室、研究室、実習室、事務局等、各人の在室する場所	在室の教職員
	第二次避難行動	【布橋キャンパス】 校舎前庭またはテニスコート	各々在室している教職員及び本学防災要員
学 外 の 場 合	第一次避難行動	実習先等各機関等が指定する場所	各機関職員及び地震防災要員
	第二次避難行動	実習先等各機関等が指定する場所	各機関職員及び地震防災要員

※ 第一次避難行動 …… 学内授業中に地震発生の場合
第二次避難行動 …… 更に状況が悪化し、教室等での避難が危険と判断された場合及び注意情報または「数時間以内に地震の発生するおそれがある」という予知の場合

III. 地震に関する情報（臨時）が発表された場合

原則として平常の活動を継続（状況に応じて教育活動を中止する場合もある。）

IV. 学校が所在する地域で震度5強以上の地震が発生したとき

1. 直ちに教育活動を中止

(1) 大学の緊急措置

・全面休講とします。

(2) 在宅時の場合

・登出校を見合わせてください。

(3) 登校、下校時の場合

①登校途中である場合は、即時登校を中止し、帰宅してください。

②公共の乗物に乗車中の場合は、当該の乗物の責任者の指示に従って行動してください。

③駅にいる場合は、駅長の指示に従って行動してください。

④教職員は可能な限り出校し、配置につきます。

(4) 在校時の場合

①即時講義を打ち切り、本部長を中心に本部を設置して情報を集め、明確な指示及び的確な指揮をします。

②学生は即時帰宅を原則とします。

③交通機関を利用している学生で、状況により帰宅不可能な場合は、大学がこれを保護し、指示された第二次避難地へ誘導、避難します。

④教職員は、学生の安全を確保した後、防災活動に移ります。

2. 「数時間以内に地震の発生するおそれがある」という予知の場合は次によるものとします。

①即時講義を打ち切り、本部長を中心に本部を設置して情報を集め、明確な指示及び的確な指揮をします。

第2章



- ②教職員は、本部長の指示に従い、学生は教職員の指示により行動します。
- ③教職員は、学生を本部の指示により所定の場所へ誘導、避難させます。
- ④教職員は、一つの行動を起こす直前、直後には人員の掌握、異常の有無を確認します。
- ⑤教職員は、避難地で学生の保護にあたります。
- ⑥本部は、状況に応じて学生の帰宅、保護を判断し、指示を与えます。

V. 地震に対する心構え

1. 日常心掛けること

①情報確認

- ・新聞、テレビ、ラジオ等常に、マスコミの地震情報に注意を払うと共に、興味本位の記事にまどわされないようにしてください。

②一日の行動の所在をはっきりとさせましょう。

③身分証明書は常に携帯しましょう。

(連絡先、血液型等を書き入れておく)

2. 地震が発生した場合

学内にいる時に地震が発生した場合は、次の注意事項を守ってください。

- ・あわてず、さわがず、落ち着いて行動する。
- ・まず机の下に身を寄せ、初動のおさまるのを待つ。
- ・授業中はもちろん、その他の場合も教職員の指揮に従う。
- ・ロッカー、下駄箱、戸棚等倒れるおそれのある場所から離れる。
- ・ガラスのそばなど、危険の多い場所から離れる。
- ・座布団、本、カバンなどで頭部を保護する。
- ・そばに火気類があるときは、地震がおさまったら早急に離れる。
- ・周りの人たちの安否を確認し、ケガ人や倒れている人がいたら助ける。
- ・揺れが多少おさまったら、近くにある火気を消す。戸を開け、出口を確認する。
- ・教職員の指示に従って、いったん外に出て避難場所へ集合する。
- ・途中ケガをした場合は、早急に手当てを受ける。

VI. 災害後の授業の再開

- 1. 学内外における被害の規模、態様、余震の状況及び学生への連絡方法等総合的に勘案して学長が決定します。
- 2. 授業再開までの間、各自被害地域の救急活動ならびに災害復旧に、安全に留意しつつ、できる限り協力をします。

安否報告

災害発生時は下記の QR コードから安否の報告をしてください。

<https://www.hamagaku.ac.jp/hgu/campus/bousai/>



第2章

学生相談

P146 参照

本学では、学生が勉学に専念し、有意義な生活を送ることができるよう、学生相談室を設け、相談員を置いています。146ページの「学生相談に関する内規」及び掲示を参照してください。

プライバシーは守られます。

セクシュアル・ハラスメント

P147 参照

本学では、すべての学生及び教職員の人権が守られ尊重される教育環境にするために、「ハラスメントのないキャンパスのために」を設け、特に学生へのセクシュアル・ハラスメントについて厳しい姿勢で臨むことにしています。147ページの「ハラスメントのないキャンパスのために」を参照してください。

アルバイト

- 授業期間中は、原則として、アルバイトをしないように指導しています。
- 学業に支障をきたさないように計画してください。
- 危険な業種、風紀上好ましくない業種は避けてください。

紛失物・拾得物

紛失物・拾得物があった場合には、直ちに学務グループへ届け出てください。

3ヶ月を経過した拾得物は処分します。

事故・盗難

事故、盗難、その他の被害にあったとき、何か困ったときには、早めに学務グループへ相談に来てください。

現金・貴重品は常に身につけ、各自で管理してください。

学生ロッカーの使用

P151 参照

学生ロッカーを使用するときは「学生ロッカー使用規則」を遵守し、鍵を掛けるようにしてください。現金・貴重品は入れてはいけません。153ページの「学生ロッカー使用規則」を参照してください。

SNS の使用について

SNS とは、インターネットを使用したコミュニケーションツール、LINE・Facebook・X・Instagram・TikTok等を指す。

① SNS の利用による危険性

ア 誰かに知られる

SNS は、世界中から自分と無関係な第三者もアクセスできるため、個人での制御や管理には限界があり、秘密にしておきたい情報も知られてしまう可能性がある。

イ 誰かに利用される

知らない第三者が自分の情報や書き込みを見ることによって悪意をもって使用されることがある。

第2章

ウ 広がる

軽い気持ちの冗談や悪口、誤解を招く差別的な表現等が、知らないところで知らない間に想像以上に広がってしまうことがある。

エ 消せない

発信した情報は、完全に削除することが出来なくなり、そこでの発言やアップした写真、動画は、半永久的にネット上に残ってしまうことがある。

オ 個人の特定ができる

写真の投稿は、位置情報の設定に注意するなど個人情報が特定されるような発信には、細心の注意を払うことが必要である。

② SNS の利用により法的に問題となりうる行為

ア Web サイトの画像や動画を、他の Web サイトに転載すること。

イ 無断で他者の写真や動画等を SNS で公開すること。

ウ ブランドのロゴ等の商標登録されているものを無断で SNS やブログに転載すること。

エ インターネット上に他者に対する中傷や攻撃と受け取られるような内容等を書き込むこと。

自動車通学について



P132 第6章 参照



自動車通学は許可制です。

許可申請条件	①公共交通機関利用による通学が不便と認められる者 ②申請時に本人または保証人名義の自動車を持している者 ③身体に障害があり自動車による通学が不可欠と認められる者 ④その他特別の理由があり自動車通学が不可欠と認められる者 ⑤対人・対物賠償無制限の任意自動車保険に加入している者 (ただし、この額は適宜変更あり) ⑥駐車台数に限りがあるため、上記条件に該当する者でも極めて逼迫した者を優先
駐車許可有効期間	半期 ●前期 4月1日～9月30日 ●後期 10月1日～3月31日
駐車できる曜日・時間	曜日 祝日を除く月曜日から金曜日まで 時間 午前8時30分から午後6時まで
駐車場使用料	半期 6,000円

- 1. 本学教職員の注意を無視し、無許可で構内に自動車の乗り入れをした場合、本人の許可なく車輪を固定（一週間）する。なお、この際に生じた、または本人が故意に外そうとして付いた車輪の傷等に対して、本学は一切責任を負わない。また、故意に外そうとしたことにより、本学の所有する車輪固定器具が破損した場合は、修理または買替費用を学生本人に請求する。
- 2. この他、151ページに定める「学生駐車場使用要領」に違反した者は、学則第57条に基づく懲戒処分を適用することがある。
- 3. 事故については学内、学外を問わず、本学は一切責任を負わない。

第2章

自動二輪及び原付通学について

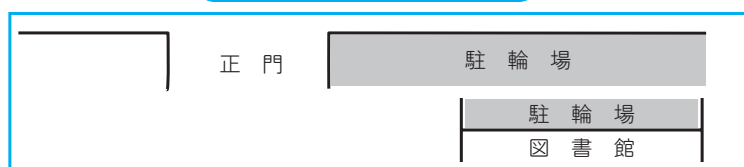
P132 第6章参照



自動二輪及び原付で通学しようとする者は「二輪車通学登録申請書」を、自転車で通学しようとする者は「自転車通学登録申請書」を提出し、登録しなければなりません。学生規程 132 ページ第 6 章を参照してください。なお、自転車通学の場合は、静岡県自転車条例に従い、自転車保険（賠償責任保険）に加入しなければいけません。

1. 所定の駐輪場以外に置いてはならない。
2. 交通法規を遵守しなければならない。
3. 前記に違反した者は、学務委員会が自動二輪及び原付、自転車での通学を禁止することがある。

学生駐車場配置図



貸出用自転車

短期大学部への移動用として、また、校外活動やクラブ・サークル活動、近辺への買い物などに貸出用自転車が利用できます。

1. 使用方法
 - ① 事務局学務グループに学生証を持参の上、鍵を借り受ける。
 - ② 使用后、鍵を事務局学務グループに返却し学生証を受け取る。
2. 使用に関しての留意点は別に定める。

下宿・アパート等の住居紹介

自宅通学できない遠方の学生には、学務グループでアパートやワンルームマンションなどの物件を取り扱っている業者を紹介しています。なお、業者への連絡は直接して頂くことになります。



学生用コピー機

学生用の有料コピー機（一枚 10 円）が使用できます。学友会活動、学園祭活動、ゼミ発表資料作成等に活用してください。有料コピー機は 4 号館 2F 第 2 食堂にあります。

3章 奨学金について



奨学金について

第 3 章

奨学金制度

本学には主に、浜松学院大学奨学金、日本学生支援機構奨学金の2つの奨学金があります。

本学の奨学金は「本学に在学する学生で勉強の志があり、かつ学資の支払いが困難と認められる者」を対象に貸与をします。

また、このほか(財)交通遺児育英会奨学金、あしなが育英会奨学金などの紹介もしています。

4月中旬に希望者のみを対象とした説明会を行います。実施期日は掲示等でお知らせします。

奨学金に関する諸連絡は掲示・メールによって行いますので見落としのないよう随時確認をしてください。

奨学金メールアドレス shougaku@hamagaku.ac.jp

奨学金内容

	浜松学院大学	日本学生支援機構	
1. 種類	《貸与型》 ①一般奨学金(無利子) 月額30,000円を単年度貸与 ※次年度以降も申請可 ②特別奨学金(無利子) 授業料及びその他の学納金半期相当額 ※1) 特別奨学金については、家庭の経済事情の変化に教育的に対応するための応急措置的な奨学金であり、審査も他の奨学金のものとは異なる。	《貸与型》 ①第一種奨学金(無利子) a. 自宅通学者 月額20,000、30,000、40,000、54,000円の中から選択できる。 b. 自宅外通学者 月額20,000、30,000、40,000、50,000、64,000円の中から選択できる。 ※ a. b ともに申込時における生計維持者の年収が一定額以上の方は、各区分の最高月額以外の月額から選択。 ②第二種奨学金(有利子) 月額20,000円～120,000円のうち1万円単位で選択できる。(但し、家計基準に基づく審査がある。) ③緊急採用(第一種) ・ 応急採用(第二種) ※家計急変のため緊急に奨学金借用の必要が生じた場合に適應することができる制度であり、定期外採用。 ④入学時特別増額貸与奨学金	《給付型》 月額 a. 自宅通学者 38,300円(第Ⅰ区分) 25,600円(第Ⅱ区分) 12,800円(第Ⅲ区分) 9,600円(第Ⅳ区分) (多子世帯に限る) ※生活保護を受けている世帯の生計維持者と同居している人及び児童養護施設等から通学する人は、増額される。 b. 自宅外通学者 75,800円(第Ⅰ区分) 50,600円(第Ⅱ区分) 25,300円(第Ⅲ区分) 19,000円(第Ⅳ区分) (多子世帯に限る) ※高等教育の修学支援新制度の授業料減免とセットになる。 ※学業成績、学修意欲等に係る要件、及び家計の経済状況に係る要件(所得要件・資産要件)がある。
		日本学生支援機構 給付型奨学金と 貸与型奨学金は、 併用可能	

日本学生支援機構
給付型奨学金と
貸与型奨学金は、
併用可能

第3章

2. 募集時期	学年を問わず年1回（4月） ※特別奨学金は校納金納付時期	学年を問わず年2回（4月・10月） ※緊急採用・応急採用は随時	学年を問わず年2回（4月・10月） ※家計急変採用は随時
3. 申請方法	4月の説明会時の指示により下記書類を提出する。 ①奨学金希望調査票 ②指定の願書、振込口座届 ③源泉徴収票または確定申告書の写し	説明会時の指示により下記書類を提出する。（インターネットでの入力申込） ①奨学金希望調査票 ②確認書・入力下書き用紙 ③マイナンバー提出書	説明会時の指示により下記書類を提出する。（インターネットでの入力申込） ①奨学金希望調査票 ②確認書・入力下書き用紙 ③マイナンバー提出書
4. 採用決定	希望者の中から学業・家計・人物について学務委員会（特別奨学金については運営会議）で審査し、学長が決定する。	希望者の学業・家計・人物について学務委員会が審査・選考の上、学長が推薦し、日本学生支援機構が決定する。	希望者の学業・家計・人物について学務委員会が審査・選考の上、学長が推薦し、日本学生支援機構が生計維持者の世帯所得金額に基づく区分に応じて決定する。
5. 返 還	①卒業した月の翌月から返還を始める。 ②3年以内で返還をする。（2年以上貸与を受けた場合は8年以内） ③返還についての説明会を貸与年次の12月と卒業年次の12月に行う。	①卒業後6カ月を経てから返還を始める。 ②貸与総額に応じて定められた返還金を8年～20年で返還する。 ③返還についての説明会を卒業年次の12月に行う。	返還の必要なし
6. 規 程	浜松学院大学奨学金規程による	日本学生支援機構規程による	

※奨学金について不明な点がある場合は、学務グループ(学生)まで、お問い合わせください。

4章 学生教育研究 災害傷害保険について



第 4 章

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

第 6 章

第 7 章

第 8 章

第 9 章

第 10 章

第 11 章

第 12 章

第 13 章

第 14 章

第 15 章

第 16 章

本学では、教育活動中の不慮の事故に備えて補償制度である「学生教育研究災害傷害保険（Aタイプ）」および「学研災付帯賠償責任保険（Bコース）」に、全学生が加入しています。オリエンテーションで配付された「学生教育研究災害傷害保険のしおり」は、4年間必ず保存し、すぐ見られるようにしてください。

万一、事故が起きた場合は、速やかに健康管理センターへ届け出てください。

① 保険金が支払われる傷害（普通保険約款第1条、第2条参照）

教育活動中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被った場合が対象となります。

正課中（講義・演習・実験・実習・実技等）

学校行事中（入学式・卒業式・学園祭等）

キャンパス内にいる間（大学が許可した場所あるいは時間内または行為）

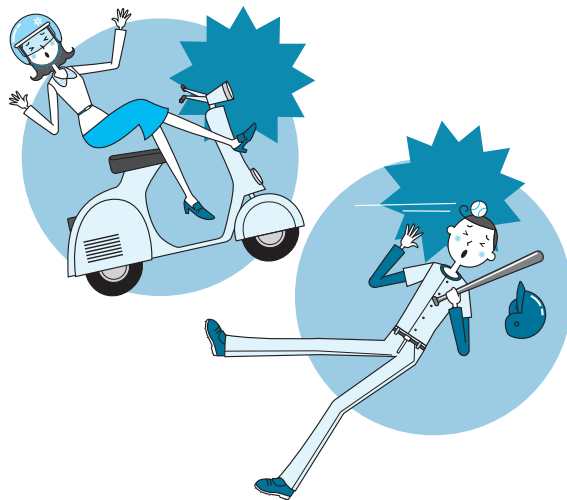
課外活動中（届出のある活動）

本学への登校、下校中（合理的な経路及び方法により、住居と学校との間）

② 保険金が支払われない傷害（普通保険約款第4条、第5条参照）

故意、疾病、出産、酒酔運転、自然災害による傷害

補償の対象となる事故や補償範囲等の詳細は、(公財)日本国際教育支援協会のHPで、「学生教育研究災害傷害保険」のページをご確認ください。



5章 各種手続きについて



各種手続きについて

第 5 章

証明書の発行について

証明書の発行、各種届出の際に印が必要ですので、常に携帯しているようにしてください。

「証明書発行機申込」のものは、証明書発行機にて申し込みをしてください。

種 類	申込先	発行日数	金 額	備 考	問い合わせ先
在 学 証 明 書	証明書発行機	即時	300 (1,000)		学務グループ
学業成績証明書			300 (1,000)		
卒業見込証明書			300 (1,000)		
健康診断書			300 (1,000)		健康管理センター
通学証明書			無 料	一ヶ月間有効	学務グループ
学生生徒旅客運賃割引証			無 料	三ヶ月間有効 片道 100km以上で 使用可 年間10枚目安、1回 の発行2枚まで	
推 薦 状	キャリア支援グループ	1 週 間	300 (1,000)		キャリア支援グループ

() は英文発行

※郵便・電話・FAX等による申込、証明書の郵送は行っていません。

(卒業後に限り、郵送による申し込み、証明書の郵送を受け付けています)

※厳封を希望する場合は、キャリア支援グループへ申し出てください。

※英文証明書は発行に1週間かかります。英文証明書を希望する場合は、事前に各問い合わせ先に申し出てください。

学生証再発行 ・パスワードの変更

種 類	提出先	備 考	
学生証再発行願	学務グループ	1,000円	
仮 学 生 証	学務グループ	100円	
パスワードの変更	総務・企画グループ		

氏名・住所等の変更

種 類	提出先	備 考	
変 更 届	学務グループ		

休学・復学・退学 しようとするとき

種 類	提出先	備 考	
休 学 願	学務グループ	保証人連署	
復 学 願		保証人連署	
退 学 願		保証人連署・学生証持参	

授業を欠席(する) したとき

種 類	提出先	備 考	
公 欠 届	学務グループ		
欠 席 届	学務グループ		

追試験または 再試験の受験を 希望するとき

種 類	提出先	備 考	
追 試 験 願	学務グループ	追試験願、「欠席事由を証明する書類」、 追試験料 (1 科目 500 円)	
再 試 験 願	学務グループ	再試験願、再試験料 (1 科目 2,000 円)	

第 5 章

履修登録を行うとき ▷

種 類	提出先	備 考	
履 修 時 間 割 表	学務グループ	WEB 提出	

学生生活 ▷

種 類	提出(申込)先	備 考	
クラブ・サークル 設 立 願	学務グループ		
部室使用許可願	学務グループ		
奨 学 金	学務グループ		
体育館等の鍵の貸出	学務グループ	17:00 以降の貸出は事前に届出すること。	
施設使用許可願	学務グループ		
その他施設の利用 に 関 す る こ と	学務グループ		
下宿斡旋業者の紹介	学務グループ		
紛 失 ・ 盗 難 届	学務グループ		

通学届 ▷

種 類	提出先	備 考
自転車通学登録 申請書(原付を除く)	学務グループ	
二輪車通学登録 申 請 書		
自動車通学許可 申 請 書		駐車場使用料 許可後、半期 6,000 円

学納金 ▷



P101参照

種 類	提出先	備 考	
学納金延納申請書	総務・企画グループ	前期 4 月 20 日、後期 9 月 20 日までに提出。 (延納期限は、それぞれ 7 月 15 日、1 月 15 日。)	

✕ €

6章 パソコン・ 情報処理施設関係について



第 6 章

情報環境の案内

コンピュータ 自習コーナー▷

コンピュータ自習コーナーは、図書館 2 F にあります。
この部屋では、5 台のデスクトップ PC が完備されており、ネットワークプリンタ 1 台が利用できます。

マルチメディア教室▷

プロジェクタ、スクリーン、DVD・CDデッキ、マイク等が設置されている教室です。

・ N 1 1 0 1 ・ N 1 2 0 3 ・ N 1 2 0 6 ・ N 3 3 0 2
・ N 3 3 0 4 ・ N 4 4 0 1 ・ N 5 3 0 2 ・ N 5 4 0 1

その他にも、以下の教室にはプロジェクタが設置してあり、ノートパソコンを持ち込みでのプレゼンテーションが可能です。

・ N 1 2 0 2 ・ N 1 2 0 4 ・ N 1 4 1 0
・ N 3 2 0 2 ・ N 3 2 0 3 ・ N 4 4 0 3 ・ N 4 4 0 5

情報コンセント▷

布橋キャンパスでは、全教室に情報コンセントが 1 箇所以上設置されています。情報コンセント設置数は以下の通りです（場所は巻末の「布橋キャンパス校舎平面図」をご参照ください）。

■複数の情報コンセントが設置されている教室・自習室

- ・ 図書館 1 階（5 箇所） ・ 図書館 2 階（44 箇所）
- ・ 4 号館 3 階 学生ラウンジ（5 箇所）

■その他の教室

- ・ 講義、演習用に 1 箇所設置

Wifi環境▷

布橋キャンパスでは、一部のエリアで無線 LAN が使用できます。

■提供エリア

- ・ 図書館 1 階自習コーナー ・ 4 号館 2 階学生食堂と第 2 食堂
- ・ 3 号館 1 階事務室、学務グループ室、キャリア支援室
- ・ 全教室

第 6 章

本学情報システムで 提供するサービス サービスの種類 ▷

■本学では次のサービスを提供しています。

- ◎ Office365 - AI
- (・ 電子メールの送受信
- (・ Teams、Forms 等の利用
- (・ オンライン版 Word、Excel の利用)

ユーザー ID ▷

本学のサービスを利用するには、ユーザー IDとパスワードが必要です。
これらは、大学の情報施設・サービスの正当な利用者であることを証明する重要な情報です。取り扱いには十分に注意をしてください。

使い方 ▷

各サービスの使い方については、「コンピュータリテラシ」の講義で説明します。

メールアドレス ▷

連絡や相談は、電子メールでも受け付けます。
メールを送信される際には、用件、学籍番号、氏名、連絡先を必ずお知らせください。

メールアドレス **admin@hamagaku.ac.jp** です。
(浜松学院大学 ICT ヘルプデスク)

電子メールについて 概要 ▷

本学では、学生、専任の教職員全員に、一人につき、1つのメールアドレスを付与しています。



✕ €

7章 履修について



履修の心得

大学においては学修することが第一の目的です。自分が卒業後どんな進路へ進むのかを考えて、自主的に学修するのが大学です。

自分の個性や資質、課題、関心、進路に応じて、目標を定め、主体的にかつ系統的に学修していくことが大切です。

☆4年間の履修計画

入学初年度だけでなく、4年間の履修計画を立ててみてください。卒業後の進路なども考慮に入れて履修計画を立てましょう。

☆4年間のオリエンテーション

本学では4年までの毎学期にオリエンテーションを行います。

☆オフィスアワーの利用

各アドバイザーが毎週決まった時間のオフィスアワーを設けていますので、履修の相談をしてください。オフィスアワーの時間は、掲示板で確認してください。

●科目群と履修要件

科目群等		必修	選択必修	選択	卒業要件単位			
					必修	選択必修	選択	合計
基本 教育科目	コミュニケーション・スキル	6	4	10	8	8	10	26
	教養科目	2	4					
専門 教育科目	専門共通科目	0	2	78	18	2	78	98
	その他専門科目	18	0					
合 計		26	10	88	26	10	88	124

※卒業に必要な単位数は 124 単位。

●専門専攻科目について

- ・主専攻を修了するには、
- ・専門教育科目の専攻ごと、98 単位履修する。

第7章

地域経営学科カリキュラムマップ

	知識・理解	思考・判断																																																																
1年次	<table><tr><th colspan="2">コミュニケーションスキル</th><th colspan="2">教養科目</th></tr><tr><td>英語Ⅰ</td><td>中国語Ⅱ</td><td>現代社会におけるAI (T)</td><td>社会学概論 (A)</td></tr><tr><td>英語Ⅱ</td><td>韓国語</td><td>データ・AI活用基礎実践 (T)</td><td>情報学概論 (T)</td></tr><tr><td>口語英語Ⅰ</td><td>コンピュータリテラシⅠ (T)</td><td>文学 (A)</td><td>自然環境論 (S)</td></tr><tr><td>口語英語Ⅱ</td><td>コンピュータリテラシⅡ (T)</td><td>歴史学 (日本史) (A)</td><td>大学の基礎数学Ⅰ (M)</td></tr><tr><td>ポルトガル語Ⅰ</td><td>生涯スポーツ演習Ⅰ</td><td>憲法 (A)</td><td>大学の基礎数学Ⅱ (M)</td></tr><tr><td>ポルトガル語Ⅱ</td><td>生涯スポーツ演習Ⅱ</td><td>政治学 (A)</td><td>プログラミング (E)</td></tr><tr><td>中国語Ⅰ</td><td>野外スポーツ実習</td><td>現代社会と経済 (A)</td><td></td></tr></table> <table><tr><th colspan="2">専門共通科目</th><th>地域政策専攻科目</th><th>関連科目</th></tr><tr><td>法学入門</td><td>経営学入門</td><td>経営財務</td><td>FP演習Ⅰ</td></tr><tr><td>社会調査法</td><td>公共政策</td><td></td><td></td></tr><tr><td>民法</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	コミュニケーションスキル		教養科目		英語Ⅰ	中国語Ⅱ	現代社会におけるAI (T)	社会学概論 (A)	英語Ⅱ	韓国語	データ・AI活用基礎実践 (T)	情報学概論 (T)	口語英語Ⅰ	コンピュータリテラシⅠ (T)	文学 (A)	自然環境論 (S)	口語英語Ⅱ	コンピュータリテラシⅡ (T)	歴史学 (日本史) (A)	大学の基礎数学Ⅰ (M)	ポルトガル語Ⅰ	生涯スポーツ演習Ⅰ	憲法 (A)	大学の基礎数学Ⅱ (M)	ポルトガル語Ⅱ	生涯スポーツ演習Ⅱ	政治学 (A)	プログラミング (E)	中国語Ⅰ	野外スポーツ実習	現代社会と経済 (A)		専門共通科目		地域政策専攻科目	関連科目	法学入門	経営学入門	経営財務	FP演習Ⅰ	社会調査法	公共政策			民法				<table><tr><th colspan="2">教養科目</th></tr><tr><td colspan="2">長期フィールドスタディ (基礎) 事前学習</td></tr><tr><td colspan="2">長期フィールドスタディ (基礎)</td></tr><tr><td colspan="2">長期フィールドスタディ (基礎) 事後学習</td></tr></table> <table><tr><th colspan="2">ゼミナール系科目</th></tr><tr><td colspan="2">地域経営学科特別講義</td></tr></table> <table><tr><th colspan="2">関連科目</th></tr><tr><td colspan="2">長期フィールドスタディ (発展)</td></tr></table>	教養科目		長期フィールドスタディ (基礎) 事前学習		長期フィールドスタディ (基礎)		長期フィールドスタディ (基礎) 事後学習		ゼミナール系科目		地域経営学科特別講義		関連科目		長期フィールドスタディ (発展)	
コミュニケーションスキル		教養科目																																																																
英語Ⅰ	中国語Ⅱ	現代社会におけるAI (T)	社会学概論 (A)																																																															
英語Ⅱ	韓国語	データ・AI活用基礎実践 (T)	情報学概論 (T)																																																															
口語英語Ⅰ	コンピュータリテラシⅠ (T)	文学 (A)	自然環境論 (S)																																																															
口語英語Ⅱ	コンピュータリテラシⅡ (T)	歴史学 (日本史) (A)	大学の基礎数学Ⅰ (M)																																																															
ポルトガル語Ⅰ	生涯スポーツ演習Ⅰ	憲法 (A)	大学の基礎数学Ⅱ (M)																																																															
ポルトガル語Ⅱ	生涯スポーツ演習Ⅱ	政治学 (A)	プログラミング (E)																																																															
中国語Ⅰ	野外スポーツ実習	現代社会と経済 (A)																																																																
専門共通科目		地域政策専攻科目	関連科目																																																															
法学入門	経営学入門	経営財務	FP演習Ⅰ																																																															
社会調査法	公共政策																																																																	
民法																																																																		
教養科目																																																																		
長期フィールドスタディ (基礎) 事前学習																																																																		
長期フィールドスタディ (基礎)																																																																		
長期フィールドスタディ (基礎) 事後学習																																																																		
ゼミナール系科目																																																																		
地域経営学科特別講義																																																																		
関連科目																																																																		
長期フィールドスタディ (発展)																																																																		
2年次	<table><tr><th colspan="4">専門共通科目</th></tr><tr><td colspan="2">統計学</td><td>経済学</td><td>メディア論</td></tr><tr><td colspan="4">労働社会学</td></tr></table> <table><tr><th colspan="2">地域政策専攻科目</th><th>観光専攻科目</th><th>グローバル教養専攻科目</th></tr><tr><td>政策コース</td><td>経営コース</td><td></td><td></td></tr><tr><td>行政学</td><td>経営組織</td><td>観光調査・研究法</td><td>英語学概論</td></tr><tr><td></td><td>企業システム</td><td>旅行業法</td><td>英語文学</td></tr><tr><td></td><td></td><td>国内旅行業務演習</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>食と観光</td><td></td></tr></table> <table><tr><th colspan="4">関連科目</th></tr><tr><td colspan="4">コンピュータ演習AⅠ (ITバズボート) コンピュータ演習AⅡ (ITバズボート) コンピュータ演習BⅠ (MOS)</td></tr></table>	専門共通科目				統計学		経済学	メディア論	労働社会学				地域政策専攻科目		観光専攻科目	グローバル教養専攻科目	政策コース	経営コース			行政学	経営組織	観光調査・研究法	英語学概論		企業システム	旅行業法	英語文学			国内旅行業務演習				食と観光		関連科目				コンピュータ演習AⅠ (ITバズボート) コンピュータ演習AⅡ (ITバズボート) コンピュータ演習BⅠ (MOS)				<table><tr><th colspan="2">地域政策専攻科目</th></tr><tr><td>政策コース</td><td>経営コース</td></tr><tr><td>地域計画論</td><td>経営管理</td></tr><tr><td></td><td>経営戦略</td></tr></table> <table><tr><th colspan="2">観光専攻</th></tr><tr><td colspan="2">観光まちづくり</td></tr></table> <table><tr><th colspan="2">キャリア系科目</th></tr><tr><td colspan="2">長期企業内留学指導</td></tr></table> <table><tr><th colspan="2">関連科目</th></tr><tr><td colspan="2">データ・AI活用実践演習</td></tr></table>	地域政策専攻科目		政策コース	経営コース	地域計画論	経営管理		経営戦略	観光専攻		観光まちづくり		キャリア系科目		長期企業内留学指導		関連科目		データ・AI活用実践演習	
専門共通科目																																																																		
統計学		経済学	メディア論																																																															
労働社会学																																																																		
地域政策専攻科目		観光専攻科目	グローバル教養専攻科目																																																															
政策コース	経営コース																																																																	
行政学	経営組織	観光調査・研究法	英語学概論																																																															
	企業システム	旅行業法	英語文学																																																															
		国内旅行業務演習																																																																
		食と観光																																																																
関連科目																																																																		
コンピュータ演習AⅠ (ITバズボート) コンピュータ演習AⅡ (ITバズボート) コンピュータ演習BⅠ (MOS)																																																																		
地域政策専攻科目																																																																		
政策コース	経営コース																																																																	
地域計画論	経営管理																																																																	
	経営戦略																																																																	
観光専攻																																																																		
観光まちづくり																																																																		
キャリア系科目																																																																		
長期企業内留学指導																																																																		
関連科目																																																																		
データ・AI活用実践演習																																																																		
3年次	<table><tr><th colspan="2">地域政策専攻科目</th><th colspan="2">観光専攻科目</th></tr><tr><td>政策コース</td><td>経営コース</td><td></td><td></td></tr><tr><td>行政法</td><td>マネジメント</td><td>観光地理学</td><td>旅行産業論</td></tr><tr><td>地方自治論</td><td>マーケティング</td><td>ホスピタリティ・マネジメント</td><td></td></tr><tr><td>社会保障政策</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> <table><tr><th colspan="2">関連科目</th></tr><tr><td colspan="2">コンピュータ演習BⅡ (MOS) FP演習Ⅱ</td></tr></table>	地域政策専攻科目		観光専攻科目		政策コース	経営コース			行政法	マネジメント	観光地理学	旅行産業論	地方自治論	マーケティング	ホスピタリティ・マネジメント		社会保障政策				関連科目		コンピュータ演習BⅡ (MOS) FP演習Ⅱ		<table><tr><th colspan="2">専門共通科目</th></tr><tr><td colspan="2">危機管理論</td></tr></table> <table><tr><th colspan="2">キャリア系科目</th></tr><tr><td>長期企業内留学Ⅰ</td><td>長期企業内留学Ⅱ</td></tr><tr><td>長期企業内留学Ⅲ</td><td></td></tr></table> <table><tr><th colspan="2">ゼミナール系科目</th></tr><tr><td colspan="2">ゼミナールⅠ</td></tr></table>	専門共通科目		危機管理論		キャリア系科目		長期企業内留学Ⅰ	長期企業内留学Ⅱ	長期企業内留学Ⅲ		ゼミナール系科目		ゼミナールⅠ																											
地域政策専攻科目		観光専攻科目																																																																
政策コース	経営コース																																																																	
行政法	マネジメント	観光地理学	旅行産業論																																																															
地方自治論	マーケティング	ホスピタリティ・マネジメント																																																																
社会保障政策																																																																		
関連科目																																																																		
コンピュータ演習BⅡ (MOS) FP演習Ⅱ																																																																		
専門共通科目																																																																		
危機管理論																																																																		
キャリア系科目																																																																		
長期企業内留学Ⅰ	長期企業内留学Ⅱ																																																																	
長期企業内留学Ⅲ																																																																		
ゼミナール系科目																																																																		
ゼミナールⅠ																																																																		
4年次		<table><tr><th colspan="2">ゼミナール系科目</th></tr><tr><td colspan="2">卒業研究</td></tr></table>	ゼミナール系科目		卒業研究																																																													
ゼミナール系科目																																																																		
卒業研究																																																																		

STEAM教育科目について、

本学でSTEAM教育を取り入れている意義は、科学技術の進歩と社会変化の理解を深めることで、データ分析やテクノロジーをより有効に活用できるようになるとともに、リベラルアーツや数学、工学等を通じて幅広い視野と深い洞察力を持ち、現代社会における課題に対処できる人材を育成すること。さらに、身に付けた知識が社会におけるコミュニケーションのツールとなることにあります。

本学では、STEAM教育を通して、複雑化する社会問題に対して多面的な視点で取り組み、解決策を考える判断力や創造力、仲間や周囲の人と協力しながら解決策を実行できるコミュニケーション能力等の現代社会での課題に対処できる能力を育成します。

※STEAM教育科目は、科目名の後に (S) : Science、(T) : Technology、(E) : Engineering、(A) : Arts、(M) : Mathematics を表記している。

第7章

地域経営学科カリキュラムマップ

	関心・意欲	共生協調能力																																
1年次	<table><tr><td colspan="3">コミュニケーションスキル</td></tr><tr><td colspan="3">アカデミック・スキルⅠ アカデミック・スキルⅡ</td></tr><tr><td colspan="3">専門共通科目</td></tr><tr><td>地域政策論</td><td>観光学入門</td><td>グローバルコミュニケーション概論</td></tr><tr><td>地域政策専攻</td><td>観光専攻</td><td>グローバル教養専攻</td></tr><tr><td>現代日本政治</td><td>観光史</td><td>リスニング</td></tr><tr><td></td><td>観光政策</td><td>スピーキング</td></tr></table>	コミュニケーションスキル			アカデミック・スキルⅠ アカデミック・スキルⅡ			専門共通科目			地域政策論	観光学入門	グローバルコミュニケーション概論	地域政策専攻	観光専攻	グローバル教養専攻	現代日本政治	観光史	リスニング		観光政策	スピーキング	<table><tr><td>教養科目</td></tr><tr><td>倫理学（A）</td></tr><tr><td>現代社会と心理学（A）</td></tr><tr><td>現代社会における教育（A）</td></tr><tr><td>地域と福祉（A）</td></tr><tr><td>グローバル教養専攻科目</td></tr><tr><td>英語コミュニケーションⅠ</td></tr><tr><td>ゼミナール系科目</td></tr><tr><td>地域共創演習Ⅰ</td></tr></table>	教養科目	倫理学（A）	現代社会と心理学（A）	現代社会における教育（A）	地域と福祉（A）	グローバル教養専攻科目	英語コミュニケーションⅠ	ゼミナール系科目	地域共創演習Ⅰ		
コミュニケーションスキル																																		
アカデミック・スキルⅠ アカデミック・スキルⅡ																																		
専門共通科目																																		
地域政策論	観光学入門	グローバルコミュニケーション概論																																
地域政策専攻	観光専攻	グローバル教養専攻																																
現代日本政治	観光史	リスニング																																
	観光政策	スピーキング																																
教養科目																																		
倫理学（A）																																		
現代社会と心理学（A）																																		
現代社会における教育（A）																																		
地域と福祉（A）																																		
グローバル教養専攻科目																																		
英語コミュニケーションⅠ																																		
ゼミナール系科目																																		
地域共創演習Ⅰ																																		
2年次	<table><tr><td colspan="3">専門共通科目</td></tr><tr><td colspan="3">アカデミック・スキルⅢ 地域経済学 地域づくりとスポーツ</td></tr><tr><td colspan="2">地域政策専攻科目</td><td rowspan="2">観光専攻科目</td></tr><tr><td>政策コース</td><td>経営コース</td></tr><tr><td>まちづくり論</td><td>現代社会の経営問題</td><td>地域の産業観光</td></tr><tr><td></td><td></td><td>地域と観光</td></tr><tr><td colspan="3">キャリア系科目</td></tr><tr><td colspan="3">キャリアプランⅠ キャリプランⅡ</td></tr></table>	専門共通科目			アカデミック・スキルⅢ 地域経済学 地域づくりとスポーツ			地域政策専攻科目		観光専攻科目	政策コース	経営コース	まちづくり論	現代社会の経営問題	地域の産業観光			地域と観光	キャリア系科目			キャリアプランⅠ キャリプランⅡ			<table><tr><td>専門共通科目</td></tr><tr><td>地域研究 多文化共生論</td></tr><tr><td>観光専攻</td></tr><tr><td>観光英語演習</td></tr><tr><td>グローバル教養専攻科目</td></tr><tr><td>英語コミュニケーションⅡ 英語コミュニケーションⅢ</td></tr><tr><td>ポルトガル語Ⅲ ポルトガル語Ⅳ</td></tr><tr><td>ゼミナール系科目</td></tr><tr><td>地域共創演習Ⅱ</td></tr></table>	専門共通科目	地域研究 多文化共生論	観光専攻	観光英語演習	グローバル教養専攻科目	英語コミュニケーションⅡ 英語コミュニケーションⅢ	ポルトガル語Ⅲ ポルトガル語Ⅳ	ゼミナール系科目	地域共創演習Ⅱ
専門共通科目																																		
アカデミック・スキルⅢ 地域経済学 地域づくりとスポーツ																																		
地域政策専攻科目		観光専攻科目																																
政策コース	経営コース																																	
まちづくり論	現代社会の経営問題	地域の産業観光																																
		地域と観光																																
キャリア系科目																																		
キャリアプランⅠ キャリプランⅡ																																		
専門共通科目																																		
地域研究 多文化共生論																																		
観光専攻																																		
観光英語演習																																		
グローバル教養専攻科目																																		
英語コミュニケーションⅡ 英語コミュニケーションⅢ																																		
ポルトガル語Ⅲ ポルトガル語Ⅳ																																		
ゼミナール系科目																																		
地域共創演習Ⅱ																																		
3年次	<table><tr><td colspan="3">キャリア系科目</td></tr><tr><td colspan="3">キャリアデザインⅠ キャリアデザインⅡ</td></tr><tr><td colspan="2">地域政策専攻科目</td><td rowspan="2">観光専攻科目</td></tr><tr><td>政策コース</td><td>経営コース</td></tr><tr><td>市民活動論</td><td>起業論</td><td>観光地計画</td></tr></table>	キャリア系科目			キャリアデザインⅠ キャリアデザインⅡ			地域政策専攻科目		観光専攻科目	政策コース	経営コース	市民活動論	起業論	観光地計画	<table><tr><td>専門共通科目</td></tr><tr><td>グローバル化と言語教育</td></tr><tr><td>リーダーシップ論</td></tr><tr><td>グローバル教養専攻科目</td></tr><tr><td>国際課題 英語コミュニケーション特演Ⅰ</td></tr><tr><td>英語コミュニケーションⅣ</td></tr><tr><td>観光専攻</td></tr><tr><td>国際観光論</td></tr></table>	専門共通科目	グローバル化と言語教育	リーダーシップ論	グローバル教養専攻科目	国際課題 英語コミュニケーション特演Ⅰ	英語コミュニケーションⅣ	観光専攻	国際観光論										
キャリア系科目																																		
キャリアデザインⅠ キャリアデザインⅡ																																		
地域政策専攻科目		観光専攻科目																																
政策コース	経営コース																																	
市民活動論	起業論	観光地計画																																
専門共通科目																																		
グローバル化と言語教育																																		
リーダーシップ論																																		
グローバル教養専攻科目																																		
国際課題 英語コミュニケーション特演Ⅰ																																		
英語コミュニケーションⅣ																																		
観光専攻																																		
国際観光論																																		
4年次		<table><tr><td>グローバル教養専攻科目</td></tr><tr><td>英語コミュニケーションⅤ 英語コミュニケーション特演Ⅱ</td></tr></table>	グローバル教養専攻科目	英語コミュニケーションⅤ 英語コミュニケーション特演Ⅱ																														
グローバル教養専攻科目																																		
英語コミュニケーションⅤ 英語コミュニケーション特演Ⅱ																																		

授 業 科 目 と 担 当 教 員

地域共創学部
地域経営学科

1, 2 年次生用
(2024, 2025R 学生)

科目群等		授 業 科 目	担 当 教 員				単位数 必修 選択	資格	専攻	履修年次				形態	備 考	
										1年	2年	3年	4年			
基本 教育 科目	コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ・ ス キ ル	英語Ⅰ	津村	伊藤緑	セライヤ	藤野	1			前期				演	4 単位以上 選択必修	
		英語Ⅱ	川口	伊藤緑	セライヤ	藤野	1			後期				演		
		口語英語Ⅰ	セライヤ					1		前期				演		
		口語英語Ⅱ	セライヤ					1		後期				演		
		ポルトガル語Ⅰ	光安					1		前期				演		
		ポルトガル語Ⅱ	光安					1		後期				演		
		中国語Ⅰ	方					1		前期				演		
		中国語Ⅱ	方					1		後期				演		
		アカデミック・スキルⅠ	牧野					1		前期				演		
		アカデミック・スキルⅡ	牧野					1		後期				演		
		韓国語	文					1		後期				演		
		コンピュータリテラシⅠ	安田					1		前期				演		
		コンピュータリテラシⅡ	安田					1		後期				演		
		生涯スポーツ演習Ⅰ	山下					1		前期				講		
		生涯スポーツ演習Ⅱ	山下					1		後期				実		
		野外スポーツ実習	不開講					1		前期集中				実		
	教 養 科 目	現代社会における AI	牧野					2		前期				講	26 単位以上 選択必修	
		データ・AI 活用基礎実践	牧野					2		後期				演		
		文学	川口					2		前期				講		
		歴史学（日本史）	筒井					2		前期集中				講		
		倫理学（社会思想）	宇内					2		前期				講		
		憲法	堀					2		後期				講		
		政治学（政治学入門）	堀					2		前期				講		
		現代社会と経済（経済学入門）	渡部					2		後期				講		
		社会学概論（社会学入門）	清水友					2		後期				講		
		現代社会と心理学	野口					2		後期				講		
		現代社会における教育	山崎					2		前期				講		
		地域と福祉	山崎					2		後期				講		
		情報学概論	安田					2		後期				講		
		自然環境論	藤森					2		後期				講		
		大学の基礎数学Ⅰ	櫻井					2		前期				演		
		大学の基礎数学Ⅱ	櫻井					2		後期				演		
	専 門 教 育 科 目	専 門 共 通 科 目 群	プログラミング	竹本					2		前期				演	◎ ◎ ◎
			総合科目Ⅰ						1							
			総合科目Ⅱ						2							
			長期フィールドスタディ（基礎）事前学習	津村	田島				2		前期				演	
			長期フィールドスタディ（基礎）	津村	田島				4		集中				実	
			長期フィールドスタディ（基礎）事後学習	津村	田島				2		後期				演	
法学入門			堀					2	全	前期				講		
社会調査法			高木					2	全	前期				演		
統計学			櫻井					2	全		前期			講		
民法			堀					2	全	前期				講		
経営学入門			磯					2	全	前期				講		
地域政策論			伊藤慎	磯	加藤	黄		2	全	後期				講		
観光学入門	広瀬正	渡部	鄭	清水友		2	全	後期				講				
グローバルコミュニケーション概論	川口	津村	光安			2	全	後期				講				
公共政策	伊藤慎					2	全	後期				講				
アカデミックスキルⅢ	不開講					2	全		前期			演				

授 業 科 目 と 担 当 教 員

地域共創学部
地域経営学科

1, 2 年次生用
(2024, 2025R 学生)

科目 群等	授 業 科 目	担 当 教 員	単位数		資 格	専 攻	履修年次				形 態	備 考
			必 修	選 択			1年	2年	3年	4年		
専門 共 通 科 目 群	経済学	渡部		2		全		前期			講	98 単位以上選択必修
	地域づくりとスポーツ	稲垣		2		全		前期			講	
	地域研究	鄭		2		全		前期			講	
	地域経済学	渡部		2		全		後期			講	
	メディア論	岡島		2		全		前期			講	
	グローバル化と言語教育			2		全			後期		講	
	危機管理論			2		全			後期		講	
	労働社会学	不開講		2		全		前期			講	
	多文化共生論	川口		2		全		後期			講	
	リーダーシップ論			2		全			後期		講	
専門 教 育 科 目 群	現代日本政治	伊藤慎		2		地	前期				講	
	行政学（行政学・行政法）	伊藤慎		2		地		前期			講	
	まちづくり論	伊藤慎		2		地		後期			講	
	地域計画論	加藤		2		地		前期			講	
	市民活動論			2		地			前期		講	
	行政法			2		地			後期		講	
	地方自治論			2		地			後期		講	
	社会保障政策			2		地			後期		講	
	現代社会の経営問題	黄		2		地		前期			講	
	経営組織	磯		2		地		前期			講	
	経営管理	磯		2		地		後期			講	
	経営戦略	猿爪		2		地		後期			講	
	企業システム	黄		2		地		後期			講	
	マネジメント			2		地			前期		講	
	マーケティング			2		地			前期		講	
	経営財務	猿爪		2	○	地	後期				講	
	起業論			2		地			後期		講	
	観光史	広瀬正		2		観	後期				講	
	観光調査・研究法	鄭		2	○	観		前期			演	
	観光まちづくり	広瀬正		2		観		後期			講	
	地域の産業観光	加藤		2		観		前期			演	
	旅行業法	清水友		2	○	観		前期			講	
	国内旅行業務演習	清水友		2	○	観		前期			演	
	観光地理学			2		観			後期		演	
	ホスピタリティマネジメント			2		観			後期		演	
	観光政策	広瀬正		2		観	前期				講	
	旅行産業論			2		観			前期		講	
	地域と観光			2		観		後期			講	
	観光地計画			2		観			後期		演	
	国際観光論			2		観			後期		講	
	食と観光			2		観		後期			演	
	観光英語演習	伊藤緑		2		グ		前期			演	
グ ロ ー バ ル 教 養 専 攻 科 目 群	リスニング	藤野		2		グ	前期				演	
	スピーキング	伊藤緑		2		グ	後期				演	
	英語学概論	谷野		2		グ		後期			講	
	英語文学	川口		2		グ		後期			講	
	国際課題			2		グ			後期		講	
	英語コミュニケーション I	藤野		2		グ	後期				演	

授 業 科 目 と 担 当 教 員

地域共創学部
地域経営学科

1, 2 年次生用
(2024, 2025R 学生)

科目 群等		授 業 科 目	担 当 教 員				単位数	資格	専攻	履修年次				形態	備 考
							必修			選択	1年	2年	3年		
専門 教育 科目	グローバル 教養専攻科目群	英語コミュニケーションⅡ	藤野				2	○	グ		前期			演	98 単位以上 選択必修
		英語コミュニケーションⅢ	伊藤緑				2		グ		前期			演	
		英語コミュニケーションⅣ					2		グ			後期		演	
		英語コミュニケーションⅤ					2		グ				前期	演	
		英語コミュニケーション特演Ⅰ					1		グ			後期		演	
		英語コミュニケーション特演Ⅱ					1		グ				後期	演	
		ポルトガル語Ⅲ	光安				2		グ		前期			演	
		ポルトガル語Ⅳ	不開講				2		グ		後期			演	
	ゼミナール 系科目	地域経営学科特別講義（地域共創学科特別講義）	磯	加藤			2		全	後期				講	
		地域共創演習Ⅰ	川口	広瀬正	清水友	磯	4		全	通年				演	
			伊藤慎	黄											
		地域共創演習Ⅱ	津村	加藤	光安	鄭	4		全		通年			演	
			渡部												
		ゼミナールⅠ					4		全			通年		演	
	卒業研究					4		全				通年	演		
	キャ リア ア 科 目	キャリアプランⅠ	松島				2		全		前期			講	
		キャリアプランⅡ	松島				2		全		後期			講	
		長期企業内留学指導	津村	加藤	光安	鄭	2		全		通年集中			講	
			磯	伊藤慎	黄	広瀬正									
			清水友	川口	渡部										
		長期企業内留学Ⅰ					各 4	全			前期		実		
		長期企業内留学Ⅱ													
		長期企業内留学Ⅲ													
		キャリアデザインⅠ					2		全			前期		講	
		キャリアデザインⅡ					2		全			後期		講	
	関 連 科 目	コンピュータ演習 AⅠ（ITハースポート）	安田				1	○	全		前期			演	
		コンピュータ演習 AⅡ（ITハースポート）	安田				1	○	全		前期集中			演	
		コンピュータ演習 BⅠ（MOS）	加藤				1	○	全		前期			演	
		コンピュータ演習 BⅡ（MOS）					1		全			後期		演	
		FP 演習Ⅰ	大石				2	○	全	後期				演	
		FP 演習Ⅱ	大石				2	○	全		後期			演	
		データ・AI 活用実践演習	牧野				2		全		前期			演	
		長期フィールドスタディ（発展）					4		全					実	
合 計						26	207								

※資格欄に○印のある科目は資格試験対策科目

◎専攻毎必修科目

卒業要件

- 卒業するためには、備考欄に従って 124 単位履修すること。

授 業 科 目 と 担 当 教 員

現代コミュニケーション学部
地域共創学科

3 年次生用
(2023R 学生)

科目群等		授 業 科 目	担 当 教 員				単位数		資格	専攻	履修年次				形態	備 考
							必修	選択			1年	2年	3年	4年		
基本 教育 科目	コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ・ ス キ ル	英語Ⅰ	津村	伊藤緑	セライヤ	藤野	1				前期				演	2 単位以上 選択必修
		英語Ⅱ	川口	伊藤緑	セライヤ	藤野	1				後期				演	
		口語英語Ⅰ	セライヤ					1			前期				演	
		口語英語Ⅱ	セライヤ					1			後期				演	
		ポルトガル語Ⅰ	光安					1			前期				演	
		ポルトガル語Ⅱ	光安					1			後期				演	
		中国語Ⅰ	方					1			前期				演	
		中国語Ⅱ	方					1			後期				演	
		アカデミック・スキルⅠ	牧野					2			前期				演	
		アカデミック・スキルⅡ	牧野					2			後期				演	
		コンピュータリテラシⅠ	安田					1			前期				演	
		コンピュータリテラシⅡ	安田					1			後期				演	
		生涯スポーツ演習Ⅰ	山下					1			前期				講	
		生涯スポーツ演習Ⅱ	山下					1			後期				実	
		野外スポーツ実習	不開講						1		前期集中				実	
	教 養 科 目	文学	川口					2			前期				講	26 単位以上 選択必修
		歴史学（日本史）	筒井					2			前期集中				講	
		倫理学（社会思想）	宇内					2			前期				講	
		憲法	堀					2			後期				講	
		政治学（政治学入門）	堀					2			前期				講	
		現代社会と経済（経済学入門）	渡部					2			後期				講	
		社会学概論（社会学入門）	清水友					2			後期				講	
		現代社会と心理学	野口					2			後期				講	
		現代社会における教育	山崎					2			前期				講	
		地域と福祉	山崎					2			後期				講	
		情報学概論	安田					2			後期				講	
		自然環境論	藤森					2			後期				講	
		大学の基礎数学Ⅰ	櫻井					2			前期				演	
		大学の基礎数学Ⅱ	櫻井					2			後期				演	
		プログラミング	竹本					2			前期				演	
		総合科目Ⅰ						1								
		総合科目Ⅱ						2								
		長期フィールドスタディ（基礎）事前学習	津村	田島				2			前期				演	
		長期フィールドスタディ（基礎）	津村	田島				4			集中				実	
	長期フィールドスタディ（基礎）事後学習	津村	田島				2			後期				演		
専門 教育 科目	専 門 共 通 科 目 群	法学入門	堀				2		全	前期				講	◎ ◎ ◎	
		社会調査法	高木				2		全	前期				演		
		統計学	櫻井				2		全		前期			講		
		民法	堀				2		全	前期				講		
		経営学入門	磯				2		全	前期				講		
		地域政策論	伊藤慎	磯	加藤	黄	2		全	後期				講		
		観光学入門	広瀬正	渡部	鄭	清水友	2		全	後期				講		
		グローバルコミュニケーション概論	川口	津村	光安		2		全	後期				講		
		アカデミックスキルⅢ	不開講				2		全		前期			演		
		経済学	渡部				2		全		前期			講		
		地域づくりとスポーツ	稲垣				2		全		前期			講		
		地域研究	鄭				2		全		前期			講		
		地域経済学	渡部				2		全		後期			講		

授業科目と担当教員

現代コミュニケーション学部
地域共創学科

3年次生用
(2023R 学生)

科目群等		授 業 科 目	担 当 教 員				単位数 必修	選 択	資格	専攻	履修年次				形態	備 考	
											1年	2年	3年	4年			
専門 教育 科目	専門 共通 科目 群	メディア論	岡島				2		全			前期			講	98 単位 以上 選択 必修	
		グローバル化と言語教育	不開講				2		全				後期		講		
		危機管理論	原田				2		全				後期		講		
		労働社会学	不開講				2		全			前期			講		
		多文化共生論	川口				2		全			後期			講		
		リーダーシップ論	黄				2		全				後期		講		
	地域政策 専攻科目群	政策 コース	現代日本政治	伊藤慎				2		地	前期						講
			行政学	伊藤慎				2		地		前期					講
			まちづくり論	伊藤慎				2		地		後期					講
			市民活動論	不開講				2		地				前期			講
			行政法	不開講				2		地				後期			講
			地方自治論	影山				2		地				後期			講
		経営 コース	社会保障政策（公共政策）	伊藤慎				2		地				後期			講
			現代社会の経営問題	黄				2		地		前期					講
			経営組織	磯				2		地		前期					講
			経営管理	磯				2		地		後期					講
			経営戦略	猿爪				2		地		後期					講
			企業システム	黄				2		地		後期					講
			マネジメント	黄				2		地				前期			講
			マーケティング	渡部				2		地				前期			講
			経営財務	猿爪				2	○	地	後期						講
			起業論	加藤				2		地				後期			講
	観光 専攻 科目 群	観光史	広瀬正				2		観	後期					講		
		観光調査・研究法	鄭				2	○	観		前期				演		
		観光まちづくり	広瀬正				2		観		後期				講		
		地域の産業観光	加藤				2		観		前期				演		
		旅行業法	清水友				2	○	観		前期				講		
		国内旅行業務演習	清水友				2	○	観		前期				演		
		観光地理学	高木				2		観				後期		演		
		ホスピタリティマネジメント	高木				2		観				後期		演		
		観光政策	広瀬正				2		観	前期					講		
		旅行産業論	広瀬正				2		観				前期		講		
		地域と観光	鄭				2		観				後期		講		
		観光地計画	不開講				2		観				後期		演		
国際観光論		鄭				2		観				後期		講			
食と観光		清水友				2		観				後期		演			
グロ ーパ ル教 養専 攻科目群	観光英語演習	伊藤緑				2		グ			前期			演			
	リスニング	藤野				2		グ	前期					演			
	スピーキング	伊藤緑				2		グ	後期					演			
	英語学概論	谷野				2		グ		後期				講			
	英語文学	川口				2		グ		後期				講			
	国際課題	光安				2		グ				後期		講			
	英語コミュニケーションⅠ	藤野				2		グ	後期					演			
	英語コミュニケーションⅡ	藤野				2	○	グ		前期				演			
	英語コミュニケーションⅢ	伊藤緑				2		グ		前期				演			
	英語コミュニケーションⅣ	伊藤緑				2		グ				後期		演			
英語コミュニケーションⅤ					2		グ					前期	演				
英語コミュニケーション特演Ⅰ	藤野				1		グ			後期			演				

授 業 科 目 と 担 当 教 員

現代コミュニケーション学部
地域共創学科

3 年次生用
(2023R 学生)

科目 群等	授 業 科 目	担 当 教 員				単位 必修	選 択	資 格	専 攻	履修年次				形 態	備 考	
										1年	2年	3年	4年			
専門 教育科目	教養 専攻科目 群	英語コミュニケーション特演Ⅱ					1		グ				後期	演	98 単位以上選択必修	
		ポルトガル語Ⅲ	光安				2		グ		前期			演		
		ポルトガル語Ⅳ	不開講				2		グ		後期			演		
	ゼミ ナール系科目	地域共創学科特別講義	磯	加藤			2		全	後期				講		
		地域共創演習Ⅰ	川口	広瀬正	清水友	磯	4		全	通年				演		
		伊藤慎	黄													
		地域共創演習Ⅱ	津村	加藤	光安	鄭	4		全	通年				演		
		渡部														
		ゼミナールⅠ	鄭	磯	加藤	伊藤慎	4		全		通年			演		
		黄	光安	広瀬正	清水友											
		津村	川口													
	卒業研究					4		全				通年	演			
	キ ャ リ ア科目	キャリアプラン	松島				2		全		後期			講		
		長期企業内留学指導	津村	加藤	光安	鄭	2		全		通年集中			講		
			磯	伊藤慎	黄	広瀬正										
			清水友	川口	渡部											
		長期企業内留学Ⅰ	鄭	磯	加藤	伊藤慎	各 4		全			前期		実		
		長期企業内留学Ⅱ	黄	広瀬正	清水友	津村										
		長期企業内留学Ⅲ	川口	光安												
	キャリアデザイン	松島				2		全			前期		講			
	関 連 科目	コンピュータ演習 AⅠ (ITハースト)	安田				1	○	全		前期			演		
		コンピュータ演習 AⅡ (ITハースト)	安田				1	○	全		前期集中			演		
		コンピュータ演習 BⅠ (MOS)	加藤				1	○	全		前期			演		
		コンピュータ演習 BⅡ (MOS)	不開講				1		全			後期		演		
		長期フィールドスタディ (発展)					4		全					実		
		合 計					24	192								

※資格欄に○印のある科目は資格試験対策科目

◎専攻毎必修科目

卒業要件

- 1、卒業するためには、備考欄に従って 124 単位履修すること。

4 年次生用
(2022R 学生)

52

授 業 科 目 と 担 当 教 員

現代コミュニケーション学部
地域共創学科

4 年次生用
(2022R 学生)

科目 群等	授 業 科 目	担 当 教 員	単位数		資格	専攻	履修年次				形態	備 考
			必修	選択			1年	2年	3年	4年		
専門 共通 科目 群	地域経済学	渡部				2	全	後期			講	98 単位以上選択必修
	メディア論	岡島				2	全	前期			講	
専門 教育 科目 群	グローバル化と言語教育	不開講				2	全		後期		講	
	危機管理論	原田				2	全		後期		講	
専門 教育 科目 群	労働社会学	不開講				2	全	前期			講	
	多文化共生論	川口				2	全	後期			講	
専門 教育 科目 群	リーダーシップ論	黄				2	全		後期		講	
	現代日本政治	伊藤慎				2	地	前期			講	
専門 教育 科目 群	行政学	伊藤慎				2	地		前期		講	
	まちづくり論	伊藤慎				2	地		後期		講	
専門 教育 科目 群	市民活動論	不開講				2	地			前期	講	
	行政法	不開講				2	地			後期	講	
専門 教育 科目 群	地方自治論	影山				2	地			後期	講	
	社会保障政策（公共政策）	伊藤慎				2	地			後期	講	
専門 教育 科目 群	現代社会の経営問題	黄				2	地		前期		講	
	経営組織	磯				2	地		前期		講	
専門 教育 科目 群	経営管理	磯				2	地		後期		講	
	経営戦略	猿爪				2	地		後期		講	
専門 教育 科目 群	企業システム	黄				2	地		後期		講	
	マネジメント	黄				2	地			前期	講	
専門 教育 科目 群	マーケティング	渡部				2	地			前期	講	
	経営財務	猿爪				2	地	後期			講	
専門 教育 科目 群	起業論	加藤				2	地			後期	講	
	観光史	広瀬正				2	観	後期			講	
専門 教育 科目 群	観光調査・研究法	鄭				2	観		前期		演	
	観光まちづくり	広瀬正				2	観		後期		講	
専門 教育 科目 群	地域の産業観光	加藤				2	観		前期		演	
	旅行業法	清水友				2	観		前期		講	
専門 教育 科目 群	国内旅行業務演習	清水友				2	観		前期		演	
	観光地理学	高木				2	観			後期	演	
専門 教育 科目 群	ホスピタリティマネジメント	高木				2	観			後期	演	
	観光政策	広瀬正				2	観	前期			講	
専門 教育 科目 群	旅行産業論	広瀬正				2	観			前期	講	
	地域と観光	鄭				2	観			後期	講	
専門 教育 科目 群	観光地計画	不開講				2	観			後期	演	
	国際観光論	鄭				2	観			後期	講	
専門 教育 科目 群	食と観光	清水友				2	観			後期	演	
	観光英語演習	伊藤緑				2	グ		前期		演	
専門 教育 科目 群	リスニング	藤野				2	グ	前期			演	
	スピーキング	伊藤緑				2	グ	後期			演	
専門 教育 科目 群	英語学概論	谷野				2	グ		後期		講	
	英語文学	川口				2	グ		後期		講	
専門 教育 科目 群	Academic Writing	不開講				1	グ			前期	演	
	Public Speaking	不開講				1	グ			前期	演	
専門 教育 科目 群	国際課題	光安				2	グ			後期	講	
	Group Discussion	不開講				1	グ			前期	演	
専門 教育 科目 群	Debate	不開講				1	グ			前期	演	
	英語コミュニケーション I	藤野				2	グ	後期			演	

授 業 科 目 と 担 当 教 員

現代コミュニケーション学部
地域共創学科

4 年次生用
(2022R 学生)

科目群等		授 業 科 目	担 当 教 員				単位数		資格	専攻	履修年次				形態	備 考	
							必修	選択			1年	2年	3年	4年			
専門教育科目	グローバル教養専攻科目群	英語コミュニケーションⅡ	藤野				2	○	グ		前期			演	98 単位以上選択必修		
		英語コミュニケーションⅢ	伊藤緑				2		グ		前期			演			
		英語コミュニケーションⅣ	伊藤緑				2		グ			後期		演			
		英語コミュニケーションⅤ	伊藤緑				2		グ				前期	演			
		英語コミュニケーション特演Ⅰ	藤野				1		グ			後期		演			
		英語コミュニケーション特演Ⅱ	伊藤緑				1		グ				後期	演			
		ポルトガル語Ⅲ	光安				2		グ		前期			演			
		ポルトガル語Ⅳ	不開講				2		グ		後期			演			
	ゼミナール系科目	地域共創学科特別講義	磯 加藤				2		全	後期				講			
		地域共創演習Ⅰ	川口 広瀬正 清水友 磯	4			全	通年					演				
			伊藤慎 黄														
		地域共創演習Ⅱ	津村 加藤 光安 鄭	4			全		通年			演					
			渡部														
		ゼミナールⅠ	鄭 磯 加藤 伊藤慎	4			全			通年			演				
			黄 光安 広瀬正 清水友														
			津村 川口														
		卒業研究	伊藤慎 黄 磯 加藤	4			全				通年		演				
			渡部 鄭 広瀬正 清水友														
	津村 川口 光安																
	キャリア科目	キャリアプラン	松島				2		全		後期			講			
		長期企業内留学指導	津村 加藤 光安 鄭	2		全		通年集中				講					
			磯 伊藤慎 黄 広瀬正														
			清水友 川口 渡部														
		長期企業内留学Ⅰ 長期企業内留学Ⅱ 長期企業内留学Ⅲ	鄭 磯 加藤 伊藤慎	各 4		全				前期		実					
			黄 広瀬正 清水友 津村														
			川口 光安														
	海外フィールドワーク	不開講				8		全			前期		実				
	キャリアデザイン	松島				2		全			前期		講				
	関連科目	コンピュータ演習 AⅠ (ITパスポート)	安田				1	○	全		前期			演			
		コンピュータ演習 AⅡ (ITパスポート)	安田				1	○	全		前期集中			演			
		コンピュータ演習 BⅠ (MOS)	加藤				1	○	全		前期			演			
		コンピュータ演習 BⅡ (MOS)	不開講				1		全			後期		演			
		合 計				24	204										

※資格欄に○印のある科目は資格試験対策科目

◎専攻毎必修科目

卒業要件

1、卒業するためには、備考欄に従って 124 単位履修すること。

地域経営学科 2025 年度履修モデル

授業科目一覧

※あくまでも参考例です。

地域政策専攻	履修年次		1 年生		2 年生		3 年生		4 年生								
	科目		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期							
	基本教育科目	コミュニケーション・スキル	英語Ⅰ	英語Ⅱ	1												
			口語英語Ⅰ	口語英語Ⅱ	1												
			アカデミックスキルⅠ	アカデミックスキルⅡ	1												
			ポルトガル語Ⅰ	韓国語	1												
			コンピュータリテラシーⅠ	コンピュータリテラシーⅡ	1												
	教養科目	生涯スポーツ演習Ⅰ	生涯スポーツ演習Ⅱ	1													
		現代社会における AI	データ・AI 活用基礎実践	2	2												
		政治学 (政治学入門)	情報学概論	2	2												
大学の基礎数学Ⅰ		大学の基礎数学Ⅱ	2	2													
小計		12	14	0	0	0	0	0	0	0							
全専攻共通基礎科目	法学入門	2	地域政策論	2	メディア論	2	地域経済学	2	危機管理論	2							
	社会調査法	2	公共政策	2	経済学	2	多文化共生論	2	リーダーシップ論	2							
	民法	2			地域づくりとスポーツ	2											
	経営学入門	2			地域研究	2											
演習・ゼミ系科目	地域共創演習Ⅰ	2	地域共創演習Ⅰ	2	地域共創演習Ⅱ	2	地域共創演習Ⅱ	2	ゼミナールⅠ	2							
			地域経営学科特別講義	2					ゼミナールⅠ	2							
地域政策専攻科目	政策	現代日本政治	2	経営財務	2	行政学	2	まちづくり論	2	マネジメント	2						
						地域計画論	2	経営戦略	2	マーケティング	2						
						現代社会の経営問題											
						経営組織	2										
	経営	現代日本政治	2	経営財務	2	現代社会の経営問題	2	経営管理	2	マネジメント	2						
						経営組織	2	経営戦略	2	マーケティング	2						
						行政学	2	企業システム	2								
						地域計画論	2										
	他専攻科目					観光まちづくり	2			国際観光論	2						
						英語コミュニケーションⅠ	2			国際課題	2						
キャリア科目					地域と観光	2			英語コミュニケーション概論Ⅰ	1							
					長期企業内留学指導	1	長期企業内留学指導	1	キャリアデザインⅡ	2							
					キャリアプランⅠ	2	キャリアプランⅡ	2	長期企業内留学Ⅰ	4							
									長期企業内留学Ⅱ	4							
関連科目									長期企業内留学Ⅲ	4							
									キャリアデザインⅠ	2							
					キャリア演習 AⅠ (IT・データ活用・経営 AIⅠ)	1	FP 演習Ⅰ	2									
					キャリア演習 AⅡ (IT・データ活用・経営 AIⅡ)	1			FP 演習Ⅱ	2							
小計		政策	12	10	23	21	20	17	4	2							
		経営	12	10	23	23	20	17	4	2							
政策コース	学年修得単位数	前期	24	後期	24	前期	23	後期	21	前期	20	後期	17	前期	4	後期	2
				計	48		計	44		計	37		計	6		計	6
経営コース	学年修得単位数	前期	24	後期	24	前期	23	後期	23	前期	20	後期	17	前期	4	後期	2
				計	48		計	46		計	37		計	6		計	6
			4 年間の修得単位数														
																	137

観光専攻	履修年次		1 年生		2 年生		3 年生		4 年生								
	科目		前期		後期		前期		後期		前期		後期				
	基本教育科目	コミュニケーション・スキル	英語Ⅰ	1	英語Ⅱ	1											
			口語英語Ⅰ	1	口語英語Ⅱ	1											
			アカデミックスキルⅠ	1	アカデミックスキルⅡ	1											
			ポルトガル語Ⅰ	1	韓国語	1											
			コンピュータリテラシーⅠ	1	コンピュータリテラシーⅡ	1											
	教養科目		生涯スポーツ演習Ⅰ	1	生涯スポーツ演習Ⅱ	1											
			現代社会における AI	2	データ・AI 活用基礎実践	2											
			政治学 (政治学入門)	2	情報学概論	2											
現代社会における教育			2	憲法	2												
倫理学 (社会思想)			2		2												
専門教育科目	小計		14		12		0		0		0		0		0		
	全専攻共通基礎科目	社会調査法	2	観光学入門	2	地域研究	2	地域経済学	2		リーダーシップ論	2	メディア論	2			
		経営学入門	2	公共政策	2	地域づくりとスポーツ	2	多文化共生論	2		危機管理論	2					
	演習・ゼミ系科目	地域共創演習Ⅰ	2	地域共創演習Ⅰ	2	地域共創演習Ⅱ	2	地域共創演習Ⅱ	2	ゼミナールⅠ	2	ゼミナールⅠ	2	卒業研究	2	卒業研究	2
				地域経営学科特別講義	2												
	観光専攻科目	観光政策	2	観光史	2	観光調査・研究法	2	観光まちづくり	2	旅行産業論	2	観光地理学	2				
						地域の産業観光	2	地域と観光	2		観光地理学	2	観光地理学	2			
						旅行業法	2	食と観光	2			国際観光論	2				
						国内旅行業務演習	2										
	他専攻科目					観光英語演習	2										
						地域計画論	2	英語コミュニケーションⅠ	2		英語コミュニケーション特選Ⅰ	1					
						リスニング	2	まちづくり論	2			国際課題	2				
						長期企業内留学指導	1	長期企業内留学指導	1	長期企業内留学Ⅰ	4	キャリアデザインⅡ	2				
	キャリア科目					キャリアプランⅠ	2	キャリアプランⅡ	2	長期企業内留学Ⅱ	4						
										長期企業内留学Ⅲ	4						
										キャリアデザインⅠ	2						
関連科目					FP 演習Ⅰ	2	FP 演習Ⅱ	2									
小計		8		12	24	21	18		17		4		2				
学年修得単位数	前期	22	後期	24	前期	24	後期	21	前期	18	後期	17	前期	4	後期	2	
			計	46			計	45			計	35			計	6	
4 年間の修得単位数																	132

※あくまでも参考例です。

履修年次		1 年生				2 年生				3 年生				4 年生				
科目		前期		後期		前期		後期		前期		後期		前期		後期		
グローバル 教養専攻	基本 教育 科目	コミュニケーション・スキル	英語Ⅰ	1	英語Ⅱ	1												
			口語英語Ⅰ	1	口語英語Ⅱ	1												
			ポルトガル語Ⅰ	1	ポルトガル語Ⅱ	1												
			中国語Ⅰ	1	韓国語	1												
			アカデミックスキルⅠ	1	アカデミックスキルⅡ	1												
			コンピュータリテラシーⅠ	1	コンピュータリテラシーⅡ	1												
		教養科目	生涯スポーツ演習Ⅰ	1	生涯スポーツ演習Ⅱ	1												
			現代社会における AI 文学	2	データ・AI 活用基礎実践	2												
	専門 教育 科目	小計		15		13												
			全専攻共通基礎科目	社会調査法	2	グローバルコミュニケーション基礎	2	経済学	2	地域経済学	2			リーダーシップ論	2	メディア論	2	
		演習・ゼミ系科目	経営学入門	2	地域研究	2	地域共創演習Ⅰ	2	地域共創演習Ⅱ	2			ゼミナールⅠ	2	ゼミナールⅡ	2		
			地域共創演習Ⅰ	2	地域共創演習Ⅱ	2	地域共創演習Ⅲ	2	地域共創演習Ⅳ	2	ゼミナールⅠ	2	ゼミナールⅡ	2	卒業研究	2	卒業研究	2
		グローバル教養専攻科目群	リスニング	2	スピーキング	2	英語コミュニケーションⅡ	2	英語学概論	2			国際課題	2	英語コミュニケーションⅤ	2	英語コミュニケーションⅥ	2
				英語コミュニケーションⅢ	2	英語コミュニケーションⅣ	2	英語文学	2			英語コミュニケーションⅦ	2	英語コミュニケーションⅧ	2			
				ポルトガル語Ⅲ	2	ポルトガル語Ⅳ	2					英語コミュニケーションⅨ	2	英語コミュニケーションⅩ	2			
		他専攻科目					地域の産業観光	2	まちづくり論	2	マネジメント	2	国際観光論	2				
							現代社会の経営問題	2	経営財務	2	マーケティング	2	地方自治論	2				
							観光英語演習	2	観光まちづくり	2								
							地域と観光	2										
キャリア科目					長期企業内留学指導	1	長期企業内留学指導	1	長期企業内留学Ⅰ	4	キャリアデザインⅡ	2						
					キャリアプランⅠ	2	キャリアプランⅡ	2	長期企業内留学Ⅱ	4								
関連科目									長期企業内留学Ⅲ	4								
									キャリアデザインⅠ	2								
小計		8		10		24		23		20		17		6		3		
学年修得単位数		前期	23	後期	23	前期	24	後期	23	前期	20	後期	17	前期	6	後期	3	
				計	46			計	47			計	37			計	13	
4 年間の修得単位数																	9	

第7章

地域子ども教育学科の履修について

●科目群と履修要件

科目群等		必修	選択必修	選択	卒業要件単位			
					必修	選択必修	選択	合計
基本教育科目	コミュニケーション・スキル	14	4	2	16	8	2	26
	教養科目	2	4					
専門教育科目	基礎科目	19	0	71	27	0	71	98
	展開科目	8	0					
合 計		43	8	73	43	8	73	124

第7章

地域子ども教育学科カリキュラムマップ

	知識・理解	思考・判断																																																																										
1年次	<table><tr><th colspan="2">コミュニケーションスキル</th><th colspan="2">教養科目</th></tr><tr><td>英語Ⅰ</td><td>中国語Ⅱ</td><td>現代社会におけるAI (T)</td><td>社会学概論 (A)</td></tr><tr><td>英語Ⅱ</td><td>韓国語</td><td>データ・AI活用基礎実践 (T)</td><td>情報学概論 (T)</td></tr><tr><td>口語英語Ⅰ</td><td>コンピュータリテラシⅠ (T)</td><td>文学 (A)</td><td>自然環境論 (S)</td></tr><tr><td>口語英語Ⅱ</td><td>コンピュータリテラシⅡ (T)</td><td>歴史学 (日本史) (A)</td><td>大学の基礎数学Ⅰ (M)</td></tr><tr><td>ポルトガル語Ⅰ</td><td>生涯スポーツ演習Ⅰ</td><td>憲法 (A)</td><td>大学の基礎数学Ⅱ (M)</td></tr><tr><td>ポルトガル語Ⅱ</td><td>生涯スポーツ演習Ⅱ</td><td>政治学 (A)</td><td>プログラミング (E)</td></tr><tr><td>中国語Ⅰ</td><td>野外スポーツ実習</td><td>現代社会と経済 (A)</td><td></td></tr></table> <table><tr><th>基礎科目</th><th colspan="3">展開科目</th></tr><tr><td>発達心理学</td><td>国語</td><td>体育</td><td>人間関係</td></tr><tr><td>教育心理学</td><td>算数</td><td>言葉</td><td>器楽演習Ⅰ (基礎ピアノ)</td></tr><tr><td>教育課程論</td><td>音楽Ⅰ</td><td>音楽表現</td><td></td></tr><tr><td>ICT活用の理論と方法</td><td>音楽Ⅱ</td><td>造形表現</td><td></td></tr><tr><td>子どもとAI・ICT</td><td>図画工作Ⅰ</td><td>健康</td><td></td></tr></table>	コミュニケーションスキル		教養科目		英語Ⅰ	中国語Ⅱ	現代社会におけるAI (T)	社会学概論 (A)	英語Ⅱ	韓国語	データ・AI活用基礎実践 (T)	情報学概論 (T)	口語英語Ⅰ	コンピュータリテラシⅠ (T)	文学 (A)	自然環境論 (S)	口語英語Ⅱ	コンピュータリテラシⅡ (T)	歴史学 (日本史) (A)	大学の基礎数学Ⅰ (M)	ポルトガル語Ⅰ	生涯スポーツ演習Ⅰ	憲法 (A)	大学の基礎数学Ⅱ (M)	ポルトガル語Ⅱ	生涯スポーツ演習Ⅱ	政治学 (A)	プログラミング (E)	中国語Ⅰ	野外スポーツ実習	現代社会と経済 (A)		基礎科目	展開科目			発達心理学	国語	体育	人間関係	教育心理学	算数	言葉	器楽演習Ⅰ (基礎ピアノ)	教育課程論	音楽Ⅰ	音楽表現		ICT活用の理論と方法	音楽Ⅱ	造形表現		子どもとAI・ICT	図画工作Ⅰ	健康		<table><tr><th colspan="2">基礎科目</th></tr><tr><td>教職概論</td><td>子ども保育の原理</td></tr><tr><td>教育原理</td><td>教育方法の理論と実践</td></tr></table> <table><tr><th colspan="2">教養科目</th></tr><tr><td>長期フィールドスタディ (基礎)</td><td>事前学習</td></tr><tr><td>長期フィールドスタディ (基礎)</td><td></td></tr><tr><td>長期フィールドスタディ (基礎)</td><td>事後学習</td></tr></table> <table><tr><th colspan="2">関連科目</th></tr><tr><td>長期フィールドスタディ (発展)</td><td></td></tr></table>	基礎科目		教職概論	子ども保育の原理	教育原理	教育方法の理論と実践	教養科目		長期フィールドスタディ (基礎)	事前学習	長期フィールドスタディ (基礎)		長期フィールドスタディ (基礎)	事後学習	関連科目		長期フィールドスタディ (発展)	
コミュニケーションスキル		教養科目																																																																										
英語Ⅰ	中国語Ⅱ	現代社会におけるAI (T)	社会学概論 (A)																																																																									
英語Ⅱ	韓国語	データ・AI活用基礎実践 (T)	情報学概論 (T)																																																																									
口語英語Ⅰ	コンピュータリテラシⅠ (T)	文学 (A)	自然環境論 (S)																																																																									
口語英語Ⅱ	コンピュータリテラシⅡ (T)	歴史学 (日本史) (A)	大学の基礎数学Ⅰ (M)																																																																									
ポルトガル語Ⅰ	生涯スポーツ演習Ⅰ	憲法 (A)	大学の基礎数学Ⅱ (M)																																																																									
ポルトガル語Ⅱ	生涯スポーツ演習Ⅱ	政治学 (A)	プログラミング (E)																																																																									
中国語Ⅰ	野外スポーツ実習	現代社会と経済 (A)																																																																										
基礎科目	展開科目																																																																											
発達心理学	国語	体育	人間関係																																																																									
教育心理学	算数	言葉	器楽演習Ⅰ (基礎ピアノ)																																																																									
教育課程論	音楽Ⅰ	音楽表現																																																																										
ICT活用の理論と方法	音楽Ⅱ	造形表現																																																																										
子どもとAI・ICT	図画工作Ⅰ	健康																																																																										
基礎科目																																																																												
教職概論	子ども保育の原理																																																																											
教育原理	教育方法の理論と実践																																																																											
教養科目																																																																												
長期フィールドスタディ (基礎)	事前学習																																																																											
長期フィールドスタディ (基礎)																																																																												
長期フィールドスタディ (基礎)	事後学習																																																																											
関連科目																																																																												
長期フィールドスタディ (発展)																																																																												
2年次	<table><tr><th colspan="4">展開科目</th></tr><tr><td>図画工作Ⅱ</td><td>環境</td><td>知的障害児の心理・生理・病理</td><td>病弱児の心理・生理・病理</td></tr><tr><td>社会</td><td>社会福祉論</td><td>知的障害児の教育</td><td>器楽演習Ⅱ (応用ピアノ)</td></tr><tr><td>理科</td><td>乳児の保育Ⅰ</td><td>発達障害児等教育総論</td><td>子どもの疾病と対策</td></tr><tr><td>家庭</td><td>子どもの保健</td><td>発達障害児等教育特論</td><td></td></tr><tr><td>小学校英語</td><td>小児救命救急法</td><td>肢体不自由児の心理・生理・病理</td><td></td></tr></table>	展開科目				図画工作Ⅱ	環境	知的障害児の心理・生理・病理	病弱児の心理・生理・病理	社会	社会福祉論	知的障害児の教育	器楽演習Ⅱ (応用ピアノ)	理科	乳児の保育Ⅰ	発達障害児等教育総論	子どもの疾病と対策	家庭	子どもの保健	発達障害児等教育特論		小学校英語	小児救命救急法	肢体不自由児の心理・生理・病理		<table><tr><th colspan="2">展開科目</th></tr><tr><td>初等教科教育法 (国語)</td><td>保育内容指導法 (環境)</td></tr><tr><td>初等教科教育法 (算数)</td><td>保育内容指導法 (言葉)</td></tr><tr><td>初等教科教育法 (音楽)</td><td>保育内容指導法 (表現)</td></tr><tr><td>初等教科教育法 (図画工作)</td><td>保育内容指導法 (健康)</td></tr><tr><td>初等教科教育法 (体育)</td><td>保育内容指導法 (人間関係)</td></tr><tr><td>初等教科教育法 (社会)</td><td>保育実習指導Ⅰ</td></tr><tr><td>初等教科教育法 (家庭)</td><td>保育実習Ⅰ (保育所)</td></tr><tr><td>総合的な学習の時間の指導法</td><td>データ・AI活用実践演習</td></tr><tr><td>子どもの音楽</td><td></td></tr></table>	展開科目		初等教科教育法 (国語)	保育内容指導法 (環境)	初等教科教育法 (算数)	保育内容指導法 (言葉)	初等教科教育法 (音楽)	保育内容指導法 (表現)	初等教科教育法 (図画工作)	保育内容指導法 (健康)	初等教科教育法 (体育)	保育内容指導法 (人間関係)	初等教科教育法 (社会)	保育実習指導Ⅰ	初等教科教育法 (家庭)	保育実習Ⅰ (保育所)	総合的な学習の時間の指導法	データ・AI活用実践演習	子どもの音楽																															
展開科目																																																																												
図画工作Ⅱ	環境	知的障害児の心理・生理・病理	病弱児の心理・生理・病理																																																																									
社会	社会福祉論	知的障害児の教育	器楽演習Ⅱ (応用ピアノ)																																																																									
理科	乳児の保育Ⅰ	発達障害児等教育総論	子どもの疾病と対策																																																																									
家庭	子どもの保健	発達障害児等教育特論																																																																										
小学校英語	小児救命救急法	肢体不自由児の心理・生理・病理																																																																										
展開科目																																																																												
初等教科教育法 (国語)	保育内容指導法 (環境)																																																																											
初等教科教育法 (算数)	保育内容指導法 (言葉)																																																																											
初等教科教育法 (音楽)	保育内容指導法 (表現)																																																																											
初等教科教育法 (図画工作)	保育内容指導法 (健康)																																																																											
初等教科教育法 (体育)	保育内容指導法 (人間関係)																																																																											
初等教科教育法 (社会)	保育実習指導Ⅰ																																																																											
初等教科教育法 (家庭)	保育実習Ⅰ (保育所)																																																																											
総合的な学習の時間の指導法	データ・AI活用実践演習																																																																											
子どもの音楽																																																																												
3年次	<table><tr><th colspan="4">展開科目</th></tr><tr><td>乳児の保育Ⅱ</td><td>子どもの健康と安全</td><td>視覚障害児の心理・生理・病理</td><td>子どもと英語演習</td></tr><tr><td>生活</td><td>子どもの食と栄養</td><td>視覚障害児の教育</td><td>器楽演習Ⅲ (実践ピアノ)</td></tr><tr><td>教育相談の理論と方法</td><td>肢体不自由児の教育</td><td>聴覚障害児の心理・生理・病理</td><td>臨床心理学</td></tr><tr><td>生徒指導</td><td>病弱児の教育</td><td>聴覚障害児の教育</td><td>青年の発達心理</td></tr><tr><td>進路指導論</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	展開科目				乳児の保育Ⅱ	子どもの健康と安全	視覚障害児の心理・生理・病理	子どもと英語演習	生活	子どもの食と栄養	視覚障害児の教育	器楽演習Ⅲ (実践ピアノ)	教育相談の理論と方法	肢体不自由児の教育	聴覚障害児の心理・生理・病理	臨床心理学	生徒指導	病弱児の教育	聴覚障害児の教育	青年の発達心理	進路指導論				<table><tr><th colspan="2">展開科目</th></tr><tr><td>保育実習Ⅰ (施設)</td><td>教育実習事前事後指導 (幼・小)</td></tr><tr><td>保育実習指導Ⅱ</td><td>教育実習Ⅰ (小)</td></tr><tr><td>保育実習指導Ⅲ</td><td>教育実習Ⅱ (小)</td></tr><tr><td>保育実習Ⅱ</td><td>知的障害児教育特論</td></tr><tr><td>保育実習Ⅲ</td><td>肢体不自由児教育特論</td></tr><tr><td>初等教科教育法 (理科)</td><td>特別支援教育実習事前事後指導</td></tr><tr><td>初等教科教育法 (生活)</td><td>特別支援教育実習</td></tr><tr><td>初等教科教育法 (英語)</td><td>教育行財政論</td></tr><tr><td>特別活動の指導法</td><td>教育経営論</td></tr><tr><td>道徳理論と指導法</td><td>子ども実践ゼミ</td></tr></table>	展開科目		保育実習Ⅰ (施設)	教育実習事前事後指導 (幼・小)	保育実習指導Ⅱ	教育実習Ⅰ (小)	保育実習指導Ⅲ	教育実習Ⅱ (小)	保育実習Ⅱ	知的障害児教育特論	保育実習Ⅲ	肢体不自由児教育特論	初等教科教育法 (理科)	特別支援教育実習事前事後指導	初等教科教育法 (生活)	特別支援教育実習	初等教科教育法 (英語)	教育行財政論	特別活動の指導法	教育経営論	道徳理論と指導法	子ども実践ゼミ																												
展開科目																																																																												
乳児の保育Ⅱ	子どもの健康と安全	視覚障害児の心理・生理・病理	子どもと英語演習																																																																									
生活	子どもの食と栄養	視覚障害児の教育	器楽演習Ⅲ (実践ピアノ)																																																																									
教育相談の理論と方法	肢体不自由児の教育	聴覚障害児の心理・生理・病理	臨床心理学																																																																									
生徒指導	病弱児の教育	聴覚障害児の教育	青年の発達心理																																																																									
進路指導論																																																																												
展開科目																																																																												
保育実習Ⅰ (施設)	教育実習事前事後指導 (幼・小)																																																																											
保育実習指導Ⅱ	教育実習Ⅰ (小)																																																																											
保育実習指導Ⅲ	教育実習Ⅱ (小)																																																																											
保育実習Ⅱ	知的障害児教育特論																																																																											
保育実習Ⅲ	肢体不自由児教育特論																																																																											
初等教科教育法 (理科)	特別支援教育実習事前事後指導																																																																											
初等教科教育法 (生活)	特別支援教育実習																																																																											
初等教科教育法 (英語)	教育行財政論																																																																											
特別活動の指導法	教育経営論																																																																											
道徳理論と指導法	子ども実践ゼミ																																																																											
4年次	<table><tr><th colspan="2">専門・展開科目</th></tr><tr><td colspan="2">保育内容総論</td></tr></table>	専門・展開科目		保育内容総論		<table><tr><th colspan="2">専門・展開科目</th></tr><tr><td>教育実習Ⅰ (幼)</td><td>教職実践演習</td></tr><tr><td>教育実習Ⅱ (幼)</td><td>卒業研究</td></tr></table>	専門・展開科目		教育実習Ⅰ (幼)	教職実践演習	教育実習Ⅱ (幼)	卒業研究																																																																
専門・展開科目																																																																												
保育内容総論																																																																												
専門・展開科目																																																																												
教育実習Ⅰ (幼)	教職実践演習																																																																											
教育実習Ⅱ (幼)	卒業研究																																																																											

STEAM 教育科目について、

本学で STEAM 教育を取り入れている意義は、科学技術の進歩と社会変化の理解を深めることで、データ分析やテクノロジーをより有効に活用できるようになるとともに、リベラルアーツや数学、工学等を通じて幅広い視野と深い洞察を持ち、現代社会における課題に対処できる人材を育成すること。さらに、身に付けた知識が社会におけるコミュニケーションのツールとなることにあります。

本学では、STEAM 教育を通して、複雑化する社会問題に対して多面的な視点で取り組み、解決策を考える判断力や創造力、仲間や周囲の人と協力しながら解決策を実行できるコミュニケーション能力等の現代社会での課題に対処できる能力を育成します。

※STEAM 教育科目は、科目名の後に (S) : Science、(T) : Technology、(E) : Engineering、(A) : Arts、(M) : Mathematics を表記している。

第7章

地域子ども教育学科カリキュラムマップ

	関心・意欲	共生協調能力
1年次	コミュニケーションスキル アカデミック・スキルⅠ アカデミック・スキルⅡ コミュニケーション演習Ⅰ 基礎科目 子どもコミュニケーション 展開科目 学校インターンシップ入門 保育教育対策講座Ⅰ（幼保） 子どもボランティア入門	教養科目 倫理学（A） 現代社会と心理学（A） 現代社会における教育（A） 地域と福祉（A） 基礎科目 教育社会学 特別支援教育総論（幼・小） 展開科目 ポルトガル語Ⅲ ポルトガル語Ⅳ ポルトガル語会話Ⅰ ポルトガル語会話Ⅱ
2年次	コミュニケーションスキル コミュニケーション演習Ⅱ 展開科目 学校インターンシップ 保育教育対策講Ⅰ（小） 保育教育対策講座Ⅱ（幼保・小） 子どもボランティア実習 キャリアデザインⅠ（小） キャリアデザインⅡ（小）	展開科目 子ども家庭福祉論 社会的養護Ⅰ 子ども家庭支援論 子ども家庭支援の心理学 特別支援教育総論（特）
3年次	展開科目 キャリアデザインⅠ（幼保） キャリアデザインⅡ（幼保）	展開科目 社会的養護Ⅱ 社会福祉施設概論 子育て支援 外国人の子どもへの教育 障害児の保育 年少者日本語教育 幼児の理解 不登校支援論 介護等の体験実習 不登校支援演習 虐待防止援助論 リーダーシップ論
4年次		

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章

第13章

第14章

第15章

第16章

授 業 科 目 と 担 当 教 員

地域共創学部
地域子ども教育学科

1, 2 年次生用
(2024, 2025D 学生)

科目 群等	授 業 科 目	担 当 教 員	単位数 必修 選択	幼 免	小 免	保 育 士	特 支	履修年次				形 態	備考
								1年	2年	3年	4年		
第1章 第2章 第3章 第4章 第5章 第6章 第7章 第8章 第9章 第10章 第11章 第12章 第13章 第14章 第15章 第16章	基 本 教 育 科 目	英語Ⅰ	津村 伊藤緑 セライヤ 藤野	1	○	○		前期				演	4単位以上選択必修
		英語Ⅱ	川口 伊藤緑 セライヤ 藤野	1	○	○		後期				演	
		口語英語Ⅰ	セライヤ		1			前期				演	
		口語英語Ⅱ	セライヤ		1			後期				演	
		ポルトガル語Ⅰ	光安		1			前期				演	4単位以上選択必修
		ポルトガル語Ⅱ	光安		1			後期				演	
		中国語Ⅰ	方		1			前期				演	
		中国語Ⅱ	方		1			後期				演	
		アカデミック・スキルⅠ	牧野		1			前期				演	4単位以上選択必修
		アカデミック・スキルⅡ	牧野		1			後期				演	
		韓国語	文		1			後期				演	
		コンピュータリテラシⅠ	野口		1	○	○	前期				演	
		コンピュータリテラシⅡ	牧野		1	○	○	後期				演	4単位以上選択必修
		生涯スポーツ演習Ⅰ	早川		1	○	○	前期				実	
		生涯スポーツ演習Ⅱ	早川		1	○	○	後期				講	
		野外スポーツ実習	不開講		1			前期集中				実	
		コミュニケーション演習Ⅰ	金田 小山内 川島 櫻井 李 小楠 寛 野口	4				通年				演	4単位以上選択必修
		コミュニケーション演習Ⅱ	小田 清水雄 那須 川島 櫻井 山田達 小山内 山崎	4				通年				演	
		現代社会における AI	牧野		2			前期				講	
		データ・AI 活用基礎実践	牧野		2			後期				演	
		文学	川口		2			前期				講	4単位以上選択必修
		歴史学（日本史）	筒井		2			前期集中				講	
		倫理学	宇内		2			前期				講	
		憲法	堀		2	○	○	後期				講	
		政治学	堀		2			前期				講	4単位以上選択必修
		現代社会と経済	渡部		2			後期				講	
		社会学概論	清水友		2			後期				講	
		現代社会と心理学	野口		2			後期				講	
		現代社会における教育	山崎		2			前期				講	4単位以上選択必修
		地域と福祉	山崎		2			後期				講	
		情報学概論	安田		2			後期				講	
		自然環境論	藤森		2			後期				講	
		大学の基礎数学Ⅰ	櫻井		2			前期				演	4単位以上選択必修
		大学の基礎数学Ⅱ	櫻井		2			後期				演	
		プログラミング	竹本		2			前期				演	
		総合科目Ⅰ			1								
		総合科目Ⅱ			2								98単位以上選択必修
		長期フィールドスタディ（基礎）事前学習	津村 田島		2			前期				演	
		長期フィールドスタディ（基礎）	津村 田島		4			集中				実	
		長期フィールドスタディ（基礎）事後学習	津村 田島		2			後期				演	
専門 教育 科目	基 礎 科 目	子どもコミュニケーション	笹原 川島 李 小田	2			●	前期				講	98単位以上選択必修
		教職概論	櫻井 寛	2	○	○	○	前期				講	
		教育原理	山田達	2	○	○	○	前期				講	
		子ども保育の原理	那須	2	○		○	前期				講	
		発達心理学	野口	2	○	○	○	前期				講	

授 業 科 目 と 担 当 教 員

地域共創学部
地域子ども教育学科

1, 2 年次生用
(2024, 2025D 学生)

科目 群等	授 業 科 目	担 当 教 員				単 位 数 必 修	幼 免 選 択	小 免	保 育 士	特 支	履修年次				形 態	備考
											1年	2年	3年	4年		
基礎 科目	教育心理学	野口				2	○	○	○		後期				演	98 単 位 以 上 選 択 必 修
	教育課程論	山田達				2	○	○	○		後期				講	
専 門 教 育 展 開 科 目	教育方法の理論と実践	小山内				2	○	○			後期				演	
	教育社会学	津村				2	○	○			後期				講	
	特別支援教育総論（幼・小）	山田浩				1	○	○			後期				講	
	ICT 活用の理論と方法	櫻井	竹本			1		○			後期				演	
	子どもと AI・ICT	今井				1	○		●		後期				演	
	国語	小山内				2		○			前期				演	
	算数	櫻井				2		○			後期				講	
	音楽Ⅰ	中橋				1		○	●		前期				演	
	音楽Ⅱ	中橋				1		●			後期				演	
	図画工作Ⅰ	寛				1		○	●		前期				演	
	図画工作Ⅱ	大貫				1		●				前期			演	
	体育	川島				2		○			前期				演	
	社会	加藤達				2		○				前期集中			講	
	理科	金田				2		○				前期			講	
	生活					2		○	●				前期		講	
	家庭	川村				2		○				前期			演	
	小学校英語	小山内				2		○				前期			講	
	言葉	牧野				2	○		○		前期				演	
	音楽表現	中橋				1	○		○		前期				演	
	造形表現	寛				1	○		○		後期				演	
	健康	早川				2	○		○		後期				演	
	人間関係	那須				2	○		○		後期				演	
	環境	小田				2	○		○			前期			演	
	初等教科教育法（国語）	小山内				2		○				後期			講	
	初等教科教育法（算数）	櫻井				2		○				前期			講	
	初等教科教育法（音楽）	中橋				2		○				後期			演	
	初等教科教育法（図画工作）	寛				2		○				後期			演	
	初等教科教育法（体育）	川島				2		○				後期			演	
	初等教科教育法（社会）	加藤達				2		○				前期集中			講	
	初等教科教育法（理科）					2		○					前期		講	
	初等教科教育法（生活）					2		○					後期		講	
	初等教科教育法（家庭）	川村				2		○				後期			演	
	初等教科教育法（英語）					2		○					前期		演	
	社会福祉論	小楠				2			○			前期			講	
	子ども家庭福祉論	小楠				2			○			前期			講	
	乳児の保育Ⅰ	清水雄				2			○			後期			講	
	乳児の保育Ⅱ					1			○				前期		演	
	社会的養護Ⅰ	小楠				2			○			後期			講	
	子ども家庭支援論	小楠				2			○			前期			講	
	子どもの保健	山田美				2			○			前期			講	
	子ども家庭支援の心理学	清水雄				2			○			前期			講	
	保育内容指導法（環境）	小田				2	○		○			後期			演	
	保育内容指導法（言葉）	佐々木				2	○		○			前期			演	
	保育内容指導法（表現）	那須				2	○		○			前期			演	
	保育内容指導法（健康）	早川				2	○		○			前期			演	
	保育内容指導法（人間関係）	那須				2	○		○			後期			演	

授 業 科 目 と 担 当 教 員

地域共創学部
地域子ども教育学科

1, 2 年次生用
(2024, 2025D 学生)

科目 群等	授 業 科 目	担 当 教 員				単位数 必修 選択	幼 免	小 免	保 育 士	特 支	履修年次				形 態	備考
											1年	2年	3年	4年		
第1章 第2章 第3章 第4章 第5章 第6章 第7章 第8章 第9章 第10章 第11章 第12章 第13章 第14章 第15章 第16章	専 門 展 開 教 育 科 目	保育実習指導Ⅰ	清水雄	那須	小楠	山田浩	2		○			2年後期~3	年前期		演	98 単 位 以 上 選 択 必 修
		保育実習Ⅰ（保育所）	清水雄	那須			2		○			後期			実	
		保育実習Ⅰ（施設）	小楠	山田浩			2		○				前期		実	
		教育相談の理論と方法					2	○	○	●			後期		演	
		特別活動の指導法					2		○				前期		講	
		道徳理論と指導法					2	●	○				後期		講	
		総合的な学習の時間の指導法	山田達				2		○			前期			講	
		生徒指導					2		○				前期		講	
		進路指導論					1		○				前期		講	
		社会的養護Ⅱ					2		○				後期		講	
		子育て支援					1		○				後期		演	
		子どもの健康と安全					1		○				前期		演	
		子どもの食と栄養					2		○				前期		演	
		障害児の保育					2		○				前期		演	
		幼児の理解					2	○	●				後期		講	
		保育内容総論					2	○	○					前期	演	
		保育実習指導Ⅱ					1		イ				3年後期~4	年前期	演	
		保育実習指導Ⅲ					1		ロ				3年後期~4	年前期	演	
		保育実習Ⅱ					2		イ				後期		実	
		保育実習Ⅲ					2		ロ				後期		実	
		介護等の体験実習					1		○				集中		実	
		教育実習事前事後指導（幼・小）					1	○	○				後期	前期	講	
		教育実習Ⅰ					2	○	○				後期	前期	実	
		教育実習Ⅱ					2	○	●				後期	前期	実	
		子どもボランティア入門	寛	中楯			1				集中				演	
		学校インターンシップ入門	小山内	山田達			1		●		後期				演	
		学校インターンシップ	笹原	金田			2		●			集中			実	
		教職実践演習					2	○	○	○				後期	演	
		特別支援教育総論（特）	李	山村	村木		2			○		前期			講	
		知的障害児の心理・生理・病理	山田浩	遠藤			2			○		前期			講	
		知的障害児の教育	山田浩				2			○		後期			講	
		発達障害児等教育総論	山田浩				2			○		後期			講	
		発達障害児等教育特論					2			●			後期		演	
		肢体不自由児の心理・生理・病理	山崎	遠藤	宮本		2			○		後期			講	
		肢体不自由児の教育					2			○			前期		講	
		病弱児の心理・生理・病理					2			○			前期		講	
		病弱児の教育					2			○			後期		講	
		知的障害児教育特論					2			○			前期		講	
		肢体不自由児教育特論					2			○			後期		演	
		視覚障害児の心理・生理・病理					1			○			前期集中		講	
		視覚障害児の教育					1			○			後期		講	
		聴覚障害児の心理・生理・病理					1			○			後期		講	
		聴覚障害児の教育					1			○			後期		講	
		特別支援教育実習事前事後指導					1			○			前期		講	
		特別支援教育実習					2			○			後期		実	
		子どもと英語演習					2		●				後期		演	
		子どもの音楽	中楯				2		●	●		前期			演	
		器楽演習Ⅰ	鷺山	齊藤			1			●	後期				演	

授業科目と担当教員

地域共創学部
地域子ども教育学科

1, 2 年次生用
(2024, 2025D 学生)

科目 群等	授 業 科 目	担 当 教 員	単位数		幼 免	小 免	保 育 士	特 支	履修年次				形 態	備 考
			必修	選択					1年	2年	3年	4年		
専 門 展 開 教 育 科 目	器楽演習Ⅱ	中橋 齋藤		1			●			後期			演	
	器楽演習Ⅲ			1			●				後期		演	
	子どもの疾病と対策	山田美		2						後期			講	
	小児救命救急法	山田美		1						前期集中			演	
	臨床心理学			2			●				前期		講	
	虐待防止援助論			1							前期		講	
	社会福祉施設概論			1							前期		演	
	青年の発達心理			2			●				前期		講	
	ポルトガル語Ⅲ	光安		2						前期			演	
	ポルトガル語Ⅳ	不開講		2						後期			演	
	ポルトガル語会話Ⅰ	不開講		2						前期			演	
	ポルトガル語会話Ⅱ	不開講		2						後期			演	
	外国人の子どもへの教育			2			●				前期		講	
	年少者日本語教育			2							後期		講	
	不登校支援論			2							前期		講	
	不登校支援演習			2							後期		演	
	キャリアデザインⅠ	山崎		1						前期			講	
	キャリアデザインⅡ	笹原		1						後期			講	
	保育教育対策講座Ⅰ	寛 小山内		1					後期(幼保)	前期(小)			演	
	保育教育対策講座Ⅱ	清水雄 金田		1						後期			演	
	子どもボランティア実習	小田 清水雄		1						集中			実	
	リーダーシップ論			2							前期		講	
	教育行財政論			2							後期		講	
	教育経営論			2							後期		講	
	データ・AI 活用実践演習	牧野		2						前期			演	
	長期フィールドスタディ（発展）			4									実	
	子ども実践ゼミ			4							通年		演	
	卒業研究			4								通年	演	
合 計				43	255									

☆介護等の体験実習…小・中学校の教員免許保持者は対象外

※「保育士」欄の記号について

○：保育士資格取得のための必修科目

●：選択必修科目で6科目以上履修しなければならない

イ、ロ：選択必修科目でイとイまたはロとロのいずれかの組み合わせで履修しなければならない

※「幼免」欄の記号について

○：幼稚園教諭一種免許状取得のための必修科目

●：選択必修科目で4単位以上履修しなければならない

※「小免」欄の記号について

○：小学校教諭一種免許状取得のための必修科目

●：選択科目

※「特支」欄の記号について

○：特別支援学校教諭一種免許状取得のための必修科目

●：選択科目

授 業 科 目 と 担 当 教 員

現代コミュニケーション学部
子どもコミュニケーション学科

3 年次生用
(2023D 学生)

科目群等	授 業 科 目	担 当 教 員	単位数 必修 選択	幼 免	小 免	保 育 士	特 支	履修年次				形態	備考
								1年	2年	3年	4年		
第1章	英語 I	津村 伊藤緑 セライヤ 藤野	1	○	○			前期				演	2 単位以上選択必修
		川口 伊藤緑 セライヤ 藤野	1	○	○			後期				演	
第2章	口語英語 I	セライヤ	1					前期				演	2 単位以上選択必修
		セライヤ	1					後期				演	
第3章	ポルトガル語 I	光安	1					前期				演	2 単位以上選択必修
		光安	1					後期				演	
第4章	中国語 I	方	1					前期				演	2 単位以上選択必修
		方	1					後期				演	
第5章	アカデミック・スキル I	牧野	2					前期				演	2 単位以上選択必修
		牧野	2					後期				演	
第6章	コンピュータリテラシ I	野口	1	○	○			前期				演	2 単位以上選択必修
		牧野	1	○	○			後期				演	
第7章	生涯スポーツ演習 I	早川	1	○	○			前期				実	2 単位以上選択必修
		早川	1	○	○			後期				講	
第8章	野外スポーツ実習	不開講	1					前期集中				実	2 単位以上選択必修
		金田 小山内 川島 櫻井	4					通年				演	
第9章	コミュニケーション演習 I	李 小楠 寛 野口	4					通年				演	2 単位以上選択必修
		小田 清水雄 那須 川島	4					通年				演	
第10章	文学	川口	2					前期				講	2 単位以上選択必修
		筒井	2					前期集中				講	
第11章	歴史学（日本史）	宇内	2					前期				講	2 単位以上選択必修
		堀	2	○	○			後期				講	
第12章	倫理学	堀	2					前期				講	2 単位以上選択必修
		渡部	2					後期				講	
第13章	憲法	清水友	2					後期				講	2 単位以上選択必修
		野口	2					後期				講	
第14章	政治学	山崎	2					前期				講	2 単位以上選択必修
		山崎	2					後期				講	
第15章	現代社会と経済	安田	2					後期				講	2 単位以上選択必修
		藤森	2					後期				講	
第16章	社会学概論	櫻井	2					前期				演	2 単位以上選択必修
		櫻井	2					後期				演	
第17章	現代社会と心理学	竹本	2					前期				演	2 単位以上選択必修
			1										
第18章	現代社会における教育		2										2 単位以上選択必修
			2										
第19章	地域と福祉		2										2 単位以上選択必修
			2										
第20章	情報学概論		2										2 単位以上選択必修
			2										
第21章	自然環境論		2										2 単位以上選択必修
			2										
第22章	大学の基礎数学 I		2										2 単位以上選択必修
			2										
第23章	大学の基礎数学 II		2										2 単位以上選択必修
			2										
第24章	プログラミング		2										2 単位以上選択必修
			1										
第25章	総合科目 I		2										2 単位以上選択必修
			2										
第26章	総合科目 II		2										2 単位以上選択必修
			2										
第27章	長期フィールドスタディ（基礎）事前学習	津村 田島	2					前期				演	2 単位以上選択必修
		津村 田島	4					集中				実	
第28章	長期フィールドスタディ（基礎）事後学習	津村 田島	2					後期				演	2 単位以上選択必修
第29章	子どもコミュニケーション	笹原 川島 李 小田	2			●		前期				講	98 単位以上選択必修
		那須											
第30章	教職概論	櫻井 寛	2	○	○	○		前期				講	98 単位以上選択必修
		山田達	2	○	○	○		前期				講	
第31章	教育原理	那須	2	○		○		前期				講	98 単位以上選択必修
		野口	2	○	○	○		前期				講	
第32章	発達心理学	野口	2	○	○	○		後期				演	98 単位以上選択必修
		山田達	2	○	○	○		後期				講	
第33章	教育課程論	小山内	2	○	○			後期				演	98 単位以上選択必修

授 業 科 目 と 担 当 教 員

現代コミュニケーション学部
子どもコミュニケーション学科

3 年次生用
(2023D 学生)

科目 群等	授 業 科 目	担 当 教 員				単位数 必修 選択	幼 免	小 免	保 育 士	特 支	履修年次				形態	備考
											1年	2年	3年	4年		
専門 教 育 科 目	基礎科目	ICT 活用の理論と方法	櫻井	竹本			1	○	○		後期				演	98 単 位 以 上 選 択 必 修
		教育社会学	津村				2	○	○		後期				講	
		特別支援教育総論（幼・小）	山田浩				1	○	○		後期				講	
		国語	小山内				2		○		前期				演	
		算数	櫻井				2		○		後期				講	
		音楽Ⅰ	中楯				1		○		前期				演	
		音楽Ⅱ	中楯				1	●	●		後期				演	
		図画工作Ⅰ	寛				1		○		前期				演	
		図画工作Ⅱ	大貫				1	●	●		前期				演	
		体育	川島				2		○		前期				演	
		社会	加藤達				2		○		前期集中				講	
		理科	金田				2		○		前期				講	
		生活	笹原				2		○	●	前期				講	
		家庭	川村				2		○		前期				演	
		小学校英語	小山内				2		○		前期				講	
		言葉	牧野				2	○		○	前期				演	
		音楽表現	中楯				1	○		○	前期				演	
		造形表現	寛				1	○		○	後期				演	
		健康	早川				2	○		○	後期				演	
		人間関係	那須				2	○		○	後期				演	
		環境	小田				2	○		○	前期				演	
		初等教科教育法（国語）	小山内				2		○		後期				講	
		初等教科教育法（算数）	川島				2		○		前期				講	
		初等教科教育法（音楽）	中楯				2		○		後期				演	
		初等教科教育法（図画工作）	寛				2		○		後期				演	
		初等教科教育法（体育）	川島				2		○		後期				演	
		初等教科教育法（社会）	加藤達				2		○		前期集中				講	
		初等教科教育法（理科）	金田				2		○		後期				講	
		初等教科教育法（生活）	笹原				2		○		後期				講	
		初等教科教育法（家庭）	川村				2		○		後期				演	
		初等教科教育法（英語）	小山内				2		○		後期				演	
		社会福祉論	小楠				2			○	前期				講	
		子ども家庭福祉論	小楠				2			○	前期				講	
		乳児の保育Ⅰ	清水雄				2			○	後期				講	
		乳児の保育Ⅱ	清水雄				1			○		前期			演	
		社会的養護Ⅰ	小楠				2			○	後期				講	
		子ども家庭支援論	小楠				2			○	前期				講	
		子どもの保健	山田美				2			○	前期				講	
		子ども家庭支援の心理学	清水雄				2			○	前期				講	
		保育内容指導法（環境）	小田				2	○		○	後期				演	
		保育内容指導法（言葉）	佐々木				2	○		○	前期				演	
		保育内容指導法（表現）	那須				2	○		○	前期				演	
		保育内容指導法（健康）	早川				2	○		○	前期				演	
		保育内容指導法（人間関係）	那須				2	○		○	後期				演	
		保育実習指導Ⅰ	清水雄	那須	小楠	山田浩	2			○	2年後期～3年前期				演	
		保育実習Ⅰ（保育所）	清水雄	那須			2			○	後期				実	
		保育実習Ⅰ（施設）	小楠	山田浩			2			○		前期			実	
		教育相談の理論と方法	野口				2	○	○	●			後期		演	

授 業 科 目 と 担 当 教 員

現代コミュニケーション学部
子どもコミュニケーション学科

3 年次生用
(2023D 学生)

科目群等		授 業 科 目	担 当 教 員				単位数 必修	選 択	幼 免	小 免	保 育 士	特 支	履修年次				形 態	備考
													1年	2年	3年	4年		
専門 展 開 教 育 科 目		特別活動の指導法	川島				2		○						前期		講	☆ 98 単 位 以 上 選 択 必 修
		道徳理論と指導法	宇内				2	●	○						後期		講	
		総合的な学習の時間の指導法	山田達				2		○					前期			講	
		生徒指導	川島				2		○						前期		講	
		進路指導論	山田達				1		○						前期		講	
		社会的養護Ⅱ	小楠				2			○					後期		講	
		子育て支援	清水雄				1			○					後期		演	
		子どもの健康と安全	山田美				1			○					前期		演	
		子どもの食と栄養	酒井				2			○					前期		演	
		障害児の保育	小楠				2			○					前期		演	
		幼児の理解	佐々木				2	○		●					後期		講	
		保育内容総論					2	○		○						前期	演	
		保育実習指導Ⅱ	那須	小田			1			イ					3 年後期～4 年前期		演	
		保育実習指導Ⅲ	小楠				1			ロ					3 年後期～4 年前期		演	
		保育実習Ⅱ	那須	小田			2			イ					後期		実	
		保育実習Ⅲ	小楠				2			ロ					後期		実	
		介護等の体験実習	山崎	横山			1		○						集中		実	
		教育実習事前事後指導（幼・小）	寛	佐々木	金田	笹原	1	○	○						後期(小)	前期(幼)	講	
		教育実習Ⅰ	寛	佐々木	金田	笹原	2	○	○						後期	前期	実	
		教育実習Ⅱ	寛	佐々木	金田	笹原	2	○							後期	前期	実	
		子どもボランティア入門	寛	中楯			1						集中				演	
		学校インターンシップ入門	小山内	山田達			1		●				後期				演	
		学校インターンシップ	笹原	金田			2		●					集中			実	
		教職実践演習					2	○	○	○						後期	演	
		特別支援教育総論（特）	李	山村	村木		2					○			前期		講	
		知的障害児の心理・生理・病理	山田浩	遠藤			2					○			前期		講	
		知的障害児の教育	山田浩				2					○			後期		講	
		発達障害児等教育総論	山田浩				2					○			後期		講	
		発達障害児等教育特論	李				2					●			後期		演	
		肢体不自由児の心理・生理・病理	山崎	遠藤	宮本		2					○			後期		講	
		肢体不自由児の教育	山崎				2					○			前期		講	
		病弱児の心理・生理・病理	李	宮本	坂井		2					○			前期		講	
		病弱児の教育	李				2					○			後期		講	
		知的障害児教育特論	山田浩				2					○			前期		講	
		肢体不自由児教育特論	山崎				2					○			後期		演	
		視覚障害児の心理・生理・病理	柏木				1					○			前期集中		講	
視覚障害児の教育	村木				1					○			後期		講			
聴覚障害児の心理・生理・病理	増原				1					○			後期		講			
聴覚障害児の教育	山村				1					○			後期		講			
特別支援教育実習事前事後指導	山田浩	李			1					○			前期		講			
特別支援教育実習	山田浩	李			2					○			後期		実			
子どもと英語演習	不開講				2		●						後期		演			
子どもの音楽	中楯				2		●	●					前期		演			
器楽演習Ⅰ	鷺山	齋藤			1			●			後期				演			
器楽演習Ⅱ	中楯	齋藤			1			●				後期			演			
器楽演習Ⅲ	鷺山				1			●					後期		演			
子どもの疾病と対策	山田美				2								後期		講			
小児救命救急法	山田美				1								前期集中		演			

授 業 科 目 と 担 当 教 員

現代コミュニケーション学部
子どもコミュニケーション学科

3 年次生用
(2023D 学生)

科目 群等	授 業 科 目	担 当 教 員				単位数 必修 選択	幼 免	小 免	保 育 士	特 支	履修年次				形 態	備 考
											1年	2年	3年	4年		
専 門 展 開 育 科 目	臨床心理学	李盛				2			●				前期		講	
	虐待援助論	八谷				1							前期		講	
	施設演習	八谷				1							前期		演	
	青年の発達心理	李盛				2			●				前期		講	
	ポルトガル語Ⅲ	光安				2						前期			演	
	ポルトガル語Ⅳ	不開講				2						後期			演	
	ポルトガル語会話Ⅰ	不開講				2						前期			演	
	ポルトガル語会話Ⅱ	不開講				2						後期			演	
	外国人の子どもへの教育	山田達				2			●				前期		講	
	年少者日本語教育	小山内				2							後期		講	
	不登校支援論	金田				2							前期		講	
	不登校支援演習	金田				2							後期		演	
	キャリアデザインⅠ	笹原	牧野			1							前期		講	
	キャリアデザインⅡ	笹原	小田			1							後期		講	
	子どもボランティア実習	小田	清水雄			1						集中			実	
	リーダーシップ論	小山内				2							前期		講	
	教育行財政論	山崎				2							後期		講	
	教育経営論	山田浩				2							後期		講	
	長期フィールドスタディ（発展）					4									実	
	子ども実践ゼミ	山田浩	中橋	笹原	金田	4							通年		演	
		山崎	李	小楠	寛											
		牧野	清水雄													
	卒業研究					4								通年	演	
合 計						41	249									

☆介護等の体験実習…小・中学校の教員免許保持者は対象外

※「保育士」欄の記号について

○：保育士資格取得のための必修科目

●：選択必修科目で6科目以上履修しなければならない

イ、ロ：選択必修科目でイとイまたはロとロのいずれかの組み合わせで履修しなければならない

※「幼免」欄の記号について

○：幼稚園教諭一種免許状取得のための必修科目

●：選択必修科目で4単位以上履修しなければならない

※「小免」欄の記号について

○：小学校教諭一種免許状取得のための必修科目

●：選択科目

※「特支」欄の記号について

○：特別支援学校教諭一種免許状取得のための必修科目

●：選択科目

授 業 科 目 と 担 当 教 員

現代コミュニケーション学部
子どもコミュニケーション学科

4 年次生用
(2022D 学生)

科目群等		授 業 科 目	担 当 教 員				単位数 必修 選択		幼 免	小 免	保 育 士	特 支	履修年次				形態	備考	
													1年	2年	3年	4年			
基 本 教 育 科 目	コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ・ ス キ ル	英語Ⅰ	津村	伊藤緑	セライヤ	藤野	1		○	○			前期				演	2 単位以上 選択必修	
		英語Ⅱ	川口	伊藤緑	セライヤ	藤野	1		○	○			後期				演		
		口語英語Ⅰ	セライヤ					1						前期					演
		口語英語Ⅱ	セライヤ					1						後期					演
		ポルトガル語Ⅰ	光安					1						前期					演
		ポルトガル語Ⅱ	光安					1						後期					演
		中国語Ⅰ	方					1						前期					演
		中国語Ⅱ	方					1						後期					演
		アカデミック・スキルⅠ	牧野					2						前期					演
		アカデミック・スキルⅡ	牧野					2						後期					演
		コンピュータリテラシⅠ	野口					1		○	○			前期					演
		コンピュータリテラシⅡ	牧野					1		○	○			後期					演
		生涯スポーツ演習Ⅰ	早川					1		○	○			前期					実
		生涯スポーツ演習Ⅱ	早川					1		○	○			後期					講
		野外スポーツ実習	不開講					1						前期集中					実
		コミュニケーション演習Ⅰ	金田	小山内	川島	櫻井	4							通年					演
			李	小楠	寛	野口													
		コミュニケーション演習Ⅱ	小田	清水雄	那須	川島	4							通年					演
			櫻井	山田達	小山内	山崎													
		文学	川口					2						前期					講
	歴史学（日本史）	筒井					2						前期集中				講		
	倫理学	宇内					2						前期				講		
	憲法	堀					2	○	○				後期				講		
	政治学	堀					2						前期				講		
	現代社会と経済	渡部					2						後期				講		
	社会学概論	清水友					2						後期				講		
	現代社会と心理学	野口					2						後期				講		
	現代社会における教育	山崎					2						前期				講		
	地域と福祉	山崎					2						後期				講		
	情報学概論	安田					2						後期				講		
	自然環境論	藤森					2						後期				講		
	大学の基礎数学Ⅰ	櫻井					2						前期				演		
	大学の基礎数学Ⅱ	櫻井					2						後期				演		
	プログラミング	竹本					2						前期				演		
	総合科目Ⅰ						1												
	総合科目Ⅱ						2												
長期フィールドスタディ(基礎)事前学習	津村	田島				2						前期				演			
長期フィールドスタディ(基礎)	津村	田島				4						集中				実			
長期フィールドスタディ(基礎)事後学習	津村	田島				2						後期				演			
長期フィールドスタディ（発展）						4										実			
専 門 教 育 科 目	基 礎 科 目	子どもコミュニケーション	笹原	川島	李	小田	2				●	前期				講	98 単位以上 選択必修		
			那須																
		教職概論	櫻井	寛			2	○	○	○	前期				講				
		教育原理	山田達				2	○	○	○		前期				講			
		子ども保育の原理	那須				2	○		○	前期				講				
		発達心理学	野口				2	○	○	○		前期				講			
		教育心理学	野口				2	○	○	○	後期				演				
教育課程論	山田達				2	○	○	○	後期				講						

授 業 科 目 と 担 当 教 員

現代コミュニケーション学部
子どもコミュニケーション学科

4 年次生用
(2022D 学生)

科目 群等	授 業 科 目	担 当 教 員				単位数 必修 選択	幼 免	小 免	保 育 士	特 支	履修年次				形態	備考
											1年	2年	3年	4年		
基礎 科目	教育方法の理論と実践	小山内				2	○	○			後期				演	
	ICT 活用の理論と方法	櫻井	竹本			1	○	○			後期				演	
	教育社会学	津村				2	○	○			後期				講	
	特別支援教育総論（幼・小）	山田浩				1	○	○			後期				講	
専 門 教 育 開 発 科 目	国語	小山内				2	a	○	○		前期				演	
	算数	櫻井				2	a	○			後期				講	
	音楽Ⅰ	中楯				1	○	○	○		前期				演	
	音楽Ⅱ	中楯				1	●	●	●		後期				演	
	図画工作Ⅰ	寛				1	○	○	○		前期				演	
	図画工作Ⅱ	大貫				1	●	●	●			前期			演	
	体育	川島				2	○	○	○		前期				演	
	社会	加藤達				2		○				前期集中			講	
	理科	金田				2		○			前期				講	
	生活	笹原				2	●	○	●		前期				講	
	家庭	川村				2		○			前期				演	
	小学校英語	小山内				2		○			前期				講	
	初等教科教育法（国語）	小山内				2		○			後期				講	
	初等教科教育法（算数）	川島				2		○			前期				講	
	初等教科教育法（音楽）	中楯				2		○			後期				演	
	初等教科教育法（図画工作）	寛				2		○			後期				演	
	初等教科教育法（体育）	川島				2		○			後期				演	
	初等教科教育法（社会）	加藤達				2		○				前期集中			講	
	初等教科教育法（理科）	金田				2		○			後期				講	
	初等教科教育法（生活）	笹原				2		○			後期				講	
	初等教科教育法（家庭）	川村				2		○			後期				演	
	初等教科教育法（英語）	小山内				2		○			後期				演	
	社会福祉論	小楠				2			○		前期				講	
	子ども家庭福祉論	小楠				2			○		後期				講	
	乳児の保育Ⅰ	清水雄				2			○		後期				講	
	乳児の保育Ⅱ	清水雄				1			○				前期		演	
	社会的養護Ⅰ	小楠				2			○		後期				講	
	子ども家庭支援論	小楠				2			○		前期				講	
	子どもの保健	山田美				2			○		前期				講	
	子ども家庭支援の心理学	清水雄				2			○		前期				講	
	子どもと環境	小田				2	○		○		後期				演	
	子どもと言葉	佐々木				2	○		○		前期				演	
	子どもと表現	那須				2	○		○		前期				演	
	子どもと健康	早川				2	○		○		前期				演	
	子どもと人間関係	那須				2	○		○		後期				演	
	保育実習指導Ⅰ	清水雄	那須	小楠	山田浩	2			○		2年後期～3年前期				演	
	保育実習Ⅰ（保育所）	清水雄	那須			2			○		後期				実	
	保育実習Ⅰ（施設）	小楠	山田浩			2			○				前期		実	
	教育相談の理論と方法	野口				2	○	○	●				後期		演	
	特別活動の指導法	川島				2		○					後期		講	
	道徳理論と指導法	宇内				2	●	○					後期		講	
	総合的な学習の時間の指導法	山田達				2		○			前期				講	
	生徒指導	川島				2		○					前期		講	
	進路指導論	山田達				1		○					後期		講	

98 単 位 以 上 選 択 必 修

授 業 科 目 と 担 当 教 員

現代コミュニケーション学部
子どもコミュニケーション学科

4 年次生用
(2022D 学生)

科目群等		授 業 科 目	担 当 教 員				単位数 必修 選択	幼 免	小 免	保 育 士	特 支	履修年次				形態	備考	
												1年	2年	3年	4年			
専門展開 教育科目		社会的養護Ⅱ	小楠				2			○					後期		講	☆ 98 単 位 以 上 選 択 必 修
		子育て支援	清水雄				1			○					後期		演	
		子どもの健康と安全	山田美				1			○					前期		演	
		子どもの食と栄養	酒井				2			○					前期		演	
		障害児の保育	小楠				2			○					前期		演	
		幼児の理解	佐々木				2	○		●					後期		講	
		保育内容総論	小田				2	○		○						前期	演	
		保育実習指導Ⅱ	那須	小田			1			イ					3 年後期～4 年前期		演	
		保育実習指導Ⅲ	小楠				1			ロ					3 年後期～4 年前期		演	
		保育実習Ⅱ	那須	小田			2			イ					後期		実	
		保育実習Ⅲ	小楠				2			ロ					後期		実	
		介護等の体験実習	山崎	横山			1		○						集中		実	
		教育実習事前事後指導（幼・小）	寛	佐々木	金田	笹原	1	○	○						後期	前期	講	
		教育実習Ⅰ	寛	佐々木	金田	笹原	2	○	○						後期	前期	実	
		教育実習Ⅱ	寛	佐々木	金田	笹原	2	○							後期	前期	実	
		子どもボランティア入門	寛	中橋			1						集中				演	
		学校インターンシップ入門	小山内	山田達			1		●				集中				演	
		学校インターンシップ	笹原	金田			2		●					集中			実	
		教職実践演習	笹原	佐々木			2	○	○	○						後期	演	
		特別支援教育総論（特）	李	山村	村木		2				○			前期			講	
		知的障害児の心理・生理・病理	山田浩	遠藤			2				○			前期			講	
		知的障害児の教育	山田浩				2				○			後期			講	
		発達障害児等教育総論	山田浩				2				○			後期			講	
		発達障害児等教育特論	李				2				●				後期		演	
		肢体不自由児の心理・生理・病理	山崎	遠藤	宮本		2				○			後期			講	
		肢体不自由児の教育	山崎				2				○				前期		講	
		病弱児の心理・生理・病理	李	宮本	坂井		2				○				前期		講	
		病弱児の教育	李				2				○				後期		講	
		知的障害児教育特論	山田浩				2				○				前期		講	
		肢体不自由児教育特論	山崎				2				○				後期		演	
		視覚障害児の心理・生理・病理	柏木				1				○				前期集中		講	
		視覚障害児の教育	村木				1				○				後期		講	
		聴覚障害児の心理・生理・病理	増原				1				○				後期		講	
		聴覚障害児の教育	山村				1				○				後期		講	
		特別支援教育実習事前事後指導	李	山田浩			1				○				前期		講	
		特別支援教育実習	李	山田浩			2				○				後期		実	
		子どもと英語演習	不開講				2		●						後期		演	
		子どもの音楽	中橋				2	●	●	●				前期			演	
		器楽演習Ⅰ	鷺山	齊藤			1			●			後期				演	
		器楽演習Ⅱ	中橋	齊藤			1			●				後期			演	
		器楽演習Ⅲ	鷺山				1			●					後期		演	
		子どもの疾病と対策	山田美				2								後期		講	
		小児救命救急法	山田美				1							前期集中			演	
		臨床心理学	李盛				2			●					前期		講	
		虐待援助論	八谷				1								前期		講	
		施設演習	八谷				1								前期		演	
		青年の発達心理	李盛				2			●					前期		講	
		ポルトガル語Ⅲ	光安				2							前期			演	

授 業 科 目 と 担 当 教 員

現代コミュニケーション学部
子どもコミュニケーション学科

4 年次生用
(2022D 学生)

科目群等		授 業 科 目	担 当 教 員				単位数 必修 選択	幼 免	小 免	保 育 士	特 支	履修年次				形態	備考	
												1年	2年	3年	4年			
専門展開 教育科目 目		ポルトガル語Ⅳ	不開講				2						後期			演		
		ポルトガル語会話Ⅰ	不開講				2						前期			演		
		ポルトガル語会話Ⅱ	不開講				2						後期			演		
		外国人の子どもへの教育	山田達				2			●				前期		講		
		年少者日本語教育	小山内				2							後期		講		
		不登校支援論	金田				2							前期		講		
		不登校支援演習	金田				2							後期		演		
		キャリアデザインⅠ	笹原 牧野				1							前期		講		
		キャリアデザインⅡ	笹原 小田				1							後期		講		
		子どもボランティア実習	小田 清水雄				1						集中			実		
		リーダーシップ論	小山内				2							前期		講		
		教育行財政論	山崎				2							後期		講		
		教育経営論	山田浩				2							後期		講		
		子ども実践ゼミ	山田浩	中橋	笹原	金田	4											演
			山崎	李	小楠	寛									通年			
牧野	清水雄																	
卒業研究	中橋	川島	笹原	櫻井	4										通年 演			
	山田達	李	那須	山田浩														
	小田	野口																
		合 計					41	239										

☆介護等の体験実習…小・中学校の教員免許保持者は対象外

※「保育士」欄の記号について

○：保育士資格取得のための必修科目

●：選択必修科目で6科目以上履修しなければならない

イ、ロ：選択必修科目でイとイまたはロとロのいずれかの組み合わせで履修しなければならない

※「幼免」欄の記号について

○：幼稚園教諭一種免許状取得のための必修科目

a：選択必修科目でいずれか1科目履修しなければならない

●：選択必修科目で4単位以上履修しなければならない

※「小免」欄の記号について

○：小学校教諭一種免許状取得のための必修科目

●：選択科目

※「特支」欄の記号について

○：特別支援学校教諭一種免許状取得のための必修科目

●：選択科目

教職課程表〈地域子ども教育学科〉（幼一種免）

2025 年度入学生用

（入学年度が異なる学生は）
入学時の学生便覧参照

領域および保育内容の指導法に関する科目

科目区分		免許法施行規則に定める科目区分等	本学で開講している科目区分等			
		各科目に定める必要事項	授業科目	単位数	必修	備考
第1章 第2章 第3章 第4章 第5章 第6章 第7章	領域及び保育内容の指導法に関する科目	健康	健康	2	○	
		人間関係	人間関係	2	○	
		環境	環境	2	○	
		言葉	言葉	2	○	
		表現	音楽表現 造形表現	1 1	○ ○	
		保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）	保育内容総論	2	○	
			保育内容指導法（健康）	2	○	
			保育内容指導法（環境）	2	○	
			保育内容指導法（人間関係）	2	○	
			保育内容指導法（言葉）	2	○	
			保育内容指導法（表現）	2	○	

1. 本表の必修は、教育職員免許状取得の際の必修科目である。（卒業要件の必修とは異なる。）
2. 「領域及び保育内容の指導法に関する科目」は、本学で開講する必修科目を22単位取得しなければならない。
3. 「領域及び保育内容の指導法に関する科目」のうち、法定最低修得単位数16単位を超えて履修した科目については「大学が独自に設定する科目」の単位に算入される。

教育の基礎的理解に関する科目等

科目		免許法施行規則に定める科目区分等	単位数	本学で開講している科目区分等			
		各科目に定める必要事項		授業科目	単位数	必修	備考
第7章	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2	○	
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		子ども保育の原理	2	○	
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教職概論	2	○	
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育社会学	2	○	
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		発達心理学	2	○	
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育心理学	2	○	
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		特別支援教育総論	1	○	
		幼児理解の理論及び方法		教育課程論	2	○	
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育方法の理論と実践	2	○	
		教育実践に関する科目		子どもとAI・ICT	1	○	
第8章 第9章 第10章 第11章	教育実践に関する科目	教育実践	5	幼児の理解	2	○	
		学校体験活動		教育相談の理論と方法	2	○	
		教職実践演習		教育実習事前事後指導（幼・小）	1	○	選択必修* }}
				教育実習Ⅰ	2	○	
				教育実習Ⅱ	2	○	
第12章 第13章 第14章 第15章 第16章				学校インターンシップ入門	1		
				学校インターンシップ	2		
				教職実践演習（幼・小）	2	○	

〈備考〉

1. 本表の必修は、教育職員免許状取得の際の必修科目である。（卒業要件の必修とは異なる。）
2. 「教育の基礎的理解に関する科目等」については、本学で開講する必修科目及び選択必修科目を含んで、本表「免許法施行規則に定める科目区分等」欄の単位数以上を修得しなければならない。
3. 「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、法定最低修得単位数21単位を超えて履修した科目については、「大学が独自に設定する科目」の単位に算入される。

*「教育実習Ⅱ」もしくは、「学校インターンシップ入門」及び「学校インターンシップ」を履修しなければならない。

大学が独自に設定する科目

免許法施行規則に定める科目区分等		本学で開講している科目区分等			
科目区分	単位	授業科目	単位数	必修	備考
大学が独自に設定する科目	14	道徳理論と指導法	2		

1. 本表の必修は、教育職員免許状取得の際の必修科目である。(卒業要件の必修とは異なる。)
2. 「大学が独自に設定する科目」については、本表で開講する科目に加えて、法定最低修得単位数を超えて履修した「領域および保育内容の指導法に関する科目」もしくは「教育の基礎的理解に関する科目等」について14単位以上修得しなければならない。

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分等		本学で開講している科目区分等			
科目区分	単位	授業科目	単位数	必修	備考
日本国憲法	2	憲法	2	○	
体育	2	生涯スポーツ演習Ⅰ	1	○	
		生涯スポーツ演習Ⅱ	1	○	
		野外スポーツ実習	1		
外国語コミュニケーション	2	英語Ⅰ	1	○	
		英語Ⅱ	1	○	
		ポルトガル語Ⅰ	1		
		ポルトガル語Ⅱ	1		
		中国語Ⅰ	1		
情報機器の操作	2	中国語Ⅱ	1		
		コンピュータリテラシⅠ	1	○	
		コンピュータリテラシⅡ	1	○	

1. 本表の必修は、教育職員免許状取得の際の必修科目である。(卒業要件の必修とは異なる。)
2. 「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」については、本学で開講する必修科目を含む8単位を修得しなければならない。(法定最低修得単位数は8単位)

教職課程表〈地域子ども教育学科〉（小一種免）

2025 年度入学生用

（入学年度が異なる学生は）
入学時の学生便覧参照

教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等		本学で開講している科目区分等				
科目区分		授業科目	単位数	必修	備考	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	国語	2	○		
		社会	2	○		
		算数	2	○		
		理科	2	○		
		生活	2	○		
		音楽	音楽Ⅰ 音楽Ⅱ 子どもの音楽	1 1 2	○	
		図画工作	図画工作Ⅰ 図画工作Ⅱ	1 1	○	
		家庭	家庭	2	○	
		体育	体育	2	○	
		外国語	小学校英語	2	○	
	各教科の指導法 （情報機器及び教材の活用を含む。）	国語（書写を含む。）	初等教科教育法（国語）	2	○	
社会		初等教科教育法（社会）	2	○		
算数		初等教科教育法（算数）	2	○		
理科		初等教科教育法（理科）	2	○		
生活		初等教科教育法（生活）	2	○		
音楽		初等教科教育法（音楽）	2	○		
図画工作		初等教科教育法（図画工作）	2	○		
家庭		初等教科教育法（家庭）	2	○		
体育		初等教科教育法（体育）	2	○		
外国語	初等教科教育法（英語）	2	○			

1. 本表の必修は、教育職員免許状取得の際の必修科目である。（卒業要件の必修とは異なる。）
2. 「教科及び教科の指導法に関する科目」は、本学で開講する必修科目を含んで38単位以上を修得しなければならない。
3. 「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち、法定最低修得単位数30単位を超えて履修した科目については、「大学が独自に設定する科目」の単位に算入される。

教育の基礎的理解に関する科目等

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開講している科目区分等			
科目	各科目に定める必要事項	単位数	授業科目	単位数	必修	備考
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2	○	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)		教職概論	2	○	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育社会学	2	○	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		発達心理学 教育心理学	2 2	○ ○	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育総論	1	○	
	教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程論	2	○	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		道徳理論と指導法	10	道徳理論と指導法	2
総合的な学習の時間の指導法		総合的な学習の時間の指導法	2		○	
特別活動の指導法		特別活動の指導法	2		○	
教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)		教育方法の理論と実践	2		○	
情報の通信技術を活用した教育の理論及び方法		ICT 活用の理論と方法	1		○	
生徒指導の理論及び方法		生徒指導	2		○	
教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法		教育相談の理論と方法	2		○	
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		進路指導論	1	○		
教育実習		5	教育実習事前事後指導 (幼・小)	1	○	選択必修* }}
学校体験活動			教育実習Ⅰ	2	○	
			教育実習Ⅱ	2	○	
学校体験活動		学校インターンシップ入門	1			
		学校インターンシップ	2			
教職実践演習	2	教職実践演習 (幼・小)	2	○		

1. 本表の必修は、教育職員免許状取得の際の必修科目である。（卒業要件の必修とは異なる。）
2. 「教育の基礎的理解に関する科目等」については、本学で開講する必修科目及び選択必修科目を含んで、本表「免許法施行規則に定める科目区分等」欄の単位数以上を修得しなければならない。
3. 「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、法定最低修得単位数27単位を超えて履修した科目については、「大学が独自に設定する科目」の単位に算入される。
*「教育実習Ⅱ」もしくは、「学校インターンシップ入門」及び「学校インターンシップ」を履修しなければならない。

大学が独自に設定する科目

免許法施行規則に定める科目区分等		本学で開講している科目区分等			
科目区分	単位	授業科目	単位数	必修	備考
大学が独自に設定する科目	2	介護等の体験実習 子どもと英語演習	1 2		未体験者は必修

1. 本表の必修は、教育職員免許状取得の際の必修科目である。(卒業要件の必修とは異なる。)

2. 「大学が独自に設定する科目」については、本表で開講する科目に加えて、法定最低修得単位数を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」もしくは「教育の基礎的理解に関する科目等」について2単位以上修得しなければならない。

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分等		本学で開講している科目区分等			
科目区分	単位	授業科目	単位数	必修	備考
日本国憲法	2	憲法	2	○	
体育	2	生涯スポーツ演習Ⅰ	1	○	
		生涯スポーツ演習Ⅱ	1	○	
		野外スポーツ実習	1		
外国語コミュニケーション	2	英語Ⅰ	1	○	
		英語Ⅱ	1	○	
		ポルトガル語Ⅰ	1		
		ポルトガル語Ⅱ	1		
		中国語Ⅰ	1		
情報機器の操作	2	中国語Ⅱ	1		
		コンピュータリテラシⅠ	1	○	
		コンピュータリテラシⅡ	1	○	

1. 本表の必修は、教育職員免許状取得の際の必修科目である。(卒業要件の必修とは異なる。)

2. 「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」については、本学で開講する必修科目を含む8単位を修得しなければならない。(法定最低修得単位数は8単位)

教職課程表〈地域子ども教育学科〉（特支一種免(知・肢・病)）

2025 年度入学生用

特別支援教育に関する科目

特別支援教育に関する科目	単位数	名称	本学開講授業科目		単位数	必修	備考	
教育職員免許法施行規則に規定する科目			中心となる領域	含む領域				
特別支援教育の基礎理論に関する科目								
・心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	2	特別支援教育総論			2	○		
・心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項								
				小計	2			
特別支援教育領域に関する科目								
・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	16	知的障害児の心理・生理・病理	知的障害者	肢体不自由者 病弱者	2	○		
		肢体不自由児の心理・生理・病理	肢体不自由者	知的障害者 病弱者	2	○		
		病弱児の心理・生理・病理	病弱者	知的障害者 肢体不自由者	2	○		
		知的障害児の教育 肢体不自由児の教育 知的障害児教育特論 肢体不自由児教育特論	知的障害者	肢体不自由者 病弱者	2	○		
			肢体不自由者	知的障害者 病弱者	2	○		
			知的障害者	知的障害者 肢体不自由者	2	○		
			肢体不自由者		2	○		
		・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目						
		・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目						
					小計	16		
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目								
・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	5	視覚障害児の心理・生理・病理	視覚障害者		1	○		
		聴覚障害児の心理・生理・病理	聴覚障害者		1	○		
		視覚障害児の教育	視覚障害者		1	○		
		聴覚障害児の教育	聴覚障害者		1	○		
		発達障害児等教育総論	重複・LD等領域	知的障害者	2	○		
		発達障害児等教育特論	重複・LD等領域	知的障害者	2			
				小計	8			
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	3	特別支援教育実習事前事後指導			1	○		
		特別支援教育実習			2	○		
				小計	3			
				小計	29			

※特別支援教育領域ごとの修得単位数

- ・視覚障害者に関する教育の領域
2単位/8単位（心理等：1単位/1単位、教育課程等：1単位/2単位、心理・教育課程等：0単位）
- ・聴覚障害者に関する教育の領域
2単位/8単位（心理等：1単位/1単位、教育課程等：1単位/2単位、心理・教育課程等：0単位）
- ・知的障害者に関する教育の領域
6単位/4単位（心理等：2単位/1単位、教育課程等：4単位/2単位、心理・教育課程等：0単位）
- ・肢体不自由者に関する教育の領域
6単位/4単位（心理等：2単位/1単位、教育課程等：4単位/2単位、心理・教育課程等：0単位）
- ・病弱者に関する教育の領域
4単位/4単位（心理等：2単位/1単位、教育課程等：2単位/2単位、心理・教育課程等：0単位）

保育士養成課程科目表

(様式3) ※この表の科目は保育士資格取得のための必修です。

告示別表第 1 による教科目				本学における教科の開設状況等				
系列	教科目	授業形態	必要 単位数	左に対応して 開設されている教科目	授業 形態	単位数		
						必修	選択	計
保育の本質・ 目的に 関する 科目	保育原理	講義	2	子ども保育の原理	講義	2		2
	教育原理	講義	2	教育原理	講義	2		2
	子ども家庭福祉	講義	2	子ども家庭福祉論	講義	2		2
	社会福祉	講義	2	社会福祉論	講義	2		2
	子ども家庭支援論	講義	2	子ども家庭支援論	講義	2		2
	社会的養護Ⅰ	講義	2	社会的養護Ⅰ	講義	2		2
	保育者論	講義	2	教職概論	講義	2		2
保育の 対象の 理解に 関する 科目	保育の心理学	講義	2	発達心理学	講義	2		2
	子ども家庭支援の心理学	講義	2	子ども家庭支援の心理学	講義	2		2
	子どもの理解と援助	演習	1	教育心理学	演習	2		2
	子どもの保健	講義	2	子どもの保健	講義	2		2
	子どもの食と栄養	演習	2	子どもの食と栄養	演習	2		2
保育の 内容・ 方法に 関する 科目	保育の計画と評価	講義	2	教育課程論	講義	2		2
	保育内容総論	演習	1	保育内容総論	演習	2		2
	保育内容演習	演習	5	保育内容指導法（健康）	演習	2		2
				保育内容指導法（人間関係）	演習	2		2
				保育内容指導法（環境）	演習	2		2
				保育内容指導法（言葉）	演習	2		2
				保育内容指導法（表現）	演習	2		2
	保育内容の理解と方法	演習	4	健康	演習	2		2
				人間関係	演習	2		2
				環境	演習	2		2
				言葉	演習	2		2
				音楽表現	演習	1		1
				造形表現	演習	1		1
	乳児保育Ⅰ	講義	2	乳児の保育Ⅰ	講義	2		2
	乳児保育Ⅱ	演習	1	乳児の保育Ⅱ	演習	1		1
	子どもの健康と安全	演習	1	子どもの健康と安全	演習	1		1
	障害児保育	演習	2	障害児の保育	演習	2		2
	社会的養護Ⅱ	演習	1	社会的養護Ⅱ	演習	2		2
	子育て支援	演習	1	子育て支援	演習	1		1
保育 実習	保育実習Ⅰ	実習	4	保育実習Ⅰ（保育所）	実習	2/4		2/4
	保育実習指導Ⅰ	演習	2	保育実習指導Ⅰ	演習	2		2
総合演習	保育実践演習	演習	2	教職実践演習（幼・小）	演習	2		2
合 計		51 単位			65		65	
			65 単位					

保育士養成課程科目表

(様式 4) ※この表からは、9 単位以上履修。(「保育実習Ⅱ」と「保育実習指導Ⅱ」又は「保育実習Ⅲ」と「保育実習指導Ⅲ」は選択必修)

告示別表第 2 による教科目				本学における教科の開設状況等				
系列	教科目	授業形態	必要 単位数	左に対応して 開設されている教科目	授業 形態	単位数		
						必修	選択	計
保育の本質・ 目的に 関する 科目	各指定保育士養成施設に おいて設定		6 単位 以上					
保育の 対象の 理解に 関する 科目				臨床心理学	講義		2	2
				青年の発達心理	講義		2	2
				幼児の理解	講義		2	2
				教育相談の理論と方法	演習		2	2
保育の 内容・ 方法に 関する 科目				子どもコミュニケーション	講義	2		2
				生活	講義		2	2
				外国人の子どもへの教育	講義		2	2
				子どもの音楽	演習		2	2
				器楽演習Ⅰ	演習		1	1
				器楽演習Ⅱ	演習		1	1
				器楽演習Ⅲ	演習		1	1
				音楽Ⅰ	演習		1	1
	図画工作Ⅰ	演習		1	1			
	子どもと AI・ICT	演習		1	1			
保育 実習	保育実習Ⅱ又は 保育実習Ⅲ	実習	2	保育実習Ⅱ	実習		2	2
				保育実習Ⅲ	実習		2	2
	保育実習指導Ⅱ 又は保育実習指導Ⅲ	演習	1	保育実習指導Ⅱ	演習		1	1
				保育実習指導Ⅲ	演習		1	1
合 計		9 単位以上				2	26	28

第7章

地域子ども教育学科の目的

幼児教育・保育専攻は、次のような学生を育てることを目指しています

1. 幼保小連携を推進できる保育者
2. 障害や外国籍等といった多様な子どもやその保護者に寄り添うことができる保育者
3. 子どもの感性がわかり、表現活動に強い保育者
4. 子ども（特に乳児）の医療・看護・福祉に強い保育者

上記の学生像に基づいて、幼児教育・保育専攻は、次の2つのコース制を採用しています

1. 幼保小連携コース
2. 子ども福祉コース

幼保小連携コースでは「幼児教育と小学校教育の円滑な接続を実践できる保育者になる」ことを目的に、幼児教育と小学校教育の両方の専門的な知識の修得と実践力の向上を目指します。また、子ども福祉コースでは「特別な教育的配慮が必要な子どもたちへ適切な対応ができる保育者になる」ことを目的に、障害のある子どもたち等の理解や対応について学び、児童福祉施設等で求められる専門的な知識の修得と実践力の向上を目指します。各コースで取得可能な免許・資格は次の通りです。第三の専門性は各モジュールならびにプログラムに配置された科目を履修することにより、身につけることができます。

コース名	基礎免許・資格	第二の専門性	第三の専門性
幼保小連携コース	幼稚園教諭一種免許状 保育士資格	小学校教諭一種免許状	保健・医療モジュール
			児童福祉施設モジュール
			表現活動モジュール
子ども福祉コース		特別支援学校教諭一種免許状（知的・肢体不自由・病弱）	小学校英語モジュール オナーズプログラム

小学校・特別支援教育専攻は、次のような学生を育てることを目指しています

1. 幼児教育との円滑な接続や小中一貫教育を推進できる小学校教員、特別支援学校教員
2. 障害や外国籍等といった多様な児童やその保護者に寄り添うことができる小学校教員、特別支援学校教員
3. 学習指導要領の趣旨を踏まえ授業改善ができる小学校教員、特別支援学校教員
4. いじめ、不登校等の生徒指導上の諸問題に柔軟に対応することができる小学校教員、特別支援学校教員

上記の学生像に基づいて、小学校・特別支援教育専攻は、次の2つのコース制を採用しています

1. 初等教育コース
2. 特別支援コース

第7章

初等教育コースでは、「分かる授業、楽しい授業を創造し、すべての子供に学ぶ喜びを味わわせることができる教員になる」ことを目的に、教科指導や生徒指導の専門的な知識の修得と実践力の向上を目指します。また、特別支援コースでは「特別な教育的配慮が必要な子どもたちへ適切な対応ができる教員になる」ことを目的に、障害のある子どもたち等の理解や対応について学び、特別支援学校や特別支援学級で求められる専門的な知識の修得と実践力の向上を目指します。各コースで取得可能な免許・資格は次の通りです。第三の専門性は各モジュールならびにプログラムに配置された科目を履修することにより、身につけることができます。

コース名	基礎免許・資格	第二の専門性	第三の専門性
初等教育コース	小学校教諭一種免許状	幼稚園教諭一種免許状	保健・医療モジュール
			児童福祉施設モジュール
			表現活動モジュール
特別支援コース		特別支援学校教諭一種免許状	小学校英語モジュール
			オナーズプログラム

〈各モジュールならびにプログラムの配置される科目〉

保健・医療モジュール	子どもの疾病と対策	小児救命救急法	臨床心理学
児童福祉施設モジュール	虐待防止援助論	施設演習	青年の発達心理
表現活動モジュール	子どもの音楽	器楽演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	図画工作Ⅰ
小学校英語モジュール	小学校英語	初等教科教育法（英語）	子どもと英語演習
オナーズプログラム	リーダーシップ論	教育経営論	教育行財政論

各専攻・コースの履修科目モデル（免許・資格取得のために最低限履修する科目に限る）は、82・83ページの表を参照してください。

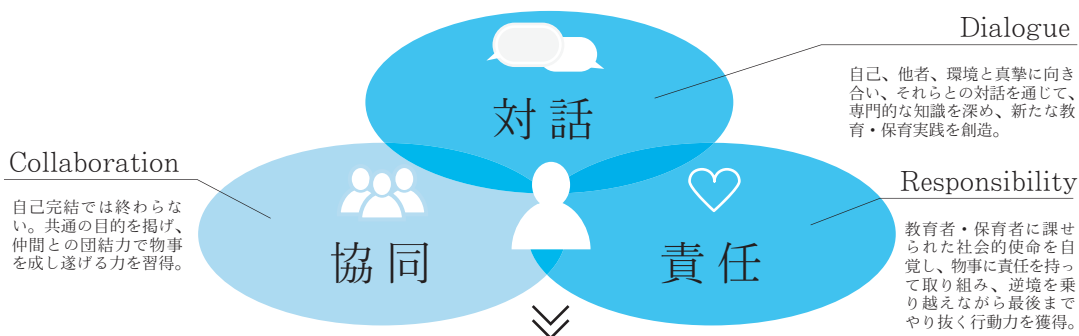
第7章

実践力向上を目的とする DiCoRes プログラム

1. DiCoRes プログラムとは？

地域子ども教育学科では、四年制大学ならではの確かな実践に裏づけられた専門性を身につけるために、全ての教育活動の中核に DiCoRes プログラムを据えています。

Dialogue and Collaboration with the Responsibility



責任を伴う対話と協同を通して時代のニーズ・地域のニーズに対応できる実践力を養う。

2. DiCoRes プログラムの内容

1年 教育者・保育者の実態を知る

本学付属の幼稚園・子ども園、ならびに近隣の教員養成協力校の観察体験を通して、自分が将来どの学校種・施設に就職したいのか、自身のキャリア意識を高めます。また、教育を受ける側からではなく、教育する側の視点から教育・保育実践を観察することで、「実践の奥にある努力」を知り、教育者・保育者に求められる心構えを身につけることを目指します。

授業科目 コミュニケーション演習Ⅰ

2年 子どもの興味を引き出す

乳児、幼児、小学生を対象とする1日限定のイベントを学生自身が企画・実践することを通して、教育者・保育者に求められる企画運営力や他者との協調性を身につけます。特に、発達に応じた教材・遊具とはどのようなものか、子どもたちにどのような目線で、どのように言葉がけをすればよいのだろうか、そのような問いを探究することで、子どもたちの興味・関心を引き出す方法を具体的に学びます。

授業科目 コミュニケーション演習Ⅱ

3年 子どもの学びを深める

地域の子どもたちを対象に、実習やボランティア等の継続的な教育・保育実践に取り組むことで、子どもたちの学びを広げたり、学びを深めたりする具体的な方法を学びます。また、「時代のニーズ、地域のニーズ」にそった教育課題の中から、卒業研究として追及するテーマを設定し、研究の目的や方法等についてまとめ、後期に行われる発表会においてプレゼンテーションを行います。

授業科目 子ども実践ゼミ

4年 教育者・保育者として独り立ちする基盤を確立する

大学における学習の総仕上げとして、入学以来取り組んできた教育・保育実践を理論化する力（論理的思考能力）を身につけます。さらに、将来の職業生活に必要な資質・能力（他者と協調する力、自己を律する力、課題を把握し分析する力、課題解決に向けた計画を立案する力、プレゼンテーション能力など）を身に付け、教育者・保育者として地域社会に貢献する基盤を培います。

授業科目 卒業研究

1年次 「子どもボランティア入門」
2年次 「学校インターンシップ入門」
「子どもボランティア実習」
「学校インターンシップ」

ボランティア活動を単位化し、卒業単位に認めます。子どもに実際に触れ合う機会を多く持つことで、より早く現場の実際を理解できます。また、子どもへの働きかけとその応答を通して、教育・保育現場における援助行動の方法を身につけることができます。

約束します！
実践力

4年次後期には、大学の学修の総まとめとして、教職に就く学生に求められる資質・能力を現場経験が豊かな教員が丁寧に指導します。胸を張って安心して現場に出ることができるようになること間違いなしです。

授業科目 教職実践演習

※あくまでも参考例です。

幼児教育・保育専攻 幼保小連携コースの履修モデル（幼稚園教諭一種、保育士、小学校教諭一種を取得）

履修年次		1年生		2年生		3年生		4年生	
科目		前期		後期		前期		後期	
基本教育科目	英語Ⅰ	英語Ⅱ	英語Ⅰ	英語Ⅱ	英語Ⅰ	英語Ⅱ	英語Ⅰ	英語Ⅱ	
	コミュニケーション・スキル	現代社会におけるAI・ICTの活用	現代社会におけるAI・ICTの活用	現代社会におけるAI・ICTの活用	現代社会におけるAI・ICTの活用	現代社会におけるAI・ICTの活用	現代社会におけるAI・ICTの活用	現代社会におけるAI・ICTの活用	
	教養科目	現代社会におけるAI・ICTの活用	現代社会におけるAI・ICTの活用	現代社会におけるAI・ICTの活用	現代社会におけるAI・ICTの活用	現代社会におけるAI・ICTの活用	現代社会におけるAI・ICTの活用	現代社会におけるAI・ICTの活用	
	小計	9	9	2	4				
専門基礎科目	子どもコミュニケーション	子どもコミュニケーション	子どもコミュニケーション	子どもコミュニケーション	子どもコミュニケーション	子どもコミュニケーション	子どもコミュニケーション	子どもコミュニケーション	
	教育心理	教育心理	教育心理	教育心理	教育心理	教育心理	教育心理	教育心理	
	教育原理	教育原理	教育原理	教育原理	教育原理	教育原理	教育原理	教育原理	
	子ども保育の原理	子ども保育の原理	子ども保育の原理	子ども保育の原理	子ども保育の原理	子ども保育の原理	子ども保育の原理	子ども保育の原理	
専門教育科目	言語表現	人間関係	社会福祉論	乳児の保育Ⅰ	乳児の保育Ⅱ	乳児の保育Ⅲ	乳児の保育Ⅳ	乳児の保育Ⅴ	
	音楽表現	健康	子どもの家庭福祉論	社会的養護Ⅰ	社会的養護Ⅱ	社会的養護Ⅲ	社会的養護Ⅳ	社会的養護Ⅴ	
	音楽表現	健康	子どもの家庭福祉論	社会的養護Ⅰ	社会的養護Ⅱ	社会的養護Ⅲ	社会的養護Ⅳ	社会的養護Ⅴ	
	音楽表現	健康	子どもの家庭福祉論	社会的養護Ⅰ	社会的養護Ⅱ	社会的養護Ⅲ	社会的養護Ⅳ	社会的養護Ⅴ	
専門展開科目	図画工作Ⅰ	図画工作Ⅱ	図画工作Ⅲ	図画工作Ⅳ	図画工作Ⅴ	図画工作Ⅵ	図画工作Ⅶ	図画工作Ⅷ	
	図画工作Ⅱ	図画工作Ⅲ	図画工作Ⅳ	図画工作Ⅴ	図画工作Ⅵ	図画工作Ⅶ	図画工作Ⅷ	図画工作Ⅸ	
	図画工作Ⅲ	図画工作Ⅳ	図画工作Ⅴ	図画工作Ⅵ	図画工作Ⅶ	図画工作Ⅷ	図画工作Ⅸ	図画工作Ⅹ	
	図画工作Ⅳ	図画工作Ⅴ	図画工作Ⅵ	図画工作Ⅶ	図画工作Ⅷ	図画工作Ⅸ	図画工作Ⅹ	図画工作Ⅺ	
その他	発達支援教育サポーター認定プログラム	発達支援教育サポーター認定プログラム	発達支援教育サポーター認定プログラム	発達支援教育サポーター認定プログラム	発達支援教育サポーター認定プログラム	発達支援教育サポーター認定プログラム	発達支援教育サポーター認定プログラム	発達支援教育サポーター認定プログラム	
	発達支援教育サポーター認定プログラム	発達支援教育サポーター認定プログラム	発達支援教育サポーター認定プログラム	発達支援教育サポーター認定プログラム	発達支援教育サポーター認定プログラム	発達支援教育サポーター認定プログラム	発達支援教育サポーター認定プログラム	発達支援教育サポーター認定プログラム	
	発達支援教育サポーター認定プログラム	発達支援教育サポーター認定プログラム	発達支援教育サポーター認定プログラム	発達支援教育サポーター認定プログラム	発達支援教育サポーター認定プログラム	発達支援教育サポーター認定プログラム	発達支援教育サポーター認定プログラム	発達支援教育サポーター認定プログラム	
	発達支援教育サポーター認定プログラム	発達支援教育サポーター認定プログラム	発達支援教育サポーター認定プログラム	発達支援教育サポーター認定プログラム	発達支援教育サポーター認定プログラム	発達支援教育サポーター認定プログラム	発達支援教育サポーター認定プログラム	発達支援教育サポーター認定プログラム	
小計	19	19	26	19	27	15	7	6	
学年修得単位数	前期集中	後期集中	前期集中	後期集中	前期集中	後期集中	前期集中	後期集中	
	2	2	5	5	4	48	4	17	
4年間修得単位数									18

幼児教育・保育専攻 子ども福祉コースの履修モデル（幼稚園教諭一種，保育士，特別支援学校教諭一種を取得）

幼児教育・保育専攻（幼稚園・保育士・特支免許取得希望者）	履修年次		1年生				2年生				3年生				4年生				学年修得単位数												
	基本教育科目	科目	前期		後期		前期		後期		前期		後期		前期		後期														
			英語Ⅰ	1	英語Ⅱ	1	演習Ⅱ	2	演習Ⅱ	2																					
			口語英語Ⅰ	1	口語英語Ⅱ	1																									
			ビジネス英語Ⅰ	1	ビジネス英語Ⅱ	1																									
			生活英語Ⅰ	1	生活英語Ⅱ	1																									
			英語Ⅰ・スキル	1	英語Ⅱ・スキル	1																									
			演習Ⅰ	2	演習Ⅱ	2																									
			現代社会におけるAI	2	憲法	2																									
			大学の基礎数学Ⅰ	2	大学の基礎数学Ⅱ	2																									
小計				11	11			2	2																						
専門教育科目	専門基礎科目	子どもコミュニケーション	2	ボランティア入門・実習	2																										
		教職概論	2	教育心理学	2																										
		教育原理	2	教育方法の理論と実践	2																										
		子ども保育の原理	2	子どもとAI・ICT	2																										
		発達心理学	2	教育課程論	2																										
		保育実習指導Ⅰ・集1	2																												
		言語	2	人間関係	2	社会福祉論	2	乳児の保育Ⅰ	2	乳児の保育Ⅱ	2	教育相談の理論と方法	2	保育内容総論	2	教職実践演習(幼)	2														
		音楽表現	1	健康	2	子どもの家庭福祉論	2	社会的養護Ⅰ	2	社会的養護Ⅱ	2	2	2	2	2	2	2														
		造形表現	1	子どもの家庭支援論	2	保育内容指導法(園児)	2	子どもの健康・安全	2	1	子育て支援	1	1	1	1	1	1														
専門教育科目	幼児保教攻科目	環境	2	保育内容指導法(音楽)	2	乳児の保育Ⅱ	2	子どもの食と栄養	2	保育実習指導Ⅱ or III	2	保育実習指導Ⅱ or III	2	保育実習指導Ⅱ or III	2	保育実習指導Ⅱ or III	2														
		保育内容指導法(表現)	2	保育実習指導Ⅰ・集2	2	障害児の保育	2	保育実習指導Ⅰ(園児・集2)	2	2	2	2	2	2	2	2															
		子どもの保護	2	保育実習指導Ⅰ(保育・集2)	2	保育実習指導Ⅰ(園児・集2)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2															
		子どもの家庭支援論	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2														
		小児救命教習・集1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2														
		ボランティア実習・集1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2														
		特別支援教育総論(特)	2	知的障害児の教育	2	発達障害児教育概論	2	発達障害児教育概論	2	2	2	2	2	2	2	2	2														
		発達障害児の心・生活・医療	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2														
		知的障害児教育特論	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2														
専門教育科目	特支科目	知的障害児教育特論	2	知的障害児教育特論	2	知的障害児教育特論	2	知的障害児教育特論	2	知的障害児教育特論	2	知的障害児教育特論	2	知的障害児教育特論	2	知的障害児教育特論	2														
		知的障害児教育特論	2	知的障害児教育特論	2	知的障害児教育特論	2	知的障害児教育特論	2	知的障害児教育特論	2	知的障害児教育特論	2	知的障害児教育特論	2	知的障害児教育特論	2														
		知的障害児教育特論	2	知的障害児教育特論	2	知的障害児教育特論	2	知的障害児教育特論	2	知的障害児教育特論	2	知的障害児教育特論	2	知的障害児教育特論	2	知的障害児教育特論	2														
		知的障害児教育特論	2	知的障害児教育特論	2	知的障害児教育特論	2	知的障害児教育特論	2	知的障害児教育特論	2	知的障害児教育特論	2	知的障害児教育特論	2	知的障害児教育特論	2														
		知的障害児教育特論	2	知的障害児教育特論	2	知的障害児教育特論	2	知的障害児教育特論	2	知的障害児教育特論	2	知的障害児教育特論	2	知的障害児教育特論	2	知的障害児教育特論	2														
		知的障害児教育特論	2	知的障害児教育特論	2	知的障害児教育特論	2	知的障害児教育特論	2	知的障害児教育特論	2	知的障害児教育特論	2	知的障害児教育特論	2	知的障害児教育特論	2														
		知的障害児教育特論	2	知的障害児教育特論	2	知的障害児教育特論	2	知的障害児教育特論	2	知的障害児教育特論	2	知的障害児教育特論	2	知的障害児教育特論	2	知的障害児教育特論	2														
		知的障害児教育特論	2	知的障害児教育特論	2	知的障害児教育特論	2	知的障害児教育特論	2	知的障害児教育特論	2	知的障害児教育特論	2	知的障害児教育特論	2	知的障害児教育特論	2														
		知的障害児教育特論	2	知的障害児教育特論	2	知的障害児教育特論	2	知的障害児教育特論	2	知的障害児教育特論	2	知的障害児教育特論	2	知的障害児教育特論	2	知的障害児教育特論	2														
専門教育科目	その他	スマート教育入門(短大)	2	器楽演習Ⅰ	1	器楽演習Ⅱ	1	器楽演習Ⅲ	1	器楽演習Ⅳ	1	器楽演習Ⅴ	1	器楽演習Ⅵ	1	器楽演習Ⅶ	1														
		保育教育対談講座Ⅰ	1	保育教育対談講座Ⅱ	1	保育教育対談講座Ⅲ	1	保育教育対談講座Ⅳ	1	保育教育対談講座Ⅴ	1	保育教育対談講座Ⅵ	1	保育教育対談講座Ⅶ	1	保育教育対談講座Ⅷ	1														
		器楽演習Ⅰ	1	器楽演習Ⅱ	1	器楽演習Ⅲ	1	器楽演習Ⅳ	1	器楽演習Ⅴ	1	器楽演習Ⅵ	1	器楽演習Ⅶ	1	器楽演習Ⅷ	1														
		器楽演習Ⅰ	1	器楽演習Ⅱ	1	器楽演習Ⅲ	1	器楽演習Ⅳ	1	器楽演習Ⅴ	1	器楽演習Ⅵ	1	器楽演習Ⅶ	1	器楽演習Ⅷ	1														
		器楽演習Ⅰ	1	器楽演習Ⅱ	1	器楽演習Ⅲ	1	器楽演習Ⅳ	1	器楽演習Ⅴ	1	器楽演習Ⅵ	1	器楽演習Ⅶ	1	器楽演習Ⅷ	1														
		器楽演習Ⅰ	1	器楽演習Ⅱ	1	器楽演習Ⅲ	1	器楽演習Ⅳ	1	器楽演習Ⅴ	1	器楽演習Ⅵ	1	器楽演習Ⅶ	1	器楽演習Ⅷ	1														
		器楽演習Ⅰ	1	器楽演習Ⅱ	1	器楽演習Ⅲ	1	器楽演習Ⅳ	1	器楽演習Ⅴ	1	器楽演習Ⅵ	1	器楽演習Ⅶ	1	器楽演習Ⅷ	1														
		器楽演習Ⅰ	1	器楽演習Ⅱ	1	器楽演習Ⅲ	1	器楽演習Ⅳ	1	器楽演習Ⅴ	1	器楽演習Ⅵ	1	器楽演習Ⅶ	1	器楽演習Ⅷ	1														
		器楽演習Ⅰ	1	器楽演習Ⅱ	1	器楽演習Ⅲ	1	器楽演習Ⅳ	1	器楽演習Ⅴ	1	器楽演習Ⅵ	1	器楽演習Ⅶ	1	器楽演習Ⅷ	1														
小計				15	17			25	20			26	26			5	4														
前期集中		26		後期集中		28		前期集中		27		後期集中		22		前期集中		26		後期集中		26		前期集中		5		後期集中		4	
合計		0		合計		55		合計		1		合計		53		合計		4		合計		58		合計		11		合計		17	

地域子ども教育学科 2025 年度履修モデル

※あくまでも参考例です。

初等教育専攻 特別支援コースの履修モデル（小学校教諭一種、特別支援学校教諭一種を取得）

履修年次	1 年生				2 年生				3 年生				4 年生			
	科目	前期	後期		前期	後期		前期	後期		前期	後期		前期	後期	
小学校・幼児教育専攻 （小一種・特免許取得希望者）	基本教育科目	英語Ⅰ	1	英語Ⅱ	1	演習Ⅱ	2	演習Ⅱ	2							
		口語英語Ⅰ	1	口語英語Ⅱ	1											
		コミュニケーション・スキル	1	コミュニケーションⅡ	1											
		生涯スポーツ演習Ⅰ	1	生涯スポーツ演習Ⅱ	1											
		アカデミック・スキルⅠ	1	アカデミック・スキルⅡ	1											
	教養科目	演習Ⅰ	2	演習Ⅱ	2											
		現代社会における AI	2	憲法	2											
		大学の基礎数学Ⅰ	2	大学の基礎数学Ⅱ	2											
		小計	11	11		2		2								
		専門教育科目	専門基礎科目	子どもコミュニケーション	2	学校インターンシップ入門・Ⅰ	2									
教職概論	2			教育心理学	2											
教育原理	2			教育方法の理論と実践	2											
子ども保育の原理	2			ICT 活用の理論と方法	2											
発達心理学	2			教育課程論	2											
専門展開科目	国語Ⅰ		2	算数	2	社会・集②	初等教育法（国語）	2	生活	2	道徳理論と指導法	2		教職実践演習（小）	2	
	音楽Ⅰ		1		初等教育法（社会）・集②	初等教育法（家庭）	2	特別活動の指導法	2	教育相談の理論と方法	2					
	図画工作Ⅰ		1		家庭	初等教育法（国語）	2	生徒指導	2	初等教育法（生活）	2					
	体育		2		小学校英語	初等教育法（体育）	2	進路指導論	1	教育実習事前事後指導	2					
					理科	初等教育法（音楽）	2	介護等の体験実習	1	教育実習Ⅰ・集②	2					
専門教育科目	初等専攻科目			初等教育法（算数）	2	初等教育法（英語）	2	初等教育法（英語）	2	教育実習Ⅱ・集②	2					
				集合的な学習の時間の指導法	2	初等教育法（理科）	2									
				学校インターンシップ・集②												
				特別支援教育総論（特）	2	知的障害児の教育	2	肢体不自由児の教育	2	病弱児の教育	2					
				知的障害児の心身・生活・病弱	2	発達障害児等教育総論	2	肢体不自由児教育特論	2	肢体不自由児教育特論	2					
	特支科目			知的障害児の心身・生活・病弱	2	知的障害児教育特論	1	知的障害児の心身・生活・病弱	1	知的障害児教育特論	1					
				知的障害児の心身・生活・病弱	1	知的障害児教育特論	1	知的障害児の心身・生活・病弱	1	知的障害児教育特論	1					
				知的障害児の心身・生活・病弱	1	知的障害児教育特論	1	知的障害児の心身・生活・病弱	1	知的障害児教育特論	1					
				知的障害児の心身・生活・病弱	1	知的障害児教育特論	1	知的障害児の心身・生活・病弱	1	知的障害児教育特論	1					
				知的障害児の心身・生活・病弱	1	知的障害児教育特論	1	知的障害児の心身・生活・病弱	1	知的障害児教育特論	1					
その他			特別支援教育実習事前事後指導	2	特別支援教育実習事前事後指導	2	特別支援教育実習事前事後指導	2	特別支援教育実習事前事後指導	2						
			特別支援教育実習事前事後指導	2	特別支援教育実習事前事後指導	2	特別支援教育実習事前事後指導	2	特別支援教育実習事前事後指導	2						
			特別支援教育実習事前事後指導	2	特別支援教育実習事前事後指導	2	特別支援教育実習事前事後指導	2	特別支援教育実習事前事後指導	2						
			特別支援教育実習事前事後指導	2	特別支援教育実習事前事後指導	2	特別支援教育実習事前事後指導	2	特別支援教育実習事前事後指導	2						
			特別支援教育実習事前事後指導	2	特別支援教育実習事前事後指導	2	特別支援教育実習事前事後指導	2	特別支援教育実習事前事後指導	2						
学年修得単位数	小計	音楽Ⅰ	1	音楽Ⅱ	1	保育教育対策講座Ⅰ	1	保育教育対策講座Ⅱ	1	子ども実践ゼミ	2	子ども実践ゼミ	2	卒業研究	2	
		音楽Ⅱ	1	キャリアデザインⅠ・小	1	キャリアデザインⅡ・小	1	不登校支援論	2	不登校支援演習	2	リーダーシップ論	2			
		図画工作Ⅱ	1	音楽Ⅱ	1	音楽Ⅱ	1	虐待防止援助論	1	年少者日本語教育	2	外国人の子どもへの教育	2			
		子どもの音楽	2	子どもの疾病と対策	2	社会福祉施設概論	2	教育行政概論	2	教育経営論	2					
		小計	16	14	19	22	27	27	6	4						
	前期集中	27	25	21	24	27	27	6	4							
		0	1	4	2	0	6	0	0							
										4 年間修得単位数	174					

初等教育専攻 幼小連携コースの履修モデル（小学校教諭一種、幼稚園教諭一種を取得）

小学校・幼児教育専攻（小一種・幼一種免許取得希望者）	履修年次		1 年生		2 年生		3 年生		4 年生			
	科目		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
基本教育科目	英語Ⅰ	英語Ⅱ	1	1	演習Ⅱ	2	演習Ⅱ	2				
	口語英語Ⅰ	口語英語Ⅱ	1	1								
	コミュニケーション・スキル	コンピュータリテラシーⅠ コンピュータリテラシーⅡ	1 1	1 1	生涯スポーツ演習Ⅰ 生涯スポーツ演習Ⅱ	1 1						
	アカデミック・スキルⅠ アカデミック・スキルⅡ	1 1	1 1	演習Ⅰ 演習Ⅱ	2 2							
教養科目	現代社会における AI	2	2	憲法	1	大学の基礎数学Ⅰ	2	大学の基礎数学Ⅱ	2			
小計		9	9		9		4	4				
専門基礎科目	子どもコミュニケーション	2	2	教育心理学	2							
	教職概論	2	2	教育方法の理論と実践	2							
	教育原理	2	2	子どもと AI・ICT	1							
	子ども保育の原理	2	2	ICT 活用と方法	2							
	発達心理学	2	2	教育社会学	2							
		特別支援教育総論（国・小）	1	1								
	国語Ⅰ	2	2	算数	2	社会・集②	2	初等教育法（国語）	2	特別活動の指導法	2	
	音楽Ⅰ	1	1			初等教育法（社会）・集②	2	初等教育法（家庭）	2	生徒指導	2	
	図画工作Ⅰ	1	1			家庭	2	初等教育法（国語）	2	進路指導論	1	
	体育	2	2			小学校英語	2	初等教育法（体育）	2	介護等の体験実習	2	
専門展開科目	初等専攻科目					理科	2	初等教育法（音楽）	2	生活	2	
						初等教育法（算数）	2	初等教育法（英語）	2	教育実習Ⅱ・集②	2	
						算数・国語・社会・理科の4科目のいずれかの1科目の専攻選択	2	初等教育法（生活）	2	初等教育法（生活）	2	
						学校インターンシップ・集②	2	初等教育法（理科）	2			
	専攻幼児保育科目	言葉	2	2	人間関係	2	環境	2	保育内容指導法（環境）	2	幼児の理解	2
		音楽表現	1	1	健康	2	保育内容指導法（音楽）	2	保育内容指導法（健康）	2	保育内容総論	2
				造形表現	1	保育内容指導法（表現）	2			2	教職実践演習（小）	2
						保育内容指導法（健康）	2					
	その他	発達支援教育サポーター認定プログラム （必修：○8 単位、選択必修：●から 2 単位）			○視覚支援教育（装） ○聴覚支援教育（装）			2	●知的障害児の教育 2	○不登校支援論 2	●発達障害児教育特論 2	○発達障害児教育特論 2
		音楽Ⅱ （音楽演習Ⅰ）①	1	1	キャリアデザインⅠ・小 保育教育対談講座Ⅰ	1	キャリアデザインⅡ・小 保育教育対談講座Ⅱ	1	子ども実践ゼミⅠ 不登校支援演習	2	子ども実践ゼミⅡ 不登校支援演習	2
図画工作Ⅱ			1	1	音楽演習Ⅱ	1	虐待防止援助論	1	年少者日本語教育	2	卒業研究	2
小児救命救急法・集①			1	1			リーダーシップ論 社会福祉施設概論	2	音楽演習Ⅲ	2		
小計		19	19		23		19	24	20	4	4	
学年修得単位数	前期集中	28	後期集中	28	前期集中	27	後期集中	23	前期集中	24	後期集中	20
		0		2		4		2		0		6
			計	58		計		56		計		50



8章 履修登録について



第 8 章

履修登録に関する留意点



履修登録とは、授業科目を履修しその単位を取得するために、履修しようとする科目を登録する手続きを言います。履修登録は学生各自の責任で行うものであり、これを怠ったり、間違えると、その学期の履修が認められず、単位を取得することができません。

■注 意 事 項

- (1) 履修登録は 4 月に前期科目・通年科目・後期科目を登録します。
- (2) 履修科目の選択にあたっては、各入学初年度の所定のカリキュラムを参照してください。
- (3) 履修登録に際しては、事務局学務グループによるオリエンテーションを受講し、また、アドバイザーの助言を受け、自らの履修計画に従って、履修する科目を決定し、所定の期間内に履修登録を行ってください。
- (4) 各学期に、卒業要件の対象となる科目についての履修可能な単位数は、別に定める場合を除いて地域共創学科は 24 単位、子どもコミュニケーション学科は 28 単位です。
(※96ページ▼GPA による履修可能単位数、135ページ第8条6参照)
- (5) 同一時間帯に 2 科目以上の重複した履修登録はできません。

9章 授業について



第 9 章

授業時間

授 業 時 間

時限	1 時限	2 時限	昼休み	3 時限	4 時限	5 時限
時間帯	9:00～ 10:30	10:40～ 12:10	12:10～ 13:00	13:00～ 14:30	14:40～ 16:10	16:20～ 17:50

受講上の注意



- (1) 授業科目は、履修者数により閉講（その科目の授業が無くなること）になったり、教室などが変更されたりすることがあります。その際はただちに掲示板で連絡します。
- (2) 授業中は携帯電話の電源を切ってください。
- (3) 座席指定のある授業では、指定された座席に着席してください。

休 講

大学または各科目の担当教員にやむを得ない事情が発生した場合は、授業を休講することがありますので、次の事項に注意してください。

- (1) 休講は、担当教員からの届出または大学の決定があり次第、掲示板でお知らせします。（また、携帯電話や自宅のパソコンからも確認できます。）
- (2) 休講の掲示がなく、また連絡もないのに、開始時間を30分以上経過しても担当教員が入室しない場合は、自然休講となります。
- (3) 暴風時には臨時休講となります。「臨時休講に関する措置」に規定されています。

臨時休講に関する措置

暴風時等は、次の基準により、臨時休講とする。

1. 「暴風警報」発令時

- (1) 午前 6 時現在、静岡県西部・中部地区に、「暴風警報」が発令されているときは、授業はすべて休講とする。
- (2) 午前 6 時以降に、静岡県西部・中部地区に、「暴風警報」が発令されたときは、その時刻以降の授業はすべて休講とする。
- (3) 前二号にかかわらず、午前 10 時までに静岡県西部・中部地区に発令されていた「暴風警報」が解除されたときは、午後（第 3 時限）から授業を行う。

2. 上記以外の場合でも授業を行うことが困難な場合は休講とすることがある。

第 9 章

遅刻・早退・ 途中退室について

30 分以上の遅刻、早退、中座（退室）は欠席となります。
30 分未満の遅刻、早退、中座（退室）は 3 回で 1 回分の欠席となります。

欠席について

- (1) 講義を欠席する（した）場合は、授業科目の担当教員に必ず欠席届を提出してください。
- (2) 欠席時数がその授業回数の 3 分の 1 を超えた場合は、成績評価対象外となります。

公欠制度に ついて



P137 参照

公欠制度を利用して欠席をする場合は、下記の事由に該当するか確認したうえで、公欠届を事務局学務グループまで提出してください。

- (1) 学校保健安全法施行規則第 18 条に規定する感染症
- (2) 忌引き
- (3) 自然災害
- (4) 公共交通機関の運休・遅延
- (5) 裁判員制度
- (6) 教職課程・保育士養成課程の実習
- (7) 部活動・クラブサークル活動の公式戦
- (8) 学長が必要と認めた事

※各項目に基準があるため、詳細は P137 「浜松学院大学公欠制度に関する内規」を参照してください。

公欠の事由に該当する場合、授業相当の学修を行い、小テストの受験や課題も提出することで出席したものとみなします。

※内規第 5 条参照

公欠が認められても、上記の学修を行ったことが認められない場合は出席となりません。

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

第 6 章

第 7 章

第 8 章

第 9 章

第 10 章

第 11 章

第 12 章

第 13 章

第 14 章

第 15 章

第 16 章

✕ €

10章 試験について



第10章

試験の種類

定期試験	① 前期試験 前期科目 ② 学年末試験 後期科目・通年科目
追試験	やむを得ない事情により定期試験を休んだ者に対して審議の後に行う試験（次ページ参照）
再試験	不合格（F）となった科目のうち、担当教員の認定により再試験が認められる場合があります。

※定期試験は定められた試験期間内に行われます。

受験上の注意 受験資格▷

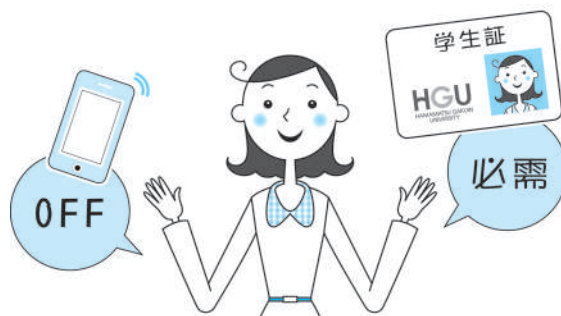


次の場合は、受験資格がありません。

- 授業料未納者
- 当該科目の履修登録をしていない者
- 当該科目の受験時に30分以上遅刻をした者
- 欠席時間数が当該科目の規定時間数の三分の一を超えたもの
- その他の事由で教授会において受験資格を失うと決定された者

試験場における注意事項

- (1) 学生証を机の上に置き、監督者の指示を受ける。学生証を不携帯の場合は、「仮学生証」の発行を事務局学務グループで受ける。
- (2) 許可された携帯品以外は、机上に置いてはならない。コピーはノートと認めない。
- (3) 試験開始後、30分を経過しなければ退室を許されない。



第10章

不正行為▷

試験中、不正行為があったと判断された場合は、当該試験期間のすべての試験科目の評価を不合格とします。また、当該学生には懲戒処分を行います。

☆不正行為とは…

以下の行為は不正行為と見なします。

- ① カンニングペーパー及びこれに類するものを所持すること・使用すること。(ノート類の持ち込みが許可されている試験に関しては、許可物件に限り可。但し、コピー類はノートとは認めない。)
- ② 持ち込み許可物件以外を参照すること。また、持ち込み許可物件を貸し借りすること。
- ③ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末を見たりさわったりすること。(時計として見ることも禁止)
- ④ 氏名を偽って受験すること。また、答案用紙を交換すること。
- ⑤ 机上に試験科目の内容の書き込みがあった場合。
- ⑥ 他人の答案をのぞき見たり、見せたりすること。
- ⑦ 他人に解答について指示を受けたり、指示したりすること。
- ⑧ その他、不正の事実が歴然とした行為をすること。

試験の延期▷

P88 参照

成績表について

- ① 最終成績は「評価」欄に表示。合格の場合は「評価」欄に S・A・B・C 記号で表示 (一部の科目は N で表示)、不合格の場合は F 記号で表示。

追試験について

P136 参照

病気、その他やむを得ない事由で定期試験を欠席した場合は、追試験を受けられることがあります。

追試験を希望する場合は、所定の期日までに「追試験願」及び「欠席事由を証明する書類等」(医師の診断書、列車の遅延証明書等)に追試験料(1科目 500 円)を添えて、学務グループへ提出してください。書類不備(「欠席事由を証明する書類」がない、もしくは認められない)の場合は受領しません。また、審議の結果、認められない場合は、追試験料はお返しします。

追試験の評価については、得点の 100%が認められます。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章

第13章

第14章

第15章

第16章

第10章

再試験について

定期試験の結果、不合格となった科目のうち、担当教員の認定により再試験が認められる場合があります。再試験の受験資格の有無は、「成績表」に記載されます。(成績表に再試と表記されます。)

再試験を志願する者は、所定の期日までに、「再試験願」に再試験料(1科目 2,000 円)を添えて、学務グループへ提出しなければなりません。(期日を過ぎた場合は、自動的に不可となります。)

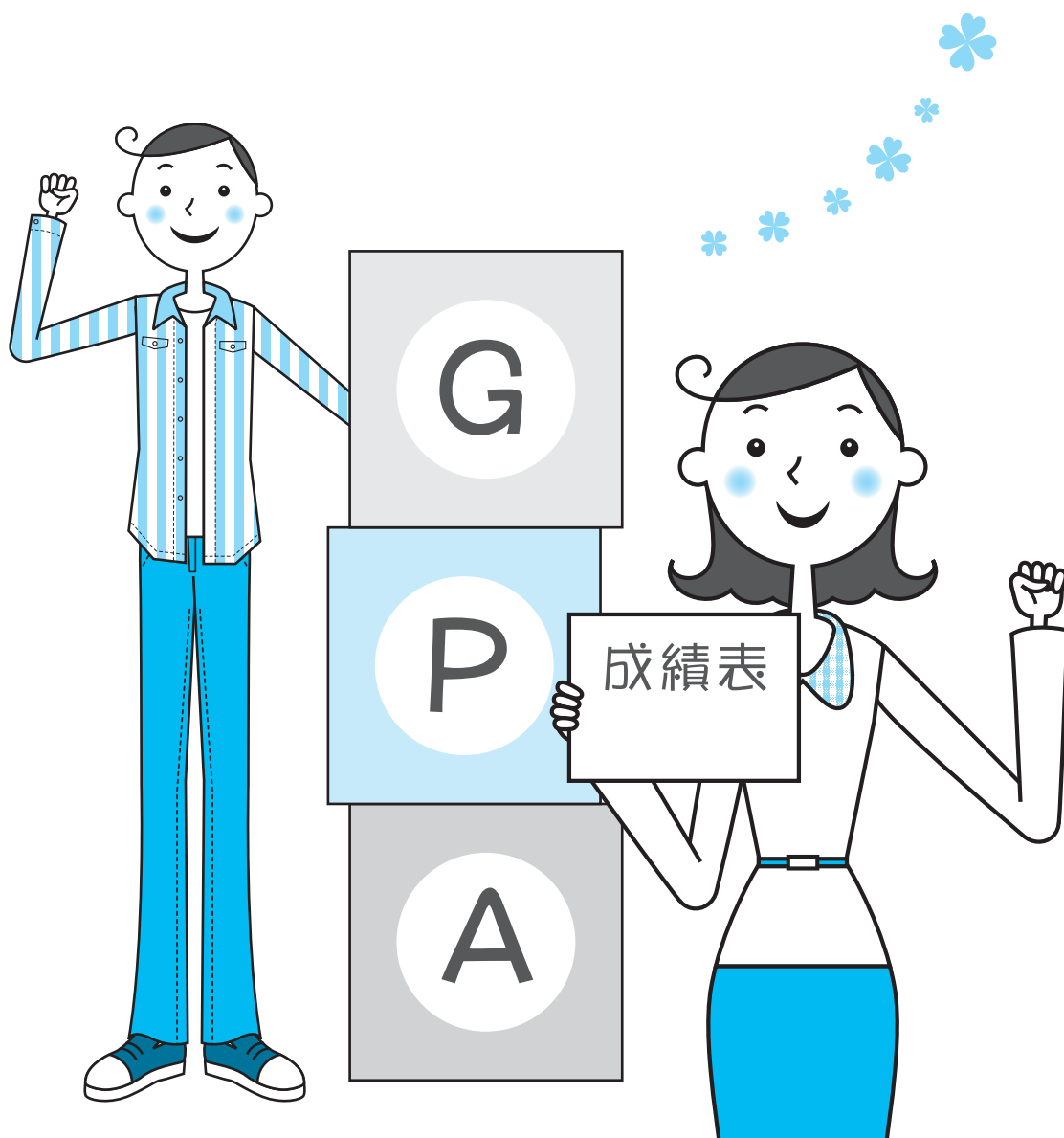
再試験の結果は、当該学期の GPA には反映されませんが、累積 GPA には反映されます。

※定期試験期間内に行われない通常の授業期間に行われる試験(小テスト等)については再試験の対象になりません。(追試験についても同様です。)

※一旦納入された再試験料は返却しません。



11章 成績について



第11章

成績評価

成績評価は 100 点満点で行い、下記の基準により判定し、合格の場合にのみ単位を認定します。

成績の評価

秀	「S」	90～100 点	}	合 格
優	「A」	80～ 89 点		
良	「B」	70～ 79 点		
可	「C」	60～ 69 点		
不可	「F」	60 点未満		不合格

(上記は平成29 年度以降の入学生のもので、平成 28 年度以前の入学生は異なります。)

他の大学又は短期大学での履修

他の大学又は短期大学で履修した授業科目については、前項に定める成績評価は行わず、単位のための認定とし、「認定」又は「N」と表示されます。

※他大学で履修した単位の認定を希望するときは必ず入学時に申し出て下さい。

履修登録の取り消し

所定の期間に申請することにより、履修を取り消すことができます。

GPA制度

学業成績を計る基準として、GPA (グレード・ポイント・アベレージ) 制度を採用します。

GPA (学期GPA)

学期ごとに各登録科目の成績評価を「4」、「3」、「2」、「1」、「0」と科目GPに換算し、それに各授業科目単位数を乗じ、その総和を登録科目総単位数で除する成績係数のことです。

成績評価 (100点満点)	科目GP (グレード・ポイント)
90～100点	4
80～ 89点	3
70～ 79点	2
60～ 69点	1
60点未満及び放棄	0

第11章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章

第13章

第14章

第15章

第16章

累積GPA

$$GPA = \frac{(\text{科目の単位数} \times \text{科目GPA}) \text{ 履修登録した総和}}{\text{登録科目総単位数}} \quad \text{※小数点第3位以下を四捨五入とする。}$$

入学時から得た科目の取得ポイントを通算し、それを通算の登録科目総単位数で除する成績係数のことです。

$$\text{累積GPA} = \frac{(\text{入学時からの科目の取得ポイント}) \text{ の通算}}{\text{通算の登録科目総単位数}}$$

※小数点第3位以下を四捨五入とする。

GPA対象の科目

GPA 及び累積 GPA の対象となる科目は、卒業に必要な科目のみとし、また、「認定」は、これらの集計には加えません。

GPA による履修可能単位数

- (1) 前学期の GPA が 3.00 以上の者は、次学期における履修可能な単位数を以下の通り可能単位数とする。

26 単位

- (2) 前学期の GPA が 3.00 未満の者は、次学期における履修可能な単位数を以下の通りとする。

24 単位

- (3) 地域子ども教育学科については、教職課程及び保育士養成課程のいずれかを履修する者は **28 単位**とする。ただし、前学期の GPA が 3.00 以上の者は、次学期における履修可能な単位数は、**30 単位**とする。

GPA の通知

GPA 及び累積 GPA は、学生及び保証人にそれぞれ配付（送付）される成績表に明示されます。

GPA による注意

連続する2学期において、各学期の GPA が共に 1.00 に満たなかった場合は、学部長が父母等（保証人）同席の上、厳重注意を行います。

また、各学期ごとに成績が不振であったと認められる学生に対しては、学科長が指導を行います。

第11章

成績優秀者 への表彰

P133 参照

成績優秀者には、その成績に応じて学長賞、成績優秀賞の表彰を行います。(※ 133 ページ参照)



成績に関する 問い合わせに ついて

成績評価について、担当科目教員へ直接問い合わせすることはできません。

成績に疑義がある場合、「成績に関する問い合わせ票」を学務グループへ提出することで、担当科目教員へ問い合わせすることができます。

書類は学務グループにありますので、取りに来ていただき、所定の期限内に記入して提出してください。

12章 入学金、授業料、 その他の納付金



入学金、授業料、その他の納付金

第12章

入学金・授業料 (半期分)

入学金・授業料 (半期分)

(単位：円)

	地域経営学科 地域子ども教育学科
入 学 金	280,000
授 業 料	330,000
施設設備費	120,000
教育充実費	35,000
合 計	(入学時 765,000) 485,000

注1：野外スポーツ実習、長期フィールドスタディを履修する者は、実習関係経費の負担金を納入しなければなりません。

注2：対象の者は、教職課程（地域子ども教育学科を除く）等の履修費、教育実習費、保育実習費等を納入する必要があります。

諸会費 (半期分)

諸 会 費 (半期分)

(単位：円)

	地域経営学科 地域子ども教育学科
学 友 会 費	3,500
父母等の会費	(入会金 4,000) 4,000
教育後援会費	(入会金 1,000) 1,000
同 窓 会 費	(入会金 12,000)
合 計	(入学時 25,500) 8,500

休学中の納付金

学期の全てを休学する場合、休学中の納付金は免除されますが、在籍料（半期 50,000円）を納入しなければなりません。

納付金の納入方法は、入学後は、入学時に指定された口座からの引き落としになります。納入期限日までに、口座に納付金相当分を入金していただきます。引き落としがされなかった場合は、指定振込依頼書により、銀行振込により納入していただきます。その際、振込による振込手数料はご負担いただきますよう、お願いいたします。

また、原則として未納の場合は定期試験が受けられません。

納入期限日は、前期は4月30日、後期は9月30日です。

第12章

延納

納入期日までに納付金が納入できない場合には、学納金延納申請書を提出することで納付を延納することができます。学納金延納申請書提出期限日は、前期 4 月 20 日、後期は 9 月 20 日です。

提出期限日までに学納金延納申請書が提出されない場合には、納付金延滞書に延滞手数料 5,000 円を添えて提出していただきます。延納及び延滞の納付期限は、前期 7 月 15 日、後期は 1 月 15 日です。

延納及び延滞の納付期限日までに納付金が納付されない場合には、納付金再延納願に再延納手数料 5,000 円を添えて提出いただきます。納付金再延納願の提出期限日は、前期 7 月 15 日、後期は 1 月 15 日です。

延納及び延滞の納付期限までに提出書類が未提出で納入がされない場合には、延滞納手数料 5,000 円、再延納手数料 5,000 円、未手続徴収金 5,000 円を納付していただきます。再延納および未手続の納付期限は前期は 7 月 31 日、後期は 1 月 31 日です。

納入された手数料及び徴収金については返還されません。

延納、延滞、未手続の場合の納付金の納付は指定振込依頼書により、銀行振り込みにて納入していただきます。その際、振込による振込手数料はご負担いただきますよう、お願いいたします。

手数料加算一覧

手 続 き 区 分		延滞手数料	再延納手数料	未手続徴収金	計
ア 延 納 者		0 円	0 円	0 円	0 円
イ 延 滞 者		5,000 円	0 円	0 円	5,000 円
ウ 再延納者	延納者	0 円	5,000 円	0 円	5,000 円
	延滞者	5,000 円	5,000 円	0 円	10,000 円
エ 未 手 続 者		5,000 円	5,000 円	5,000 円	15,000 円

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

第 6 章

第 7 章

第 8 章

第 9 章

第 10 章

第 11 章

第 12 章

第 13 章

第 14 章

第 15 章

第 16 章

第12章

留年者の納付金について

留年者（卒業延期者）の授業料等のうち（長期履修学生を除く）、在学期間が4年を超える者で卒業のために年間に履修すべき単位数が15単位以下の者の授業料は、それぞれの期において納入する額の2分の1に相当する額となります。

つまり、4年間で卒業ができなかった学生は、残り単位数が15単位以下の場合、授業料が2分の1減額されます。（詳細は学務グループへ確認してください。）

卒業延期制度について

在学期間が4年を超える者で卒業の要件を満たす者が引き続き在学することを希望する場合に、卒業を延期し、引き続き在学することを認める制度があります。

希望する学生は、学務グループへ「卒業延期願」を提出し、学長の許可を得る必要があります。期間は半年又は1年間です。

卒業延期者の授業料は、半期につき、120,000円でその他の納付金は免除されます。（授業料は所定の期限までに納入（前納）する必要があります。）

学期末以外での中途での卒業はできません。また、所定の期日を過ぎると卒業延期の取消はできず、その学期での卒業はできなくなります。卒業延期制度の日程は、後期に学務グループ掲示板へ掲示します。（詳細は学務グループへ確認してください。）

本学独自の給付制度の継続基準等について

本学独自の給付制度の継続基準等は以下の通りです。

入学時成績給付（入学時成績優秀者）

入学時に当該給付を対象とした入学試験に合格した者のうちから、次の各号の基準をすべて満たす者について継続する。

- (1) 前年度までの修得単位数が2年次生にあっては40単位以上、3年次生にあっては80単位以上、4年次生にあっては120単位以上であること。
- (2) 各年次の前年度までの累積GPAが3.5以上であること。

在学生成績給付（浜松学院大学在学生成績優秀者）**3年次生以降**

3年生及び4年次生の学生であり、次の各号の基準をすべて満たす者のうちから、給付の種類の判断を含めて選考する。（成績上位者から若干名）なお、既にその他の給付の該当者になっている場合は、条件が有

利な方を採用する。

- (1) 前年度までの修得単位数が3年次生にあっては80単位以上、4年次生にあっては120単位以上であること。
- (2) 3年次生にあっては2年次の累計 GPA が3.5以上であること。
- (3) 4年次生にあっては3年次の累計 GPA が3.5以上であること。

外国人経済的困難給付（外国人経済的困難者）

入学時に当該給付を対象とした入学試験に合格した者のうちから、次の各号の基準をすべて満たす者について継続する。

- (1) 経費支弁者からの仕送り額が平均月額90,000円以下であること。
- (2) 日本国内在住の経費支弁者がいる場合、経費支弁者の年収が500万円未満であること。
- (3) 奨学資金の支給月額合計が100,000円以下であること。
- (4) 前年度までの修得単位数が2年次生にあっては25単位以上、3年次生にあっては60単位以上、4年次生にあっては90単位以上であること。
- (5) 各年次の累積 GPA が2.6以上であること。

経済的困難給付（経済的困難者）

入学時に当該給付を対象とした入学試験に合格した者のうちから、次の各号の基準をすべて満たす者について継続する。

- (1) 高等教育の修学支援新制度の適用を受けている者。
- (2) 各年次の累積 GPA が2.6以上であること。

全国児童養護施設出身者給付

入学時に当該給付を対象とした入学試験に合格した者のうちから、次の各号の基準をすべて満たす者について継続する。

- (1) 高等教育の修学支援新制度の適用を受けている者。
- (2) 各年次の累積 GPA が2.6以上であること。

本学独自の給付制度の取り消しについて

前項までの継続基準に限らず、下記に該当した場合は、給付の取り消しとなります。

- (1) 転学、休学、退学、除籍したとき。
- (2) 虚偽の申告をして給付生となったことが判明したとき。
- (3) 本学学則に定めるところにより懲戒処分を受けたとき。
- (4) 正当な理由なく4年間で卒業の見込みがないとき。

✕ €

13章 図書館の利用



本学の図書館は、布橋キャンパスに設置されており、大学、短大部の学生であれば、利用することができます。

図書が約 13 万冊、雑誌などの定期刊行物は約 1600 種を所蔵しています。

特色としては、小・中学校・特別支援学校の教育関係および、社会生活（地域政策、観光、多文化等）に関連する資料を所蔵しています。

また、住吉キャンパスにはラーニングラウンジを開設しています。保育・幼児教育、福祉に関連する資料を中心に配架しており、予約をすれば資料を利用することができます。

なお、利用にあたっては、学生証の提示が必要ですので、持参するようにしてください。

開館時間

9：00－19：00（通常授業がある期間）

但し事務取扱時間は 18：45 までです。

※長期休暇（夏・冬・春）中は、9：00－17：15 です。

※その他、臨時に変更する場合があります。掲示にご注意ください。

休館日

土曜日・日曜日・国民の祝日・創立記念日（11月22日）

※館内整理日（毎月月末）・8月中旬・年末年始

※その他大学が定めた休日

入館方法

学生証が利用カードを兼ねていますので、受付カウンターに提示し、職員の確認を受けたのちに入館してください。

館内閲覧

館内はオープンスペースですので、書架にある資料は自由に閲覧ができます。閲覧後は元の場所（書架）へ戻してください。

なお、視聴覚資料を利用するときは、カウンターで申込みが必要です。

館外貸出

図書と視聴覚資料については、禁帯出資料を除き館外への貸出ができます。**図書は 14 日間 5 冊、視聴覚資料は 3 日間 2 点**の貸出が可能ですが、雑誌類は館外貸出を行っていません。無断の持ち出しには警報装置が作動しますので、必ず所定の手続きをお取りください。

返却と更新

貸出された資料を返却する場合は、カウンターにお返しいただきますが、**図書**については、布橋本館の場合、開館時間外でも玄関横の**ブックポストに投函**することで、返却することが可能です。

なお、他に利用希望者がいない時は、**1回に限り更新（継続利用）**することができますので、この場合は必ずカウンターで手続きをしてください。

リクエストサービス

希望する図書が借りられている場合は、**予約（リクエスト）**をすることで、返却され次第優先的に提供します。

また、希望の図書を所蔵していない場合は、購入の他に、入手の案内をいたしますので、図書館職員にご相談ください。

資料回送サービス

住吉ラーニングラウンジにある図書を、布橋本館で借りることができます。コンピュータで検索の結果、所蔵が**「住吉」**と表示された場合には、予約をすることで布橋本館に回送いたします。回送希望の際は、カウンターで手続きをしてください。

コピーサービス

図書館に所蔵する資料に限り、**著作権の認められる範囲内**で複写ができます。料金は、1枚あたりモノクロ10円、カラーはB4・A4・B5は50円、A3は80円です。**なお、私用物（ノートなど）のコピーはできません。**

グループ閲覧室・ミーティングルーム

館内にゼミや小グループ（3名以上12名まで）での利用が可能な閲覧室を設けています。話し合いながら学習活動が行えます。利用には事前に予約が必要です。

AVコーナー

館内に当館所蔵のDVDやビデオなどが視聴できるブースが設けられています。1人用（8台）と2人用（3台）の2タイプがありますので、人数に応じてご利用ください。ご希望される時は、書架にある資料ケースをカウンターにお持ちいただき、ヘッドホンを受け取ってください。

注意事項

- ①館内では静粛を保ち、携帯電話はマナーモードの設定にしてください。
- ②館内での飲食は厳禁です。
※資料が損傷する原因となりますので、ご協力ください。
- ③館内の資料をスマートフォン等で撮影することはマナー違反です。
コピー専用機をご利用ください。

第13章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章

第13章

第14章

第15章

第16章

住吉ラーニング 라운ジの利用

住吉キャンパスのラーニングラウンジを利用する場合も、学生証の提示が必要です。忘れずにご持参ください。(開室時間12:00~13:00)

ライブラリー メイト

学生のみなさんには、本に親しみ楽しんでもらいたいと願い、**ライブラリーメイト**の制度を立ち上げました。**ライブラリーメイト**は、図書館と学生を結ぶ活動をしているボランティア組織です。

活動の内容は、本についての情報交換、館内でのおすすめ図書の展示と紹介、広報誌『LIBRARY NEWS』の企画・編集などです。本に関心のある方であれば、どなたでも参加できます。詳しくは図書館職員までお尋ねください。

他大学図書館 の利用

大学図書館間においては、相互に利用できる協力関係が築かれていますが、一部の大学では、当館発行の紹介状の提出を求められます。利用を希望する図書館が決まりましたら、先方の利用方法をお調べしますので、訪問予定日と利用の目的を図書館職員にご相談ください。

なお、紹介状の即時発行はできませんので、希望する場合は余裕を持ってお申し込みください。

その他

図書館の利用についてわからないことがありましたら、図書館職員に気軽にお尋ねください。

14章 就職について



第14章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章

第13章

第14章

第15章

第16章

キャリア支援グループの利用について

本学では、ひとり一人の学生が希望の進路へ進めるよう、きめ細かな支援を行っています。

学年問わず、いつでも気軽にキャリア支援グループを利用してください。

就職活動等で必要な証明書の発行について

就職活動および進学等で使用する証明書には、主に卒業見込証明書、学業成績証明書、健康診断証明書があります。

1, 卒業見込証明書および学業成績証明書

4年次4月の履修登録後、発行準備が整い次第、キャリア支援グループより発行についての連絡をします。

2, 健康診断証明書

4年次4月の大学での健康診断を必ず受診してください。その後、発行準備が整い次第、キャリア支援グループより発行についての連絡をします。

【発行にあたっての留意点】

- ① 3年次の個人面談時に「進路希望調査票」を提出していない場合は、就職活動および進学等で使用する証明書は発行されません。
- ② 発行手続き方法は、在学証明書等の証明書と同じ方法となります。
- ③ 発行代金：1通300円

正課外インターンシップに参加する時の手続きについて

正課外インターンシップに参加する場合は、「正課外インターンシップ参加届」の提出が必要です。

届出用紙はキャリア支援グループにあります。

また、提出先もキャリア支援グループです。

【留意点】

正課外インターンシップに参加するにあたり、大学で加入している「学生教育研究災害傷害保険（学研災）」及び「学研災付帯賠償責任保険（付帯賠償）」の加入証明書が必要になる場合があります。

その場合、発行には1週間ほどかかりますので、時間に余裕をもって、参加届を提出してください。加入証明書必要有無は参加届様式内にあります。

キャリア科目の履修について

キャリア科目を必ず履修してください。

地域経営学科

キャリアプランⅠ、キャリアプランⅡ

キャリアデザインⅠ、キャリアデザインⅡ

地域子ども教育学科

キャリアデザインⅠ、キャリアデザインⅡ

15章 諸規程



第1章 総 則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、高潔なる倫理観に立って他を思いやることができる真に豊かな人間性を涵養するとともに、問題の本質を見極められる判断力、変化に対応できる創造力・実践力、さらには多様なコミュニケーション能力を身につけた、地域社会と人類全体に貢献できる人材を育成することを目的とする。

2 本学に以下の目的をもつ学部及び学科を置く。

地域共創学部

現代社会、特に地域社会との関連で、人と人とのコミュニケーションや人と組織とのコミュニケーションに関する知識、能力を有する人材を人間教育に基づいて養成する。

地域経営学科

地域社会における「共創」という課題について、コミュニケーションを基礎にして教育・研究し、地域のなかで実質的な役割を遂行できる人材を養成する。

地域子ども教育学科

幼児教育・保育の分野と初等教育の分野である「子ども教育」について、コミュニケーションを基礎として教育・研究し、保護者や地域の人々とも円滑なコミュニケーションのできる教育者や保育者を養成する。

(目的達成と評価)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価を行うため、本学に自己点検・評価委員会を置く。

3 自己点検・評価の実施については別に定める。

4 本学は教育研究等の総合的な状況について、学校教育法第109条第2項で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。

第2条の2 本学は、授業内容及び方法の改善を図るため、FD委員会を設け、研修及び研究を実施する。

2 前項の委員会の組織等については、別に定める。

第2章 学科の学生定員、専攻及び修業年限

(学科の学生定員及び専攻)

第3条 本学地域共創学部には置く学科の学生定員は次のとおりとする。

	入学定員	収容定員
地域経営学科	70名	280名
地域子ども教育学科	70名	280名

2 前項の学科に次の専攻を置く。

地域経営学科

地域政策専攻、観光専攻、グローバル教養専攻

地域子ども教育学科

幼児教育・保育専攻

小学校・特別支援教育専攻

(併設短期大学)

第4条 本学に短期大学部を併設する。

(修業年限及び在学年限)

第5条 本学の修業年限は4年とする。

2 学生は8年を超えて在学することができない。ただし、第14条及び第15条の規定により入学した学生は、在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

3 職業を有するなど、特別の事情がある入学生については、別に定めるところにより、第1項に定める修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し卒業することを認めることがある。(以下「長期履修学生」という。)

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を次の2学期に分ける。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 本学園創立記念日(11月22日)

(4) 夏季休業日(8月2日から9月23日まで)

(5) 冬季休業日(12月25日から1月7日まで)

(6) 春季休業日(3月20日から3月31日まで)

2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学、退学、休学、転学等

(入学の時期)

第9条 入学の時期は学年の始めとする。

2 前項のほかにも、必要と認めた場合は、学期の区分に従い入学をすることができる。

(入学資格)

第10条 本学に入学できる者は、次の各号の一に該

当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が別に定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、本学の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18 歳に達したものの。

（入学の出願）

第 11 条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

（入学者の選考）

第 12 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第 13 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は所定の期日までに、誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

（編入学）

第 14 条 次の各号の一に該当する者で編入学を志願する者については、選考の上、相当年次に学長は入学を許可することができる。

- (1) 学士の学位を有する者
- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (3) 大学に 2 年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (4) 専修学校の専門課程（修業年限が 2 年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者
- (5) 高等学校の専攻科の課程（修業年限が 2 年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者
- (6) 前各号に掲げるものと同等以上の学力を有すると認められる者

2 前項の規定により入学を許可された者の履修した

授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の意見を聴いて学長が決定する。

（転入学・再入学）

第 15 条 他の大学に既に在学する者で、本学に転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、教授会の意見を聴いて、学長は相当年次に入学を許可することができる。

2 正当な事由で退学した者が本学に 3 年以内に再入学を志願するときは、欠員のある場合に限り、選考の上、学長は入学を許可することができる。

（転学科）

第 15 条の 2 他の学科に転学科を志願する者があるときは、選考の上、学長はこれを許可することがある。2 その他、転学科について必要な事項は別に定める。

（休学）

第 16 条 疾病、留学その他止むを得ない事由で 3 カ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

（休学の期間）

第 17 条 休学の期間は 1 年を超えることができない。ただし、特別な事由がある場合は、引き続き更に 1 年を限度として延長を認めることができる。

2 休学の期間は通算して 4 年を超えることができない。

3 休学の期間は第 5 条の在学年限に算入しない。

（復学）

第 18 条 休学期間中にその事由が消滅した場合は、許可を得て復学することができる。

（留学）

第 19 条 外国の大学に留学しようとする者は、保証人連署の上、願い出て、学長の許可を得なければならない。

2 留学の期間は、第 5 条の在学年限に算入する。

3 海外提携校への留学について必要な事項は、別に定める。

（転学）

第 20 条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

（退学）

第 21 条 疾病その他止むを得ない事由で退学しようとする者は、保証人連署の上、願い出て、学長の許可を得なければならない。

（除籍）

第 22 条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 第 5 条に定める在学年限を超えた者
- (2) 第 17 条に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (3) 授業料その他の納付金の納入を怠り、督促を受

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

第 6 章

第 7 章

第 8 章

第 9 章

第 10 章

第 11 章

第 12 章

第 13 章

第 14 章

第 15 章

第 16 章

けてもなお納入しない者

(4) 長期間にわたり行方不明の者

第5章 教育課程及び授業科目の履修方法

(教育課程の編成方針)

第23条 本学においては、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

2 教育課程の編成に当たっては、当該学部及び学科に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう配慮する。

3 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に努めるものとする。

(授業科目)

第24条 授業科目を分けて、基本教育科目及び専門教育科目とする。

2 授業科目の種類、単位数等は別表第1のとおりとする。

3 前1項に定めるもののほか、教員免許状の取得に関する科目を置く。

4 教員免許状の取得に関する科目は別表第2とする。

(単位の計算方法)

第25条 各授業科目の単位数は、授業及び授業外を合わせて45時間の学修を必要とする教育内容をもって1単位とすることを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業外に必要な学修を考慮して次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は、実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、組み合わせに応じ、別に定める時間をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

3 前2項の授業は、多様なメディアを利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる。

4 学生が修得すべき単位の履修方法及び学期ごとに履修登録できる単位数の上限については、別に定める。

(授業期間)

第26条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(単位の授与)

第27条 授業科目を履修し、その試験等に合格した者には、学長は所定の単位を与える。

(成績の評価)

第28条 試験の評価は、秀(S)(100~90点)、優(A)(89~80点)、良(B)(79~70点)、可(C)(69~60点)、不可(F)(59点以下)の5種類とし、可(C)以上を合格とする。

2 前項のほか、特別の必要があるときは、その他の評語をもって合格を表すことがある。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第29条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が休学することなく外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第30条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項により修得したものとみなした単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第31条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。

第32条 第29条、第30条及び第31条の規定により他の大学又は短期大学若しくは外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものと認定することができる単位数は、すべてを合わせて60単位を超えない範囲とする。

第32条の2 第36条の3に定める保育士資格を取得するための課程を履修する際には、第29条、第30条、第31条及び第32条の規定に定める60単位を30単位とする。

第6章 卒業等

(卒業の要件)

第33条 本学を卒業するためには、学生は4年以上在学し、別表に定めるところにより、124単位以上を修得しなければならない。

(卒業)

第34条 本学に4年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(学位)

第35条 本学地域共創学部地域経営学科及び地域子ども教育学科を卒業した者に対し、学長は学士（地域共創）の学位を授与するものとする。

第7章 資格

(免許状・資格の取得)

第36条 本学において取得することのできる免許状及び資格の種類は次のとおりである。

地域共創学部

地域子ども教育学科…

幼稚園教諭一種免許状

小学校教諭一種免許状

特別支援学校教諭一種免許状（知・肢・病）

保育士

(教員免許状の取得)

第36条の2 教員免許状を取得しようとする者は、前条に定める各免許状を取得することのできる学科に在籍し、教育職員免許法及び同法施行規則に定めるところにより、別表第2に定める科目の単位を修得しなければならない。

2 その他、教員免許状を取得するために必要な事項は別に定める。

(保育士資格の取得)

第36条の3 保育士資格を取得しようとする者は、本学の地域子ども教育学科に在籍し、第33条の単位取得のほか、児童福祉法及び児童福祉法施行規則に定める所定の授業科目及び単位を取得しなければならない。

2 その他、保育士資格を取得するために必要な事項は、別に定める。

第8章 入学検定料、入学金、授業料その他の納付金

(入学検定料、入学金、授業料その他の納付金)

第37条 入学検定料は30,000円（但し大学入学共通テスト利用入試入学検定料は15,000円、一般入試と

大学入学共通テスト利用入試への同時出願の場合は40,000円）、入学金は280,000円、授業料は年額660,000円とし、その他の納付金は別に定める。

2 長期履修学生の授業料の年額については別に定める。

(授業料等の納期)

第38条 授業料等の納入は、各年度に係る授業料等については前期及び後期の2期に区分して行うものとし、それぞれの期において納入する額は年額の2分の1に相当する額とする。

2 授業料等の納期は、前期分にあつては4月末日まで、後期分にあつては9月末日までに納入しなければならない。

(休学の場合の授業料等)

第39条 休学を許可され又は命ぜられた者については、学期の全てを休学する場合は、休学中の授業料等は免除する。ただし、別に定める在籍料を納入するものとする。

(復学の場合の授業料等)

第40条 復学を許可された者については、当該学期に納入した在籍料とは別に復学した月から授業料等を納入するものとする。ただし、この場合の授業料等の額は、授業料等の年額の12分の1に相当する額に復学の日の属する月から当該学期末までの月数を乗じた額とし、これを復学した日の属する月に納入しなければならない。

(退学の場合の授業料等)

第41条 退学する者は、当該期の授業料等を退学する日の属する月までに納入しなければならない。

(授業料の減免等)

第42条 授業料その他の納付金は、特別の事情があるときには、一部又は全部を免除することがある。

2 前項の納付金の減免等については、別に定める。

(納入した授業料等の返還)

第43条 授業料等の返還については、別に定める。

第9章 教職員組織

(学長)

第44条 本学に学長を置く。学長は校務をつかさどり、所属職員を統督する。

2 本学に副学長を置くことができる。副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

(学部長)

第45条 本学に学部長を置く。学部長は学部を総轄する。

(職員)

第46条 本学に教授、准教授、講師、助教、事務職員、技術職員及びその他必要な職員を置く。

第46条の2 本学に名誉教授を置くことができる。

2 名誉教授に関する事項は別に定める。

(事務部)

第47条 本学に事務部を置く。

第10章 教授会

(教授会)

第48条 本学に、教授会を置く。

(教授会の構成)

第49条 教授会は学長、教授、准教授、専任講師、助教をもって構成する。

2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めたときは、教授会に事務部長その他の教職員を加えることができる。

(教授会の審議事項)

第50条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 学則に関する事
- (4) 教員の任用及び昇任にかかる教育研究業績の審査に関する事
- (5) 学生の退学、転学、休学、復学、除籍に関する事
- (6) 学生の指導、賞罰に関する事
- (7) 前六号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(その他)

第51条 本章に定めるもののほか、教授会に関し、必要な事項は別に定める。

第11章 研究生、科目等履修生、聴講生及び外国人留学生

(研究生)

第52条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究期間は、1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

(科目等履修生)

第53条 本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて科目等履修生として履修を許可することができる。

2 科目等履修生には、本学則第25条、第27条及び

第28条の規定を準用して単位及び評価を与えることができる。

(聴講生)

第53条の2 本学の授業科目の聴講を希望する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて聴講生として聴講を許可する。

2 聴講生に関して必要な事項は別に定める。

(外国人留学生)

第54条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

第55条 研究生、科目等履修生及び外国人留学生に関する事項は別に定める。

第12章 賞 罰

(表彰)

第56条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の意見を聴いて学長が表彰する。

(罰則)

第57条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の意見を聴いて、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に著しく反した者

第13章 図書館

(図書館)

第58条 本学に図書館を附設する。図書館に関する規程は別に定める。

第14章 公開講座

(公開講座)

第59条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第15章 保健厚生施設

(施設の利用)

第60条 本学の教職員及び学生は、健康管理センター、学生相談室、大学会館等の施設を利用することができる。

附 則

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、平成 19 年 3 月 31 日現在在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、改正後の別表は、平成 20 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、平成 21 年 3 月 31 日現在在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、改正後の第 3 条第 2 項の規定及び別表は平成 23 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、平成 24 年 3 月 31 日現在在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、平成 25 年 3 月 31 日現在在学する者については、なお従前の例による。

附 則

1、この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、平成 26 年 3 月 31 日現在在学する者については、なお従前の例による。

2、平成 24 年度以前の入学生に対して、教授会が履修を認める必要があると判断するときは、教授会が定める授業科目の履修を認めることができるものとする。

附 則

1、この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、改正後の別表は平成 27 年度入学生から適用する。

附 則

1、この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、平成 28 年 3 月 31 日現在在学する者については、なお従前の例による。

2、平成 27 年度以前の入学生に対して、学長が履修

を認める必要があると判断するときは、学長が定める授業科目の履修を認めることができるものとする。

附 則

1、この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、平成 29 年 3 月 31 日現在在学する者については、なお従前の例による。

附 則

1、この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、平成 30 年 3 月 31 日現在在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、平成 31 年 3 月 31 日現在在学する者については、なお従前の例による。

附 則

1、この学則は、第 37 条第 1 項の規定を除き、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 2 年 3 月 31 日現在在学する者については、なお従前の例による。

2、第 37 条第 1 項の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、令和 3 年 3 月 31 日現在在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、令和 3 年 3 月 31 日現在在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、令和 4 年 3 月 31 日現在在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、令和 5 年 3 月 31 日現在在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、令和 6 年 3 月 31 日現在在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、令和 7 年 3 月 31 日現在在学する者については、なお従前の例による。

別表第 1 - 1

地域共創学部 地域経営学科

授業科目 の区分等		授 業 科 目	単 位 数		卒業要件 単位数	備 考
			必修	選択		
基 本 教 育 科 目	コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ・ ス キ ル	英語Ⅰ	1		4 単位 選択 必修	
		英語Ⅱ	1			
		口語英語Ⅰ		1		
		口語英語Ⅱ		1		
		ポルトガル語Ⅰ		1		
		ポルトガル語Ⅱ		1		
		中国語Ⅰ		1		
		中国語Ⅱ		1		
		アカデミック・スキルⅠ		1		
		アカデミック・スキルⅡ		1		
		韓国語		1		
		コンピュータリテラシⅠ	1			
		コンピュータリテラシⅡ	1			
		生涯スポーツ演習Ⅰ	1			
		生涯スポーツ演習Ⅱ	1			
		野外スポーツ実習		1		
	教 養 科 目	現代社会における AI データ・AI 活用基礎実践	2		4 単位 以上 選択 必修	
		文学		2		
		歴史学(日本史)		2		
		倫理学		2		
		憲法		2		
		政治学		2		
		現代社会と経済		2		
		社会学概論		2		
		現代社会と心理学		2		
		現代社会における教育		2		
		地域と福祉		2		
		情報学概論		2		
		自然環境論		2		
		大学の基礎数学Ⅰ		2		
		大学の基礎数学Ⅱ		2		
		プログラミング		2		
		総合科目Ⅰ		1		
		総合科目Ⅱ		2		
	長期フィールドスタディ（基礎）事前学習		2			
	長期フィールドスタディ（基礎）		4			
	長期フィールドスタディ（基礎）事後学習		2			
専 門 教 育 科 目	全 専 攻 共 通 基 礎 科 目	法学入門		2	98 単位 以上 履 修 ◎	地域政策専攻必修科目
		社会調査法		2		
		統計学		2		
		民法		2		
		経営学入門		2		
		地域政策論		2		

授業科目 の区分等		授 業 科 目	単 位 数		卒業要件 単位数		備 考
			必修	選択			
専 門 教 育 科 目	全 専 攻 共 通 科 目	観光学入門		2	◎		観光専攻必修科目 グローバル教養専攻必修科目
		グローバルコミュニケーション概論		2	◎		
		公共政策		2			
		アカデミック・スキルⅢ		2			
		経済学		2			
		地域づくりとスポーツ		2			
		地域研究		2			
		地域経済学		2			
		メディア論		2			
		グローバル化と言語教育		2			
		危機管理論		2			
		労働社会学		2			
		多文化共生論		2			
		リーダーシップ論		2			
	地 域 政 策 専 攻 科 目 群	政 策 コ ー ス		2		98 単位以上履修 (前ページからの続き)	
				2			
				2			
				2			
				2			
				2			
				2			
		経 営 コ ー ス		2			
				2			
				2			
				2			
				2			
				2			
				2			
	観 光 専 攻 科 目 群	観光史		2			
		観光調査・研究法		2			
		観光まちづくり		2			
		地域の産業観光		2			
		旅行業法		2			
		国内旅行業務演習		2			
		観光地理学		2			
		ホスピタリティマネジメント		2			
		観光政策		2			
		旅行産業論		2			
		地域と観光		2			
		観光地計画		2			
		国際観光論		2			
		食と観光		2			
		観光英語演習		2			

授業科目 の区分等		授 業 科 目	単 位 数		卒業要件 単位数	備 考
			必修			
専 門 教 育 科 目	グ ロー バル 教 養 専 攻 科 目 群	リスニング		2	98 単位以上履修 (前ページからの続き)	
		スピーキング		2		
		英語学概論		2		
		英語文学		2		
		国際課題		2		
		英語コミュニケーションⅠ		2		
		英語コミュニケーションⅡ		2		
		英語コミュニケーションⅢ		2		
		英語コミュニケーションⅣ		2		
		英語コミュニケーションⅤ		2		
		英語コミュニケーション特演Ⅰ		1		
		英語コミュニケーション特演Ⅱ		1		
		ポルトガル語Ⅲ		2		
		ポルトガル語Ⅳ		2		
	演 習 ・ ゼ ミ 系 科 目	地域共創学科特別講義	2			
		地域共創演習Ⅰ	4			
		地域共創演習Ⅱ	4			
		ゼミナールⅠ	4			
		卒業研究	4			
	キ ャ リ ア 科 目	キャリアプランⅠ		2		
		キャリアプランⅡ		2		
		長期企業内留学指導		2		
		長期企業内留学Ⅰ		4		
		長期企業内留学Ⅱ		4		
		長期企業内留学Ⅲ		4		
		キャリアデザインⅠ		2		
		キャリアデザインⅡ		2		
	関 連 科 目	コンピュータ演習AⅠ（ITハブポート）		1		
		コンピュータ演習AⅡ（ITハブポート）		1		
		コンピュータ演習BⅠ（MOS）		1		
		コンピュータ演習BⅡ（MOS）		1		
		FP 演習Ⅰ		2		
		FP 演習Ⅱ		2		
		データ・AI 活用実践演習		2		
		長期フィールドスタディ（発展）		4		
		26	219			

◎各専攻必修科目

別表第 1 - 2

地域共創学部 地域子ども教育学科

授業科目 の区分等		授 業 科 目	単 位 数		卒業要件 単位数	備 考	
			必修	選択			
基本 教育 科目	コミュニケーション・スキル	英語Ⅰ	1		4単位選択必修		
		英語Ⅱ	1				
		口語英語Ⅰ	1				
		口語英語Ⅱ	1				
		ポルトガル語Ⅰ	1				
		ポルトガル語Ⅱ	1				
		中国語Ⅰ	1				
		中国語Ⅱ	1				
		アカデミック・スキルⅠ	1				
		アカデミック・スキルⅡ	1				
		韓国語	1				
		コンピュータリテラシⅠ	1	1			
		コンピュータリテラシⅡ	1				
		生涯スポーツ演習Ⅰ	1				
		生涯スポーツ演習Ⅱ	1				
		野外スポーツ実習					
		コミュニケーション演習Ⅰ	4				
		コミュニケーション演習Ⅱ	4				
	教養科目	現代社会における AI データ・AI 活用基礎実践	2	26 単位以上履修	4 単位以上選択必修		
		文学	2				
		歴史学（日本史）	2				
		倫理学	2				
		憲法	2				
		政治学	2				
		現代社会と経済	2				
		社会学概論	2				
		現代社会と心理学	2				
		現代社会における教育	2				
		地域と福祉	2				
		情報学概論	2				
		自然環境論	2				
		大学の基礎数学Ⅰ	2				
		大学の基礎数学Ⅱ	2				
プログラミング	2						
総合科目Ⅰ	1						
総合科目Ⅱ	2						
長期フィールドスタディ（基礎）事前学習	2						
長期フィールドスタディ（基礎）	4						
長期フィールドスタディ（基礎）事後学習	2						
専門 教育科目	基礎科目	子どもコミュニケーション	2	98 単位以上履修			
		教職概論	2				
		教育原理	2				
		子ども保育の原理	2				
		発達心理学	2				

授業科目 の区分等		授 業 科 目	単 位 数		卒業要件		備 考
			必修	選択	単位数		
専 門 教 育 科 目	基 礎 科 目	教育心理学	2				
		教育課程論	2				
		教育方法の理論と実践	2				
		教育社会学	2				
		特別支援教育総論	1				
		ICT 活用の理論と方法		1			
		子どもと AI・ICT		1			
		展 開 科 目	国語		2		98 単位以上履修 （前ページからの続き）
	算数			2			
	音楽Ⅰ			1			
	音楽Ⅱ			1			
	図画工作Ⅰ			1			
	図画工作Ⅱ			1			
	体育			2			
	社会			2			
	理科			2			
	生活			2			
	家庭			2			
	小学校英語			2			
	言葉			2			
	音楽表現			1			
	造形表現			1			
	健康			2			
	人間関係			2			
	環境			2			
	初等教科教育法（国語）			2			
	初等教科教育法（算数）			2			
	初等教科教育法（音楽）			2			
	初等教科教育法（図画工作）			2			
	初等教科教育法（体育）			2			
	初等教科教育法（社会）			2			
	初等教科教育法（理科）			2			
	初等教科教育法（生活）		2				
初等教科教育法（家庭）		2					
初等教科教育法（英語）		2					
社会福祉論		2					
子ども家庭福祉論		2					
乳児の保育Ⅰ		2					
乳児の保育Ⅱ		1					
社会的養護Ⅰ		2					
子ども家庭支援論		2					
子どもの保健		2					
子ども家庭支援の心理学		2					
保育内容指導法（環境）		2					
保育内容指導法（言葉）		2					
保育内容指導法（表現）		2					
保育内容指導法（健康）		2					
保育内容指導法（人間関係）		2					

授業科目 の区分等		授 業 科 目	単 位 数		卒業要件 単位数		備 考
			必修	選択			
専 門 教 育 科 目	展 開 科 目	保育実習指導Ⅰ		2			
		保育実習Ⅰ（保育所）		2			
		保育実習Ⅰ（施設）		2			
		教育相談の理論と方法		2			
		特別活動の指導法		2			
		道徳理論と指導法		2			
		総合的な学習の時間の指導法		2			
		生徒指導		2			
		進路指導論		1			
		社会的養護Ⅱ		2			
		子育て支援		1			
		子どもの健康と安全		1			
		子どもの食と栄養		2			
		障害児の保育		2			
		幼児の理解		2			
		保育内容総論		2			
		保育実習指導Ⅱ		1			
		保育実習指導Ⅲ		1			
		保育実習Ⅱ		2			
		保育実習Ⅲ		2			
		介護等の体験実習		1			
		教育実習事前事後指導（幼・小）		1			
		教育実習Ⅰ		2			
		教育実習Ⅱ		2			
		子どもボランティア入門		1			
		学校インターンシップ入門		1			
		学校インターンシップ		2			
		教職実践演習（幼・小）		2			
		特別支援教育総論		2			
		知的障害児の心理・生理・病理		2			
		知的障害児の教育		2			
		発達障害児等教育総論		2			
		発達障害児等教育特論		2			
		肢体不自由児の心理・生理・病理		2			
		肢体不自由児の教育		2			
		病弱児の心理・生理・病理		2			
		病弱児の教育		2			
		知的障害児教育特論		2			
		肢体不自由児教育特論		2			
		視覚障害児の心理・生理・病理		1			
		視覚障害児の教育		1			
		聴覚障害児の心理・生理・病理		1			
		聴覚障害児の教育		1			
		特別支援教育実習事前事後指導		1			
		特別支援教育実習		2			
		子どもと英語演習		2			
		子どもの音楽		2			
		器楽演習Ⅰ		1			

98 単位以上履修（前ページからの続き）

授業科目 の区分等	授 業 科 目	単 位 数		卒業要件 単位数	備 考
		必修	選択		
専門 教育 科目	展 開 科 目		1	98 単位以上履修 (前ページからの続き)	
			1		
			2		
			1		
			2		
			1		
			1		
			2		
			2		
			2		
			2		
			2		
			2		
			2		
			2		
			1		
			1		
			1		
			1		
			2		
			2		
			2		
			2		
			4		
		4			
		4			
		43	255		

別表第2-1-1
削除
別表第2-1-2
削除
別表第2-1-3
削除
別表第2-1-4
削除

別表第 2 - 2 - 1 (地域子ども教育学科) 領域および保育内容の指導法に関する科目 (幼一種免)

免許法施行規則に定める科目区分等		本学で開講している科目区分等				
		授業科目	単位数		配当年次	履修方法
科目区分	各科目に定めることが必要な事項		必修	選択		
領域及び保育内容の指導法に関する科目	健康	健康	2		1	
	人間関係	人間関係	2		1	
	環境	環境	2		2	
	言葉	言葉	2		1	
	表現	音楽表現 造形表現	1 1		1 1	
	領域及び保育内容の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目					
	保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む)	保育内容総論	2		4	
		保育内容指導法(健康)	2		2・3・4	
		保育内容指導法(環境)	2		2・3・4	
		保育内容指導法(人間関係)	2		2・3・4	
		保育内容指導法(言葉)	2		2・3・4	
		保育内容指導法(表現)	2		2・3・4	

〈備考〉

●別表第2-2(2-2-1、2-2-2、2-2-3、2-2-4)は、本学における幼稚園教諭一種免許状、の取得方法について定めたものである。

1.本表の必修は、教育職員免許状取得の際の必修科目である。(卒業要件の必修とは異なる。)

2.「領域及び保育内容の指導法に関する科目」は、本学で開講する必修科目を22単位修得しなければならない。

3.「領域及び保育内容の指導法に関する科目」のうち、法定最低修得単位数16単位を超えて履修した科目については「大学が独自に設定する科目」の単位に算入される。

別表第2-2-2 (地域子ども教育学科) 教育の基礎的理解に関する科目等 (幼一種免)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開講している科目区分等				
科目	各科目に定める必要事項	単位数	授業科目	単位数		配当年次	履修方法
				必修	選択		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2		1	
	子ども保育の原理		子ども保育の原理	2		1	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職概論	2		1	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育社会学	2		1	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		発達心理学	2		1	
	教育心理学		教育心理学	2		1	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育総論	1		3	
の道徳、指導法、総合的な学習の指導、教育等に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	4	教育課程論	2		1	
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		教育方法の理論と実践	2		1	
	子どもとAI・ICT		子どもとAI・ICT	1		1	
	幼児理解の理論及び方法		幼児の理解	2		3・4	
教育実践に関する科目	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	5	教育相談の理論と方法	2		3・4	
	教育実習		教育実習事前事後指導(幼・小)	1		3・4	
	教育実習Ⅰ		教育実習Ⅰ	2		3・4	
	教育実習Ⅱ		教育実習Ⅱ		2	3・4	
学校体験活動	学校インターンシップ入門 学校インターンシップ	2	学校インターンシップ入門		1	1	
			学校インターンシップ		2	2	
教職実践演習	教職実践演習(幼・小)	2	教職実践演習(幼・小)	2		4	

(備考)

1. 本表の必修は、教育職員免許状取得の際の必修科目である。(卒業要件の必修とは異なる。)
2. 「教育の基礎的理解に関する科目等」については、本学で開講する必修科目及び選択必修科目を含んで、本表「免許法施行規則に定める科目区分等」欄の単位数以上を修得しなければならない。
3. 「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、法定最低修得単位数21単位を超えて履修した科目については、「大学が独自に設定する科目」の単位に算入される。

※「教育実習Ⅱ」もしくは、「学校インターンシップ入門」及び「学校インターンシップ」を履修しなければならない。

別表第2-2-3 (地域子ども教育学科) 大学が独自に設定する科目 (幼一種免)

免許法施行規則に定める科目区分等		本学で開講している科目区分等				
科目区分	単位	授業科目	単位数		配当年次	履修方法
			必修	選択		
大学が独自に設定する科目	14	道徳理論と指導法		2	3・4	

〈備考〉

1. 本表の必修は、教育職員免許状取得の際の必修科目である。(卒業要件の必修とは異なる。)
2. 「大学が独自に設定する科目」については、本表で開講する科目に加えて、法定最低修得単位数を超えて履修した「領域および保育内容の指導法に関する科目」もしくは「教育の基礎的理解に関する科目等」について14単位以上修得しなければならない。

別表第2-2-4 (地域子ども教育学科) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目 (幼一種免)

免許法施行規則に定める科目区分等		本学で開講している科目区分等				
科目区分	単位	授業科目	単位数		配当年次	履修方法
			必修	選択		
日本国憲法	2	憲法	2		1・2・3	
体育	2	生涯スポーツ演習Ⅰ	1		1	
		生涯スポーツ演習Ⅱ	1		1	
		野外スポーツ実習		1	1・2・3	
外国語コミュニケーション	2	英語Ⅰ	1		1	
		英語Ⅱ	1		1	
		ポルトガル語Ⅰ		1	1	
		ポルトガル語Ⅱ		1	1	
		中国語Ⅰ		1	1	
		中国語Ⅱ		1	1	
情報機器の操作	2	コンピュータリテラシⅠ	1		1	
		コンピュータリテラシⅡ	1		1	
法定最低修得単位数	8単位	必修科目を含む8単位以上				

〈備考〉

1. 本表の必修は、教育職員免許状取得の際の必修科目である。(卒業要件の必修とは異なる。)
2. 「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」については、本学で開講する必修科目を含む8単位を修得しなければならない。(法定最低修得単位数は8単位)

別表第 2 - 3 - 1 (地域子ども教育学科) 教科及び教科の指導法に関する科目 (小一種免)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開講している科目区分等				
			授業科目	単位数		配当年次	履修方法
科目区分	各科目に定めることが必要な事項	必修		選択			
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	国語 (書写を含む。)	国語	2		1	
		社会	社会	2		2	
		算数	算数	2		1	
		理科	理科	2		2	
		生活	生活	2		2	
		音楽	音楽Ⅰ 音楽Ⅱ 子どもの音楽	1	1 2	1 2	
		図画工作	図画工作Ⅰ 図画工作Ⅱ	1	1	1	
		家庭	家庭	2		2	
		体育	体育	2		1	
		外国語	小学校英語	2		2	
	(各教科の指導法及び教材の活用を含む。)	国語 (書写を含む。)	初等教科教育法(国語)	2		2	
		社会	初等教科教育法(社会)	2		2	
		算数	初等教科教育法(算数)	2		2	
		理科	初等教科教育法(理科)	2		2	
		生活	初等教科教育法(生活)	2		2	
		音楽	初等教科教育法(音楽)	2		2	
		図画工作	初等教科教育法(図画工作)	2		2	
		家庭	初等教科教育法(家庭)	2		2	
		体育	初等教科教育法(体育)	2		2	
		外国語	初等教科教育法(英語)	2		3	

〈備考〉

●別表第2-3(2-3-1、2-3-2、2-3-3、2-3-4)は、本学における小学校教諭一種免許状の取得方法について定めたものである。

1. 本表の必修は、教育職員免許状取得の際の必修科目である。(卒業要件の必修とは異なる。)

2. 「教科及び教科の指導法に関する科目」は、本学で開講する必修科目を含んで

38単位以上を修得しなければならない。

3. 「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち、法定最低修得単位数30単位を超えて履修した科目については、「大学が独自に設定する科目」の単位に算入される。

別表第2-3-2 (地域子ども教育学科) 教育の基礎的理解に関する科目等 (小一種免)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開講している科目区分等				
			授業科目	単位数		配当年次	履修方法
科目	各科目に定める必要事項	単位数		必修	選択		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2		1	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職概論	2		1	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育社会学	2		1	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		発達心理学	2		1	
			教育心理学	2		1	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育総論	1		3	
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程論	2		1	
道徳、総合的な学習の時間等の教育指導法等に関する科目	道徳理論と指導法	10	道徳理論と指導法	2		3	
	総合的な学習の時間の指導法		総合的な学習の時間の指導法	2		2	
	特別活動の指導法		特別活動の指導法	2		3	
	教育の方法及び技術		教育方法の理論と実践	2		1	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		ICT活用の理論と方法	1		1	
	生徒指導の理論及び方法		生徒指導	2		3	
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		教育相談の理論と方法	2		3	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		進路指導論	1		3	
	教育実習	5	教育実習事前事後指導(幼・小)	1		3・4	選択必修
			教育実習Ⅰ	2		3・4	
			教育実習Ⅱ		2	3・4	
	学校体験活動		学校インターンシップ入門		1	1	}
			学校インターンシップ		2	2	
	教職実践演習	2	教職実践演習(幼・小)	2		4	

〈備考〉

1. 本表の必修は、教育職員免許状取得の際の必修科目である。(卒業要件の必修とは異なる。)
 2. 「教育の基礎的理解に関する科目等」については、本学で開講する必修科目及び選択必修科目を含んで、本表「免許法施行規則に定める科目区分等」欄の単位数以上を修得しなければならない。
 3. 「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、法定最低修得単位数27単位を超えて履修した科目については、「大学が独自に設定する科目」の単位に算入される。
- *「教育実習Ⅱ」もしくは、「学校インターンシップ入門」及び「学校インターンシップ」を履修しなければならない。

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
第8章
第9章
第10章
第11章
第12章
第13章
第14章
第15章
第16章

別表第 2－3－3 （地域子ども教育学科）大学が独自に設定する科目（小一種免）

免許法施行規則に定める科目区分等		本学で開講している科目区分等				
科目区分	単位	授業科目	単位数		配当年次	履修方法
			必修	選択		
大学が独自に設定する科目	2	介護等の体験実習		1		未体験者は必修
		子どもと英語演習		2		

- 〈備考〉
- 1.本表の必修は、教育職員免許状取得の際の必修科目である。（卒業要件の必修とは異なる。）
 - 2.「大学が独自に設定する科目」については、本表で開講する科目に加えて、法定最低修得単位数を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」もしくは「教育の基礎的理解に関する科目等」について2単位以上修得しなければならない。

別表第 2－3－4 （地域子ども教育学科）教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目（小一種免）

免許法施行規則に定める科目区分等		本学で開講している科目区分等				
科目区分	単位	授業科目	単位数		配当年次	履修方法
			必修	選択		
日本国憲法	2	憲法	2		1・2・3	
体育	2	生涯スポーツ演習Ⅰ	1		1	
		生涯スポーツ演習Ⅱ	1		1	
		野外スポーツ実習		1	1・2・3	
外国語コミュニケーション	2	英語Ⅰ	1		1	
		英語Ⅱ	1		1	
		ポルトガル語Ⅰ		1	1	
		ポルトガル語Ⅱ		1	1	
		中国語Ⅰ		1	1	
		中国語Ⅱ		1	1	
情報機器の操作	2	コンピュータリテラシⅠ	1		1	
		コンピュータリテラシⅡ	1		1	
法定最低修得単位数		8単位	必修科目を含む8単位以上			

- 〈備考〉
- 1.本表の必修は、教育職員免許状取得の際の必修科目である。（卒業要件の必修とは異なる。）
 - 2.「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」については、本学で開講する必修科目を含む8単位を修得しなければならない。（法定最低修得単位数は8単位）

別表第2－4（地域子ども教育学科）特別支援教育に関する科目

免許法施行規則に定める 科目区分			本学で開講している科目区分等				
			授業科目	単位数		配当年次	履修方法
				必修	選択		
科目	各科目に定める必要事項	単位数					
特別支援教育の基礎理論に関する科目		2	特別支援教育総論	2		2	
特別支援教育 領域に関する 科目	心身に障害のある幼児、 児童又は生徒の心理、生 理及び病理に関する科目	16	知的障害児の心理・生理・病理	2		2	
			肢体不自由児の心理・生理・病理	2		2	
			病弱児の心理・生理・病理	2		2	
	心身に障害のある幼児、 児童又は生徒の教育課程 及び指導法に関する科目		知的障害児の教育	2		2	
			肢体不自由児の教育	2		3	
			病弱児の教育	2		3	
			知的障害児教育特論	2		3	
			肢体不自由児教育特論	2		3	
	免許状に定め られることと なる特別支援 教育領域以外 の領域に関す る科目		心身に障害のある幼児、 児童又は生徒の心理、生 理及び病理に関する科目	視覚障害児の心理・生理・病理	1		3
聴覚障害児の心理・生理・病理				1		3	
視覚障害児の教育				1		3	
聴覚障害児の教育				1		3	
発達障害児等教育総論				2		2	
発達障害児等教育特論		2			3		
心身に障害のある幼児、児童又は生徒 についての教育実習		3	特別支援教育実習事前事後指導	1		3	
			特別支援教育実習	2		3	

〈備考〉

●別表第2-4は、本学における特別支援学校教諭一種免許状（知・肢・病）の取得方法について定めたものである。

浜松学院大学学生規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、浜松学院大学（以下「本学」という。）の学生が、有意義な学生生活を送る上で必要な事項を定めることを目的とする。

(学生への期待)

第2条 学生は、本学の教育の目的に則り諸規程、告示等に従い、勉学を旨とし、自らの言動に責任を持って健全な学生生活を営むことが求められる。

第2章 アドバイザー制度

(アドバイザー)

第3条 本学の学生が、円滑な学習及び学生生活を送ることを目的として、アドバイザーを置く。

2 アドバイザーは、本学専任教育職員のうちから学長が委嘱する。

3 アドバイザーについて必要な事項は、別に定める。

第3章 学 生 相 談

(学生相談室)

第4条 学務委員会及び健康管理センターは、連携して学生の当面する悩みや修学等各種の個人的問題についての相談に応じ、適切な助言と指導を行い、もって学生の健全な育成を図る。

2 学生相談について必要な事項は別に定める。

第4章 学 生 証

(学生証の携帯)

第5条 学生証は、本学学生としての身分を証すためのもので、常時携帯し本学職員等の請求があった場合は提示しなければならない。

2 学生証の譲渡及び貸与は、いかなる場合でも禁止する。

3 学生証の携帯を忘れ身分の確認が必要な場合は、学務グループに申し出て身分の確認（定期試験等の場合は仮学生証の交付）を受ける。

(学生証の返納)

第6条 学生証は、学籍を離れたとき（卒業、退学及び除籍時）には直ちに学務グループに返却しなければならない。

(学生証の再交付)

第7条 学生証を汚損・紛失した場合は、規定の写真と再交付願を提出し再交付を受けなければならない。

2 再交付後に学生証が出てきた場合は、直ちに学務グループに届け出ること。

(学生証記載事項の変更)

第8条 記載事項（住所及び身上）に変更が生じた場合は、直ちに学務グループに変更届を提出しなければならない。

第5章 健康診断

(受診の義務)

第9条 学生は、本学が実施する定期健康診断を受ける義務がある。

2 学生は、事情により健康診断を受けることができない場合は、その旨を学務グループに申し出て指示を受ける。

(診断結果の通知)

第10条 大学は、健康診断の結果を学生個人に通知する。ただし、異常のない学生には通知を省略する。

2 健康診断の結果、治療を要する場合は、当該学生の健康回復に必要な指導を行う。

3 前項の指導を受けた学生は、これに従い健康回復に努めること。

(健康診断証明書の発行)

第11条 学生が健康診断証明書の発行を願い出たときは、証明書を発行する。

2 健康診断を受けてない場合は、証明書の発行ができないことがある。

第6章 自動車通学及び自動二輪等による通学

(許可)

第12条 自動車通学は、自動車の利用によって生じる教育環境の阻害、学生の経済的負担の増加、交通事故の発生などを考慮し、本学への自動車通学及び学生駐車場の使用はすべて許可制とする。

2 前項の学生駐車場の使用許可を受けた者は、本学所定の駐車場を利用することができる。

3 自動二輪及び原付で通学しようとする者は、オートバイ通学届を提出し登録しなければならない。

4 自動車又はオートバイによる通学を許可又は登録された者は、別に定める自動車通学及び学生駐車場使用に関する取扱いを順守しなければならない。

第7章 学 生 活 動

(学友会)

第13条 本学学生の自主的活動の組織として学友会

を置く。

- 2 学友会は、本学の学生を会員とする。
- 3 学友会の詳細については、別に定める。

(学生活動の目的、意義及び制限)

第 14 条 学生活動は、学生が正規の教育課程以外で自発的に団体を結成し活動することを通じて、自主性や社会性を養い大学教育の実を上げることが目的とする。

2 学生活動は、教育や研究を妨げたり本学の秩序を乱すなど、本来の目的を逸脱してはならない。

3 学生活動は、本学学生が主体となるべきもので、学外の団体、組織のための活動、又はこれらを支持したり反対する等、本学の自治を侵してはならない。

4 学生活動においては、大学の指導に従うほか、学務委員会から活動上の指導を受ける。

5 本規程に定めるもののほか、学生活動については、別に定める。

第 8 章 施設、設備、備品等

(施設等利用上の注意)

第 15 条 本学の施設、設備、備品等については、大切に取扱い破損しないように注意する。

2 故意又は重大な過失により施設、設備、備品等を破損又は損失した者は、その修理、取替え等の費用を弁償しなければならない。

3 本規程に定めるもののほか、学内各施設の利用方法、手続き等については、別に定める。

(ロッカー)

第 16 条 本学学生は、学生ロッカー（以下「ロッカー」という。）を使用することができる。

2 ロッカーの使用期間は、あらかじめ割り当てられた各ロッカーについて最長 4 年間（ただし 4 年次については 2 月まで）とする。5 年次以降使用の場合は、学務委員会の許可を得て改めて指定されたロッカーを使用するものとする。

3 本規程に定めるもののほか、ロッカー使用については、別に定める。

第 9 章 飲食場所及び全面禁煙

(飲食場所)

第 17 条 学内における飲食は、所定の場所で行う。

(全面禁煙)

第 18 条 健康増進法による受動喫煙防止のため、本学は、キャンパス内及び周辺（校門及びバス停付近を含む）全面禁煙である。また、これに違反した学生には、

浜松学院大学学生規程第 20 条に基づく懲戒を行う。

第 10 章 賞 罰

(表彰の種類と内容)

第 19 条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て学長が表彰する。

2 本学における表彰の種類と内容は、次のとおりとする。

(1) 学長賞

学業成績が特に優秀と認められる次に掲げる者とする。

ア 各学期毎に 16 単位以上を修得し GPA が 4.00 の者

イ 卒業時に 4 年間で卒業要件をすべて充足し、かつ、累積 GPA が 3.50 以上の各学科最上位の者

(2) 成績優秀賞

学業成績が優秀と認められる次に掲げる者（学長賞受賞者は除く。）とする。

ア 各学期毎に 16 単位以上を修得し GPA が 3.50 以上の各学科各学年上位の者 3 名

イ 卒業時に 4 年間で卒業要件をすべて充足し、かつ、累積 GPA が 3.50 以上の各学科上位の者 3 名

(3) 功労賞

学内外で著しい善行があった者、又は学外で表彰を受けた者等で本学でも表彰に値すると認められた者とする。

(4) 課外活動賞

課外活動において優秀な成績を上げた者、又は他大学との交流を深めるなど功績のあった者

(5) その他学生が表彰に値する行為を行った場合、学務委員会の推薦を受けて学長が表彰することができる。

3 表彰は、学長が表彰状を授与して行う。なお、表彰には副賞を添えることがある。

(懲戒の対象)

第 20 条 本学の学則及び諸規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て学長が懲戒する。

2 退学は、学則第 57 条第 3 項に掲げる次の各号の一に該当する場合に行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席が常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に著しく反した者

3 第 1 項の懲戒に該当する行為には、次の各号又はそれに準ずる行為も含まれる。

(1) 定期試験等において不正な行為をした場合

(2) 無許可で自動車、自動二輪又は原付で通学した場合

(3) キャンパス内及び周辺（校門及びバス停付近を含

- む)において喫煙した場合
- (4) 故意により学内の施設、設備、備品等を破損又は損失した場合
- (5) その他、本学学則及び諸規程に著しく違反する行為をした場合

第11章 そ の 他

(規程の改廃)

第21条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて学長が決定する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

浜松学院大学履修に関する規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、浜松学院大学学則（以下「学則」という。）第33条に基づき、本学の授業科目、履修方法、試験、成績の評価、卒業の資格等について必要な事項を定めることを目的とする。

(授業科目)

第2条 本学の授業科目の区分は、学則第24条に定める別表のとおり、基本教育科目と専門教育科目とする。

2 基本教育科目はコミュニケーション・スキル、基礎教養科目及び現代社会と地域の理解に、専門教育科目は導入科目、基礎科目、基幹科目、展開科目及び関連科目にそれぞれ区分する。

3 卒業要件上、授業科目は次の各号のとおり区分する。

- (1) 必修科目……必ず履修しなければならない科目
- (2) 選択必修科目…指定された科目群の中から、所定の単位数を履修しなければならない科目
- (3) 選択科目……自由に選択できる科目

(単位の計算)

第3条 単位の計算方法は、学則第25条に定めるとおり1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、科目の種類により次の各号のとおりとする。

- (1) 講義科目……15時間の授業と30時間の教室外の自習をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目につい

ては、30時間の授業と15時間の教室外の自習をもって1単位とする。

- (2) 演習科目……30時間の授業と15時間の教室外の自習をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15時間の授業と30時間の教室外の自習をもって1単位とする。

- (3) 実験、実習、実技……45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業と15時間の教室外の自習をもって1単位とする。

- (4) 別に定める学習成果…別に定める卒業論文等の授業科目については、これらの学習の成果に対し単位を与えることがある。

(卒業の資格)

第4条 4年以上在学し、学則第33条に定めるところにより、124単位以上を修得した者については、卒業を認定し、以下の学位を授与する。

地域共創学部 地域経営学科……学士（地域共創）

地域共創学部 地域子ども教育学科……学士（地域共創）

(授業時間、日数)

第5条 授業時間数は、90分間の授業時間をもって1時限とし、単位の計算上は2時間の学習を行ったものとする。

2 1年間の授業日数は、定期又は臨時試験など含めて35週にわたることを原則とする。

第2章 履修登録及び単位認定

(履修登録)

第6条 授業科目の履修に際しては、各学期初めの指定された期日までに、履修登録をしなければならない。

2 履修登録に際しては、学務グループによるオリエンテーションを受講し、また、アドバイザー（クラス・ゼミナール担当教員）の助言を受け、所定の履修登録手続きをしなければならない。

3 各学期に、卒業要件の対象となる科目についての履修可能な単位数は、第8条第6項に定める場合を除いて24単位とする。ただし、地域子ども教育学科については、教職課程及び保育士養成課程のいずれかを履修する者は28単位とする。また、編入学した学生には履修可能な単位数の制限を設けない。

4 前号の規定にかかわらず、特別な事由があると認められた者は、申請により認められた単位数まで履修することができる。

5 履修登録を完了した授業科目の追加、変更又は取消は一切認めない。ただし、履修登録の取消しについては、所定の期間に申請することにより履修を取り消すことができる。また、誤りのある事項については指定の訂正期間に訂正できる。

(他学科の科目の履修)

第6条の2 原則として所属する学科に設置してある科目を履修しなければならない。ただし、他学科の科目の履修については、当該授業科目の担当教員及び学科長が適当と認める場合、卒業時までの通算で20単位まで履修することができる。

2 他学科の履修を認める科目は、別表第1に定める科目中、別に定める科目とする。

3 他学科の科目の履修を希望する者は、履修登録時に「他学科科目履修願」を学務グループへ提出しその指導を受けなければならない。

4 第1項の規定により修得した単位は、卒業に必要な単位数に20単位まで算入することができる。

(単位認定と成績評価)

第7条 単位認定は、原則として、毎学期末に行うものとする。

2 成績評価は100点満点で行い、下記の基準により判定し、合格の場合にのみ単位を認定する。

「秀」又は	「S」	90～100点	合 格
「優」又は	「A」	80～89点	
「良」又は	「B」	70～79点	
「可」又は	「C」	60～69点	
「不可」又は	「F」	60点未満	不合格

3 第6条第4項及び前項の定めに関わらず、所定の

取消し期間を過ぎても、疾病等やむを得ないと認められる事情により、学期の途中で授業への出席が不可能となった場合のみ、所定の書類を提出し、学務委員会の許可を受けた授業科目については履修取消しとすることができる。

4 学則第29条から第32条に定める他の大学又は短期大学で認定した授業科目については、前項に定める成績評価は行わず、単位のみの認定とし、「認定」又は「N」と表示する。

5 併設する浜松学院大学短期大学部で履修した単位は、学則第29条から第32条に定める他の大学又は短期大学で履修した単位として認定することができる。これについての詳細は別に定める。

6 欠席時数が規定時間数の三分の一を超えた場合は、該当する科目において成績評価の対象外とする。

7 浜松学院大学公欠制度に関する内規により公欠と認められ、出席とみなされる欠席時数は、前項の欠席時数から除外するものとする。

(GPA制度)

第8条 学業成績を計る基準として、GPA（グレード・ポイント・アベレージ）制度を採用する。

2 GPAは下記のとおり、学期ごとに各登録科目の成績評価を「4」、「3」、「2」、「1」、「0」と科目GPに換算し、それに各授業科目単位数を乗じ、その総和を登録科目総単位数で除する成績係数のことである。

成績評価(100点満点)	科目GP (グレード・ポイント)
90～100点	4
80～89点	3
70～79点	2
60～69点	1
60点未満及び放棄	0

$$GPA = \frac{(\text{科目の単位数} \times \text{科目GP}) \text{履修登録した総和}}{\text{登録科目総単位数}}$$

※小数点第3位以下を四捨五入とする。

3 累積GPAは下記のとおり、入学時から得た科目の取得ポイントを通算し、それを通算の登録科目総単位数で除する成績係数のことである。

$$\text{累積GPA} = \frac{(\text{入学時からの科目の取得ポイント}) \text{の通算}}{\text{通算の登録科目総単位数}}$$

※小数点第3位以下を四捨五入とする。

4 GPA及び累積GPAの対象となる科目は、卒業に必要な科目のみとし、また、第6条第4項の「取消」及び第9条第2項の「認定」は、これらの集計には加えない。

5 累積GPAの「通算の登録科目総単位数」には、不合格科目（「不可」又は「F」）を再履修し、合格の評

価を得た場合及び再履修の結果再び不合格であった場合のそれぞれ再履修前の不合格については算入しない。

6 第6条第3項に規定するGPAによる履修可能な単位数は下記のとおりとする。

(1) 前学期のGPAが3.00以上の者

次学期における履修可能な単位数は26単位

(2) 地域子ども教育学科の教職課程及び保育士養成課程のいずれかの履修者で前学期のGPAが3.00以上の者

次学期における履修可能な単位数は30単位

7 GPA及び累積GPAは、学生及び保証人にそれぞれ配布（送付）される成績表に明示される。

8 成績不振者については、各学科長が指導を行う。

9 連続する2学期において、各学期のGPAが共に1.00に満たなかった場合は、学部長が父母等（保証人）同席の上、嚴重注意を行う。

10 連続する4学期を通じて、各学期のGPAが共に0.50に満たなかった場合は、学部長嚴重注意において退学勧告を行う。

第3章 試 験

（試験）

第9条 試験は原則として学期末に、その履修した科目について筆記・論述・口述・実技等で行う。ただし、再試験については、本規程第11条第5項及び第6項に定める規定による。

2 試験時間表は、試験開始7日以前に公示する。

3 受験資格を失う場合は、次の各号のとおりである。

(1) 履修登録をしていない科目の受験

(2) 試験場に定刻より30分以上遅刻をした場合

(3) 授業料未納者

(4) 欠席時数がその科目の規定時間数の三分の一を超えた場合

(5) その他の事由で教授会において受験資格を失うと決定された者

4 試験場における注意事項は次の各号のとおりである。

(1) 学生証を机の上に置き、監督者の確認を受ける。学生証を不携帯の場合は、事務室受付で「仮学生証」の発行を受けなければならない。

(2) 許可のある携帯品以外は、机の上に置いてはならない。

(3) ノート持込みが許可された場合、コピー類はノートと認めない。

(4) 試験開始後、30分を経過しなくては退室を許されない。

(5) その他監督者の指示に従うこと。

5 試験中、不正行為のあった場合は、当該試験期間のすべての試験科目の評価を不合格とする。また、当該学生には学則第57条に基づく懲戒処分を行う。

（追試験）

第10条 病気、その他やむを得ない事由で定期試験を受けることができなかった者に対しては、願出により追試験を行うことがある。

2 追試験を志願する者は、所定の期日までに「追試験願」及び「欠席事由を証明する書類等」に追試験料（1科目500円）を添えて、学務グループへ提出しなければならない。

3 追試験の評価については、得点の全てを認める評価とする。

4 学生から「追試験願」の提出があった場合は、病気、その他やむを得ない事由について、学務グループにおいて以下の各号に掲げる「欠席事由を証明する書類等」により確認し受験の可否を判断する。

(1) 病気：診断書又は当日に病院を受診した際の診療明細書等

(2) 事故：事故証明書等の事実を証明する書類

(3) 災害：罹災証明書等の事実を証明する書類

(4) 公共交通機関の遅延：遅延証明書等

(5) 冠婚葬祭：席次表、会葬のお礼状等及び親族確認様式

(6) 就職活動：就職試験の通知及び「追試験願」にキャリア支援グループの押印

(7) 裁判員：裁判所が発行する呼出状等出向を証明する書類

(8) その他正当な事由であると認められる場合：事実を証明する書類等

5 前項第5号について、結婚式の場合は親族（4親等以内の血族）、葬儀の場合は民法上の親族（6親等以内の血族、3親等以内の姻族）に限り認める。

6 追試験については、原則として定期試験の内容から変更して行う。

7 病気、その他やむを得ない事由により追試験の日程での受験ができない場合は、第4項に定める確認及び判断により別途日程を調整して行う。

8 追試験の実施については、原則として本条によるものとするが、本条によらざる案件が生じた場合は、授業担当者と学務委員長及び学務グループ長が別途協議を行い決定する。

（再試験）

第11条 定期試験及び追試験の結果、成績が不可になった者に対しては、担当教員の認定により再試験を行うことがある。

- 2 再試験は、次の各号に基づいて行う。
- (1) 再試験の受験資格の有無は、「成績表」に記載する。
 - (2) 再試験は、前期終了後又は学年末に行われる。
 - (3) 再試験を志願する者は、所定の期日までに「再試験願」に、再試験料（1科目2,000円）を添えて、学務グループへ提出しなければならない。
 - (4) 再試験の成績評価は、可又は不可とする。
 - (5) 再試験の結果は本規程第8条に定める当該学期のGPAには反映されないが、累積GPAには反映させる。
 - (6) 再試験の追試験は認めない。
- 3 欠席過多により定期試験の受験資格を得られなかった場合は再試験の受験を認めない。
- 4 再試験については、原則として定期試験及び追試験の内容から変更して行う。
- 5 再試験は原則としてレポート等の課題提出によって評価するものとする。
- 6 前項の規定に関わらず、科目の特性上レポート等の課題提出による評価が適切でない科目については、科目担当教員の指定により第9条第1項に定める方法により行うことができる。ただし、この場合は当該科目担当教員の立ち合いにより行うこととする。
- 7 再試験の実施については、原則として本条によるものとするが、本条によらざる案件が生じた場合は、授業担当者と学務委員長及び学務グループ長が別途協議を行い決定する。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は教授会の意見を聴いて学長が決定する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。
ただし、平成21年3月31日現在在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成21年度4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年度7月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年度4月1日から施行する。
ただし、第6条の2については、平成23年度現在在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。
ただし、第6条の2については、平成26年度3月31日現在在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。
ただし、平成29年3月31日現在在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

浜松学院大学公欠制度に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、浜松学院大学の学生がやむを得ない事情により授業を欠席する場合に、大学による公認の欠席（以下「公欠」という。）として取り扱うことについて定める。

(公欠の定義)

第2条 この内規における公欠とは、学生が第3条各

号に挙げる事由によりやむを得ず授業を欠席することをいう。

(公欠の事由)

第3条 公欠となる事由は次の各号に挙げるところによる

- (1) 学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症に罹患又は感染の恐れがあり授業を欠席する場合

- (2) 忌引きにより授業を欠席する場合
(3) 自然災害（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他異常な自然現象）により授業を欠席する場合
(4) 通学に利用する公共交通機関の運行休止や遅延が発生したことにより授業を欠席する場合
(5) 裁判員制度に基づき裁判所へ出頭するため授業を欠席する場合
(6) 教職課程、保育士養成課程における実習に参加するため他の授業を欠席する場合
(7) 部活動、クラブサークル活動の公式戦に帯同するため授業を欠席する場合
(8) その他やむを得ない事由があり、学長が必要と認めた場合

2 前項各号による公欠の基準及び期間、手続等について別表1の通り定める

（公欠の手続き）

第4条 前条第1項各号に挙げる事由が発生した学生（以下「該当学生」という。）は所定の期日までに別表1に定める公欠届及び添付書類をそろえ、手続きを行う。

2 前項の手続きによる届出について、学務委員長は学務委員会の意見を聴いて承認の可否を決定する。

3 公欠が承認されたときは、学務委員長は該当学生へ公欠が承認された期間と科目を通知する。

4 該当学生は、承認の通知を受けた日から1週間以内に、公欠が承認された科目の授業担当者へ、公欠が承認された期間に実施された授業回に相当する学修の機会及び小テスト又は課題の提供を依頼する。

（公欠の取扱い）

第5条 前条に定める手続きを経て該当学生から依頼を受けた授業担当教員は、該当学生が履修上不利とならないよう、公欠となった授業回に相当する学修の機会を補い、小テストや課題提出等により該当学生の理解度を確認したうえで公欠となった授業回を出席したものとしみなす。

2 授業における公欠の適用は、公欠以外の欠席を含めて全授業回数の2分の1を超えない範囲を上限とする。

（定期試験における欠席）

第6条 定期試験期間にやむを得ない事情により受験が出来なかった場合の追試験に関する取扱いは、浜松学院大学履修に関する規程第10条による。

（例外）

第7条 教職課程、保育士養成課程における実習を欠席した場合は、公欠制度は適用しない。

（事務）

第8条 公欠に関する事務は、学務グループにおいて処理する。

（改廃）

第9条 本内規の改廃は、学務委員会での協議を経て運営会議で決定する。

附 則

本内規は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

本内規は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

事 由	基 準	期 間	手 続 等
(1) 学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症に罹患又は感染の恐れがあり授業を欠席する場合	学校保健安全法施行規則第18条に規定される感染症（別表2）に罹患し、医師の診断を受けた場合、又は感染の恐れがありその状況により欠席が必要と認められた場合	学校保健安全法施行規則第19条に規定される出席停止の期間の基準（別表3）に従い、医師の診断により必要とされた日数	治癒後、一週間以内を目途に「公欠届」に医師の診断書等診断結果の分かるもの（コピー可）を添付し学務グループへ提出 ※感染の恐れがあると認められた場合は、その状況を証明できるもの
(2) 忌引きにより授業を欠席する場合	配偶者及び2親等内の親族の葬儀、服喪その他死亡に伴い必要と認められる行事等（以下「葬儀等」という。）のため授業に出席できなかった場合	死亡した日から2週間以内で、親族に応じ下記に掲げる日数（葬儀等のため遠隔の地（100km圏外）に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間 ・ 配偶者 : 7日 ・ 1親等の親族 : 7日 （父母・子） ・ 2親等の親族 : 3日 （祖父母、兄弟姉妹等）	葬儀等後、一週間以内を目途に「公欠届」に会葬礼状等を添付し学務グループへ提出

事 由	基 準	期 間	手続等
(3) 自然災害（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他異常な自然現象）により授業を欠席する場合	住居のある地域や通学途上の地域において、自然災害による特別警報や避難情報が発令されており通学が困難な場合（交通機関の運行休止等が見込まれ、通学することにより帰宅が困難となる可能性がある場合を含む）	左記事由により出席が不可能であった時限	事由が解消された後、一週間以内を目途に「公欠届」に、当該地方自治体による避難情報等の発令内容が確認できる書類を添付し学務グループへ提出 ※根拠書類が提出できない場合は状況を説明した理由書を添付すること
(4) 通学に利用する公共交通機関の運行休止や遅延が発生したことにより授業を欠席する場合	通学経路における公共交通機関の運休または遅延により遅刻、又は欠席した場合	左記事由により出席が不可能であった時限	事由が解消された後、一週間以内を目途に「公欠届」に、当該公共交通機関が発行する証明書を添付し学務グループへ提出
(5) 裁判員制度に基づき裁判所へ出頭するため授業を欠席する場合	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の規定により裁判員候補者として、裁判所より呼び出され、裁判員選任手続の期日に出席した場合	半日程度	手続終了後、一週間以内を目途に「公欠届」に裁判所からの呼出状、通知書等を添付し学務グループへ提出
	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の規定により裁判員として選任され、出頭すべき公判期日又は公判準備に出頭した場合及び評議に出席した場合	出頭又は出席すべき日数	
(6) 教職課程、保育士養成課程における実習に参加するため他の授業を欠席する場合	「教育実習」及び「介護等体験」、「学校インターンシップ」、「保育実習」に参加するために授業に出席できない場合	実習に参加した期間 ※実習を取りやめた場合や欠席した場合は公欠と認めない	公欠予定日の1か月前までに、「公欠届」に実習担当教員による実習期間の確認印を受け学務グループへ提出
(7) 部活動、クラブサークル活動の公式戦に帯同するため授業を欠席する場合	部活動、クラブサークル活動の公式戦において、登録選手又は登録メンバー（マネージャー等）として帯同する場合	公式戦に参加するために必要な日数（公式戦参加のために、試合の開催日前後に移動日を要する場合は、その移動に要する日数を加えた日数）	公式戦出場決定後、欠席期間の初日の前日までに「公欠届」に主催者の発行する大会要項、及び試合等参加証明書を添付し学務グループへ提出
(8) その他やむを得ない事由があり学長が必要と認めた場合	上記に準ずる事由や犯罪行為、事故、天災等に基づく被害を受けたことにより授業への出席が困難となった場合	本学が必要と認める期間	事由発生後、一週間以内を目途に「公欠届」に出席できない事由の証明等を添付し学務グループへ提出

別表2（別表1関係）

学校保健安全法施行規則第18条に規定される感染症

事 由	基 準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症を除く。）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。別表3において同じ。）、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎

別表3 (別表1関係)

学校保健安全法施行規則第19条に規定される出席停止の期間の基準

種 類	出席停止の期間の基準	
第1種	第1種の感染症に罹患した者については、治癒するまで。	
第2種	第2種の感染症に罹患した者については、次に掲げる期間。ただし、病状により医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。	
	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風しん	発しんが消失するまで。
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで。
第3種	第3種の感染症に罹患した者については、病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで。	

浜松学院大学及び浜松学院大学短期大学部図書館利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、浜松学院大学及び浜松学院大学短期大学部図書館設置運営規程（以下「設置運営規程」という。）第7条に基づき、図書館の利用について必要な事項を定める。

(利用者の範囲)

第2条 図書館を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 本学学生（科目等履修生等を含む。）
- (2) 本学教職員（客員センター員等を含む。）
- (3) 本学名誉教授
- (4) 本学を除く興誠学園の教職員
- (5) 本学（旧浜松短期大学を含む。）旧在職者
- (6) 本学（旧浜松短期大学を含む。）卒業生
- (7) 図書館の利用を願い出た15歳以上の者
- (8) その他、図書館長（以下「館長」という。）の許可を得た者

2 前項第4号から8号に規定する学外者が利用できるサービスについては、別の定めるところによる。

(開館日と休館日)

第3条 図書館は、次に掲げる休館日を除き開館するものとする。

- (1) 土・日曜日及び国民の祝日
- (2) 本学創立記念日
- (3) 館内整理日（月1回原則月末）

(4) 本学が定めた休業の期間

2 前各号に定めるもののほか、館長は臨時に開・休館日を定めることができる。

(開館時間)

第4条 開館時間は、9時から19時00分までとする。

2 前項に定めるもののほか、館長は開館時間を臨時に変更することができる。

3 設置運営規程第4条第3項に定めるラーニングラウンジ（図書室）の開館時間は別に定めるところによる。

(身分証明)

第5条 入館に際しては、常に学生証又は図書館利用カードを携帯し、係員に求められたときは、これを提示しなければならない。

(館内利用)

第6条 館内では、図書館資料（以下「資料」という。）は所定の場所で自由に利用することができる。ただし、一部の資料については所定の手続きを経なければならない。

2 利用を終えた資料は、指定された場所に返却しなければならない。

3 利用者が特定の閲覧スペースを利用するときは、所定の手続きを必要とする。

(館外貸出)

第7条 資料を館外へ貸出する場合は、所定の手続きを経なければならない。

2 資料を貸出しようとする場合は、学生証又は図書館

利用カードとともに提出しなければならない。

(貸出の冊数及び期間)

第8条 貸出できる資料の冊(点)数及び期間は、別表1及び2による。

2 長期休業中の貸出については、その都度館長が定める。

3 教育実習期間に係る貸出については、その都度館長が定める。

4 前項の規程にかかわらず、館長は必要に応じて冊(点)数と期間を変更することができる。

5 図書館運営上必要がある場合には、貸出期間中であつても図書等を返却しなければならない。

(貸出禁止資料)

第9条 次の資料は貸出することができない。ただし、特別に事情がある場合は館長の許可を得て貸出することができる。

- (1) 貴重資料及び特殊資料
- (2) 禁帯出資料
- (3) 逐次刊行物
- (4) 館外貸出不可の視聴覚資料
- (5) その他特に指定した資料

(転貸の禁止)

第10条 貸出を受けた資料は、これを転貸してはならない。

(予約)

第11条 希望する資料が貸出されている場合は、予約をすることができる。

(返却の遅延)

第12条 返却の遅延については、すべての貸出図書が返却された日から30日間貸出を禁止する。

(複写)

第13条 資料は、著作権法第31条に基づき複写を行うことができる。

2 複写に関する必要な事項は、別に定める。

(弁償)

第14条 資料を紛失又は毀損した場合は、指定する資料又は相当代価で弁償しなければならない。

(購入希望図書)

第15条 図書館に求める資料がない場合には、所定の用紙に購入を希望する資料名を記入して、申し込むことができる。

(罰則)

第16条 この規程に違反した場合は、その利用を制限することができる。

(規定の改廃)

第17条 この規程の改廃は、図書館運営会議の意見を聴いて、学長が決定する。

附則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 浜松短期大学図書館資料利用規程(昭和53年4月1日に施行)は廃止する。

附則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

1 この規程は、平成20年12月1日から施行する。

附則

1 この規程は、平成21年5月1日から施行する。

附則

1 この規程は、平成22年1月6日から施行する。

附則

1 この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 図書

利用者	冊数	期間
学生	5冊	14日以内
専任教員・名誉教授	30冊	31日以内
非常勤教員・事務職員 その他の本学教職員	10冊	31日以内
学園教職員	5冊	31日以内
旧在職者	5冊	31日以内
卒業生・その他学外者	5冊	14日以内

別表2 視聴覚資料

利用者	点数	期間
専任教員・非常勤教員	2点	5日以内
学生・事務職員・その他の教職員	2点	3日以内

浜松学院大学地域子ども教育学科教職課程履修規程

(目的)

第1条 この規程は、浜松学院大学学則第36条の2に基づき、本学地域子ども教育学科における幼稚園教諭一種免許状及び小学校教諭一種免許状及び特別支援学校教諭一種免許状の教職課程の履修に関し、必要な

事項を定める。

(教員免許状の取得)

第2条 教育職員免許状を取得しようとする者は、学則第36条の2に定める卒業に必要な要件を満たし、免許状の種類に応じて、学則別表第2の定めるところ

により、所定の単位を修得しなければならない。

(履修願)

第3条 教職課程を履修しようとする者は、2年次前期始めの所定の期日までに「教職課程履修願」を学務グループへ提出しなければならない。

第3条の2 教職課程の履修を取りやめようとする者は、「教職課程履修取消願」を学務グループへ提出しなければならない。

(教育実習の履修の条件)

第4条 修得単位及び成績が次の各号に該当する場合には、原則として教育実習の履修を認めない。

- (1) 実習の実施までに、教職概論、教育原理、発達心理学、教育心理学を修得済みでない者。
- (2) 教員となる意思がない者（教員採用試験（含む私学）を受験する意思がない者）。
- (3) 学則第57条に定める学生としての本分に反する行為をした者。
- (4) その他の地域子ども教育学科が別に定める者。

(教育実習費の納入)

第5条 教育実習の履修登録をした者は、次に定める「教育実習費」を納入しなければならない。

区 分	金 額	納入期日
教育実習費1（教育実習Ⅰ）	10,000 円	指定の期日
教育実習費2（教育実習Ⅱ）	10,000 円	指定の期日
教育実習費3（特別支援学校教育実習）	10,000 円	指定の期日

第5条の2 納入された実習費は返納しない。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、運営会議の議を経て、教授会の意見を聴いて学長が決定する。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行し、平成21年度入学生から適用する。

ただし、平成21年度及び平成22年度入学生の第4条第1号に定める修得済科目についてはなお従前の例による。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

浜松学院大学地域子ども教育学科保育士養成課程履修規程

(目的)

第1条 この規程は、浜松学院大学学則第36条の4に基づき、本学地域子ども教育学科における保育士養成課程の履修に関し、必要な事項を定める。

(保育士課程の取得)

第2条 保育士資格を取得しようとする者は、学則第36条の4に定める卒業に必要な要件を満たし、別に定めるところにより、所定の単位を修得しなければならない。

(履修願)

第3条 保育士養成課程を履修しようとする者は、2年次前期始めの所定の期日までに「保育士養成課程履修願」を学務グループへ提出しなければならない。

第3条の2 保育士養成課程の履修を取りやめようとする者は、「保育士養成課程履修取消願」を学務グループへ提出しなければならない。

(保育実習の履修の条件)

第4条 次の各号に該当する者には、原則として保育実習の履修を認めない。

- (1) 実習の実施までに、教育原理、発達心理学、子

も保育の原理、教職概論を修得済みでない者。

- (2) 保育士となる意思がない者（保育士採用試験を受験する意思がない者）。

- (3) 学則第57条に定める学生としての本分に反する行為をした者。

- (4) その他、地域子ども教育学科が別に定める者。

(保育実習費の納入)

第5条 保育実習の履修登録をした者は次に定める「保育実習費」を納入しなければならない。

区 分	金 額	納入期日
保育実習費1 （保育実習Ⅰ）	20,000 円	2年次10月末
保育実習費2 （保育実習Ⅱ・Ⅲ）	20,000 円	3年次10月末

第5条の2 納入された実習費は返納しない。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、運営会議の議を経て、教授会の意見を聴いて学長が決定する。

附 則

この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、平成 23 年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年度入学生から適用する。
ただし、平成 21 年度及び平成 22 年度入学生の第 4 条第 1 号に定める修得済科目についてはなお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

浜松学院大学長期履修学生制度規程

第 1 条 この規程は、浜松学院大学学則第 5 条第 3 項の規定に基づき、浜松学院大学における長期履修学生制度の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 長期履修を申し出ることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、修業年限での修学が困難な事情にある者とする。ただし、原則として、修業年限の最終年次の者を除く。

- (1) 職業を有し、就業している者。
- (2) 家事、育児、介護等に従事している者。
- (3) ボランティア活動等、社会的活動に従事している者。
- (4) その他相当の事由があると認められる者。

第 3 条 長期履修の期間は、修業年限の 2 倍を超えない範囲内（編入学生においては定められた修業年限の 2 倍）において、年度を単位として認める。

第 4 条 長期履修を認められた者の在学年限は、学則の定めるところによる。

第 5 条 長期履修を認められた者の休学期間は、学則の定めるところによる。

第 6 条 長期履修を希望する者は、大学が定める期日（学年の始め、入学時（編入学時）については入学前（編入学前））までに、別紙申請書により申し出るもの

とし、教授会の意見を聴いて学長が決定する。

第 7 条 前条の規定により長期履修を認められた者の履修期間の変更については、大学が定める期日（学年の始め）までに、別紙申請書により申し出ることとする。ただし、最終年次の者は（計画の最終年次には）変更を申し出ることができない。

2 長期履修の取りやめを認められた者は、再度長期履修の申し出を行うことはできない。

第 8 条 長期履修学生に係る授業料の取扱いについては、浜松学院大学入学検定料、入学金、授業料その他の納付金に関する規程の定めるところによる。

第 9 条 この規程に定めるもののほか、長期履修学生制度に関し、必要な事項は学務委員会が審議するものとする。

第 10 条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて学長が決定する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 9 月 1 日から実施する。

浜松学院大学転学科に関する規程

（目的）

第 1 条 この規程は、浜松学院大学学則（以下「学則」という。）第 15 条の 2 に基づき、転学科に関して必要な事項を定める。

（転学科の時期）

第 2 条 転学科の時期は 4 月 1 日とする。

（出願）

第 3 条 転学科を志願する者は、所定の期間内に、別に定める転学科願を学長に提出するものとする。

（出願の要件）

第 4 条 転学科志願者は、1 年以上在学していなければならない。

（転学科の選考）

第 5 条 転学科志願者は、転学科試験を受験し、転学

科を志願する学科の審査を受けなければならない。ただし、第2学年次への転学科志願者にとっては、入学試験の成績をもって、転学科試験に替えることができる。

(転学科の許可)

第6条 転学科志願者が受入れ学科の審査に合格した場合は、教授会で審議し、学長が転学科を許可する。ただし、不合格の場合は、本人の希望により引き続き在籍することができる。

(転学科の年次)

第7条 転学科の受入れ年次は、第2年次又は第3年次とする。

(単位認定)

第8条 転学科した者が既に修得した単位は、受入れ学科における卒業に必要な単位として、学務委員会で審議し、学長が認定する。

(履修)

第9条 転学科した者は、転学科後の属する学科及び年次の在学者に係る教育課程を履修する。

(在学年限)

第10条 転学科した者の在学年限は、転学科する前に在籍した年数を通算し8年とする。

(休学期間)

第11条 転学科した者の休学の期間は、転学科する前に休学した年数を通算し4年を超えることができない。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、転学科に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は教授会の意見を聴いて学長が決定する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年9月1日から実施する。

浜松学院大学奨学金規程

(目的)

第1条 この規程は、浜松学院大学（以下「本学」という。）に在学する学生に対する奨学金の貸与について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 奨学金とは、本学に在学する学生で学業に対する取組みが積極的であり、かつ、原則として経済的理由により修学困難と認められる学生に対し貸与する貸与金をいう。奨学金の種類は、一般奨学金及び特別奨学金とし、特別奨学金とは特別な理由により修学が困難と認められる者に貸与するものをいい、これ以外のものを一般奨学金という。

(2) 奨学生とは、前項の奨学金の貸与を受ける学生をいう。

(貸与金額及び貸与期間)

第3条 奨学金の一人当たりの1回の貸与金額は次のとおりとし、各年度の奨学金の貸与総額は予算の定める範囲内で行うものとする。

- (1) 一般奨学金は、月額30,000円とする。
- (2) 特別奨学金は、授業料その他の納付金の未納相当額とし、年額の2分の1相当額を上限とする。

2 奨学金の貸与期間は次のとおりとする。

- (1) 一般奨学金の貸与期間は、出願のあった当該年度限りとする。ただし、必要により次年度以降も再度出願することができる。

- (2) 特別奨学金は、在学中の全期間を通じ2回を超えて貸与を受けることはできない。

(出願)

第4条 奨学生志願者は、奨学生として適当である旨のクラス・ゼミナール担当教員の推薦を得た上、連帯保証人が連署した奨学生願書を学長に提出して選考を受けなければならない。

2 連帯保証人は、父母兄弟又はこれに代わる者でなければならない。

3 本学奨学金は、本学以外の奨学金との併用を認める。ただし、貸与月額の合計が10万円を超えたときは、返還計画書の提出を求める場合がある。

4 出願の時期は、一般奨学金については4月初め、特別奨学金については必要により随時出願できる。

5 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、出願できない。

- (1) 卒業延期が確定したもの（修業年限では卒業ができない者）
- (2) 卒業延期は確定していないが、本学において卒業延期の恐れがあると判断したもの
- (3) 前年度の半期または通期において、修得単位（科目）が皆無である者
- (4) 在学期間中に、懲戒処分を受けた者

(採用及び通知)

第5条 奨学生の採用は、一般奨学金については学務委員会の選考を経て、特別奨学金については大学運営会議の選考を経て学長がこれを決定する。

2 奨学生の採用を決定したときは本人及び連帯保証人に通知する。

3 前項の通知を受けた者は、所定の誓約書を本学に提出しなければならない。

(交付)

第6条 奨学金の交付日は、次のとおりとする。

(1) 一般奨学金は、毎月10日（休日の場合はその前日）に交付する。ただし、年度初めの3か月分は合わせて6月下旬に交付する。

(2) 特別奨学金は、授業料その他の納付金の納期に交付する。

2 奨学金の交付は、本学が指定する金融機関に設けた奨学生名義の普通預金口座に振り込む方法により行うものとする。

(異動届出)

第7条 奨学生が次の各号の一つに該当する場合は、連帯保証人と連署の上、直ちに本学に届け出なければならない。

- (1) 休学、退学又はその他の学籍異動をしたとき
- (2) 連帯保証人を変更したとき
- (3) 本人又は連帯保証人の氏名、若しくはその他重要な事項の変更があったとき

(停止)

第8条 奨学生が次の各号の一つに該当すると認められる場合は、奨学金の交付を停止することができる。

- (1) 奨学生が死亡したとき
- (2) 奨学生が退学したとき
- (3) 奨学生が休学したとき
- (4) 性行が不良となったとき
- (5) 奨学金を必要としなくなったとき
- (6) 奨学生としての責務を怠り奨学生として適当でないとき
- (7) 処分を受け学籍を失ったとき
- (8) 奨学生願書に記入すべき事項を故意に記入せず、又は虚偽の記入をしたことにより奨学生となったことが判明したとき

(辞退)

第9条 奨学生はいつでも奨学金の辞退を申し出ることができる。

(借用証書の提出)

第10条 奨学生が次の各号の一つに該当する場合は、連帯保証人、保証人と連署の上、在学中貸与を受けた奨学金額の借用証書（本学所定のもの）を直ちに本学に提出しなければならない。

- (1) 奨学金の貸与期間が満了したとき
- (2) 奨学金の交付が停止されたとき
- (3) 奨学金を辞退したとき

2 前項の連帯保証人は、父母兄弟又はこれに代わる

者でなければならない。また、保証人は、父母を除く独立の生計を営む者であって、いつでも本人と連絡できる者でなければならない。

(利息)

第11条 奨学金には利息をつけない。

(返還)

第12条 奨学金の返還は、次の各号に定める期限までに返還しなければならない。ただし、いつでも繰り上げて返還をすることができる。なお、奨学生が転学又は退学する場合は、貸与を受けた奨学金の全額を直ちに返還しなければならない。

(1) 一般奨学金の返還は、貸与が1年間の場合は卒業した月の翌月から3年以内とし、貸与が2年間以上の場合は最長8年以内で本学が別に指定する期間以内とする。

(2) 特別奨学金の返還は、卒業した月の翌月から最長8年以内で本学が別に指定する期間以内とする。

2 前項の奨学金の返還は月賦方法を原則とする。

(督促)

第13条 前条第2項に定める月賦金が返還されない場合は、奨学生であった者、その連帯保証人又は保証人（以下「奨学生であった者等」という。）に対し、返還を督促する。

2 前項において、月賦金が返還されず、月賦金の返還を確保することが困難であると認められた場合は、奨学生であった者等に対し、返還を請求する。

(延滞金)

第14条 月賦金が返還されない場合は、延滞金を徴収することができる。

2 前項による延滞金の額は、延滞している期間が1年を超えるごとに、延滞額に対し、5%の割合を乗じて計算したものとする。

(返還の強制)

第15条 奨学生であった者等が、第13条の規定に基づく措置をとった後も月賦金の返還を著しく延滞したときは、民事訴訟法（平成8年法律第109号）及び民事執行法（昭和54年法律第4号）その他強制執行の手続に関する法令に定める手続等により月賦金の返還を確保するものとする。

(届出)

第16条 奨学生であった者等は、奨学金返還完了前に氏名、住所、職業、その他重要な事項に変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

2 奨学生であった者は、その連帯保証人又は保証人を変更したとき、若しくはその氏名、住所、その他重要な事項に変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

(死亡の届出)

第17条 奨学生が死亡したときは、相続人、連帯保証人又は保証人は直ちに死亡届を提出しなければならない。

2 前項の死亡届を提出する場合は、第11条の規定に準じ借用証書を併せて提出し、貸与を受けた奨学金の全額を直ちに返還しなければならない。

3 奨学生であった者等が、奨学金を全額返還前に死亡したときは、相続人、連帯保証人又は保証人は直ちに死亡届を提出し、貸与を受けた奨学金の未返還金額の全額を返還しなければならない。

(事務)

第18条 奨学金に関する事務は、学務グループが処理する。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて学

長が決定する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

浜松学院大学アドバイザーに関する規程

第1条 浜松学院大学学生規程第3条に基づき、浜松学院大学（以下「本学」という。）学生が、円滑な学習及び学生生活を送ることを目的として、アドバイザーを置く。

第2条 アドバイザーは、本学学生が所属する「コミュニケーション演習Ⅰ」、「コミュニケーション演習Ⅱ」、「地域共創演習Ⅰ」、「地域共創演習Ⅱ」、「ゼミナールⅠ」、「子ども実践ゼミ」、「卒業研究」の担当教員について、その任にあたるように学長が委嘱する。

2 前項の該当科目を受講していない学生については、学長が学科長に対応を委嘱する。

第3条 アドバイザーは、学生の修学、進路、課外活動、その他学生生活全般についての相談に応じる。また、アドバイザーは学生相談委員会とも連携をして、

父母等（保証人）と協力し、指導又は助言を行う。

第4条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて学長が決定する。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年9月1日から実施する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から実施する。

浜松学院大学学生相談に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、学生の当面する悩みや修学等各種の個人的問題についての相談に応じ適切な助言と指導を行い、もって学生の健全な育成を図ることを目的として定める。

(業務)

第2条 学務委員会及び健康管理センターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学業や学生生活についての相談
- (2) 人間関係についての相談
- (3) 心の健康についての相談
- (4) 身体の健康についての相談
- (5) 性格についての相談
- (6) 社会生活についての相談

(7) 進路についての相談

(8) 経済的な問題についての相談

(9) クラブ活動についての相談

(10) その他上記以外のことについての相談

2 健康管理センターは、浜松学院大学学生規程第4条に基づき、学生相談の窓口となる。

(学生相談小委員会)

第3条 前条第1項の個別の事案の解決に対応するため、必要に応じて、浜松学院大学運営組織規程第7条に基づき「学生相談小委員会」（以下「委員会」という。）を開催する。

2 学務委員長は、必要あるとき委員会を招集しその議長となる。

3 委員会は、下記の者をもって構成する。

- (1) 学務委員会委員
 - (2) 健康管理センター専門員
 - (3) 非常勤相談員（臨床心理士）
 - (4) 学務委員長が必要と認めた者
- （守秘義務及び倫理）**

第4条 学生相談の業務に関係する者又は関係した者は、その職務上知り得た個人的秘密をみだりに他に漏らしてはならない。

2 相談業務に従事する者は、職務上の倫理を遵守しなければならない。

（事務）

第5条 学生相談に関する事務は、学務グループにおいて処理する。

附 則

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

ハラスメントのないキャンパスのために

浜松学院大学は、すべての学生や教職員の人権が尊重される環境づくりが重要と考えています。そこで、すべての学生や教職員が、安心して学習や課外活動、教育・研究、業務に専念することができる、ハラスメントのないキャンパスづくりを行っています。

ハラスメントとは？

ハラスメントは、「相手に不快な気持ちや脅威を感じさせる不適切な言動」のことであり、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントなどがあります。以下に、ハラスメントの種類とその例を示します。ただし、ハラスメントに該当する言動は、ここに示した例だけではありませんので注意してください。

セクシュアル・ハラスメント

学習・課外活動上、教育・研究上、就業上の関係を利用して、相手の意に反する性的なことばや行動によって、相手に不利益や不快感を与え、就労・就学環境を悪化させることを言います。

- 例) ・目の立場を利用して、しつこくデートに誘ったり、交際を申し込む。
- ・指導と称して不必要に身体に触る。
 - ・たびたび「身体的な外観、性行動、性的好みに関する不適切なことば」や「固定的な性別役割意識に基づくことば」などを言い、聞いた者を不愉快な気持ちにさせる。

アカデミック・ハラスメント

優越的地位にある者が、その地位や立場を利用して教育・研究上不適切な指導等を行い、その指導等を受ける者の就学意欲や教育・研究環境を著しく悪化させることを言います。教育・研究上の指導が多様であることは十分に考慮した上で、その指導によって教育・研究が円滑に行えない環境になるような場合には、アカデミック・ハラスメントに該当するものとみなされます。

- 例) ・相手によって必要以上に厳しく指導したり、差別したりする。

- ・「ダメなやつ」「バカ」などの否定的な発言をくり返す。
- ・指導の際に、「大学をやめろ」、「卒業させない」などと言う。
- ・必要な研究指導やアドバイスを一切しない。

その他のハラスメント

上記のハラスメントの他に、学習・課外活動上、教育・研究上、就業上の関係を利用して、相手の意に反することばや行動によって相手に不利益や不快感を与え、就労・就学環境を悪化させることを言います。

- 例) ・授業や研修の後で強引に飲み会やカラオケに誘う。

ハラスメントと思ったら...

- ☞「不快だ」「イヤだ」ということをはっきり相手に伝えましょう。もし、はっきり伝えることができなかったとしても落ち込まないでください。
- ☞周りの人も、ハラスメントと思ったら毅然として「それはいけない」とはっきり言いましょう。
- ☞問題となる相手のことばや行動について、自分が悪いと責めるのはやめましょう。
- ☞決してひとりで悩まず、信頼できる人、もしくは相談員に相談して問題の解決を図りましょう。
- ☞ハラスメントだと思われることばや行動について、記録をとっておきましょう（日時・場所・内容・目撃者など）。

まず、信頼できる教職員や友人、もしくは相談員に連絡を取り、相談をしてください。相談員には、ハラスメントに関する相談を専門に受けつける役割があり、プライバシーの保護が義務づけられています。また全教職員には、秘密を厳守の上で相談員に連絡する義務を課しています。

相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として就学上不利益な取扱をすることはありません。

ハラスメントを解決するための手続き

浜松学院大学では、次のような段階を通じてハラスメントの悩みを聴き、問題の解決を図ります。

以下のどの段階においても、当事者のプライバシーは守られます。

相談

相談員に、どんな事実があって、どんな気持ちになったのかを話します。その上で、どのような対応をしてほしいかを相談員に伝えます。

- 例) ・相談員に話を聞いてもらうだけでいい
・謝罪は必要ないので、今すぐにでもハラスメントをやめてほしい
・ハラスメントを認め、謝罪した上でハラスメントをやめてほしい
・事実を調査した上で、加害者を処分してほしい

調停または調査

相談者の希望に応じて、ハラスメント問題の解決にあたるハラスメント防止対策委員会が、調停または調査の実施を決定します。調停の場合は、防止対策委員会の委員が立ち会い、あるいは仲介をして、当事者どうしで話し合いを行います。調査の場合は、調査委員会が組織され、ヒアリング等による調査を行い、その結果にもとづいて防止対策委員会が解決策を検討します。調停も調査も問題が解決するまで続けられます。いずれの場合も結果は相談者に報告されます。また、ハラスメント防止対策委員会が、相談者の訴えからより迅速な対応が求められると判断した場合には、調停調停や調査の手続きのいかに関わらず、必要な対応を講じます。

相談窓口および相談員

次の相談窓口もしくは相談員まで、直接の相談、電話やメールでの相談など、ご自身のとりやすい方法で連絡してください。

ハラスメント相談窓口（学務グループ 又は健康管理センター）： 月曜日から金曜日 9:00～17:15

浜松学院大学学生懲戒規程

（目的）

第1条 本規程は、浜松学院大学学則第57条及び浜松学院大学学生規程第20条の規定に基づき、学生の懲戒処分の適正と公正を図るために必要な事項を定める。

（懲戒処分の対象と基準）

第2条 懲戒処分の対象は、次の各号に掲げるものとする。基準は、別表1のとおりである。

- (1) 重大な反社会的行為
- (2) 人権を不当に侵害する行為
- (3) 試験における不正行為
- (4) その他、学生の本分に著しく反する行為

2 懲戒対象となる行為を重ねて行った場合は、その行為に対する処分より重い処分とすることができる。

（懲戒の種類及び内容）

第3条 懲戒の種類及び内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 訓告 口頭及び文書により厳重な注意を与えるとともに、期限を定めて反省文の提出を義務づけること。

- (2) 停学 予め期間を定めた有期停学と期間を定めない無期停学に区分する。

- (3) 退学 退学させること。この場合、再入学を認めない。

（ハラスメント）

第4条 第2条第1項(2)のうち、ハラスメントについては、本規程にかかわらず「ハラスメント防止対策規程」による。

（試験等において不正行為を行った者への対応）

第5条 試験等において不正行為を行った者に対しては、別表1の基準を適用するほか、当該学期における全科目の成績を不合格とする。

（事実関係の調査）

第6条 学務委員長は、懲戒の対象となる行為又はその疑いのある行為があった場合は、学長にその旨を報告の上、慎重かつ速やかに関係者等に対する事情聴取等の調査を行い、事実関係を確認しなければならない。

- 2 前項の調査に当たり、学務委員長は、調査委員会を招集する。
- 3 調査委員会は、学務委員長の指名する者複数名で

構成する。

4 第1項の調査に当たり、調査委員会は、事前にその調査の対象となった学生（以下「当該学生」という。）に対して、調査の趣旨・目的を口頭又は文書で告知し、当該事実に関する弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該学生の死亡、疾病、拘留等、特段の事情がある場合には、この限りではない。

5 調査委員会は、第1項の調査により判明した事実について学務委員長に報告し、学務委員長は、その報告に基づき調査報告書を作成し、学長に報告する。

（懲戒委員会）

第7条 学務委員長は学長の指示により、前条の調査報告書提出後速やかに懲戒委員会を招集し、議長となる。

2 懲戒委員会は、学部長、当該学生が所属する学科長、学務委員長及び学長が指名する者若干名で構成する。

（手続き）

第8条 懲戒委員会は、第6条第5項に定める調査報告書の内容に基づき、判断根拠を明らかにした上で、次に掲げる原案を作成する。

- (1) 当該学生の行為が懲戒に相当する行為であるか否かに関する原案
- (2) 当該学生の行為が懲戒に相当する場合は、懲戒処分に関する原案

2 懲戒委員会は、事実関係の調査において、必要と認めるときには、参考人の出席を求めることができる。

3 懲戒委員会の会議においては、必ず議事録を作成する。

（懲戒処分の決定）

第9条 懲戒委員会は前条第1項の原案について、大学運営会議に提案する。

2 懲戒処分は、大学運営会議で審議し、教授会の意見を聴いて学長が決定する。

3 懲戒処分の起算日は、学長が決定した日とする。

4 当該学生が所属する学科長は、当該学生の行為が第2条に規定する懲戒の対象となる行為に該当することが明白であり、かつ、懲戒処分がなされることが確実とみられる場合は、当該学生の懲戒処分が決定するまでの間、当該学生を自宅謹慎とすることができる。

5 学長は、当該学生から、懲戒処分の決定前に自主退学の願い出があった場合、この願い出を受理しないものとする。

（懲戒処分の告知）

第10条 学長は、当該学生に対する懲戒処分が適当と決定した場合、その決定後3日以内に処分の対象となる学生（以下、「処分学生」という。）及び処分学生の保証人に対して文書により処分の内容を通知するも

のとする。

2 学長は当該学生に対する懲戒処分を不適当と決定した場合の通知も前項によるものとする。

（懲戒処分の公表）

第11条 学長は、当該学生に対する懲戒処分が適当と決定した場合、決定の内容を一週間掲示する。

2 掲示する事項は、処分学生の所属する学部、学科、学籍番号、氏名及び懲戒処分の内容とする。

（懲戒処分に関する記録）

第12条 懲戒処分に関しては、学籍簿に記載するものとする。ただし、成績証明書及び進学・就職にかかる推薦書等には懲戒の有無、及びその内容を記載しないものとする。

（退学の場合の納付金）

第13条 懲戒としての退学処分を行った場合、授業料等は返納しないものとする。

（停学）

第14条 2か月以内の停学は、停学の期間が属する学期を在学期間に算入するが、2か月を超える停学は算入しないものとする。

2 停学期間の授業については、欠席したものとして扱う。

3 停学期間中は処分学生に対して学生部長が教育的指導を行う。

4 学部長は、処分学生の施設利用及び正課授業への参加が、教育的指導に必要とされる場合、これを認めることができるものとする。

5 無期停学処分を受けた処分学生は、停学期間中も授業料等は納入しなければならない。

（無期停学処分の解除）

第15条 学部長は、無期停学処分を受けた処分学生について、3か月経過した後に、その処分を解除することが適当であると認めたときは教授会に提案しなければならない。

2 無期停学処分の解除は、教授会の意見を聞いて学長が決定し、その旨を文書で処分学生に通知するものとする。

（厳重注意）

第16条 学部長は第8条の事実関係の調査及び審議の結果、懲戒に該当しないと判断した場合でも、学長と相談のうえ、学生に厳重注意を行うことができる。

（異議申し立て手続き）

第17条 処分学生は、第10条の懲戒処分の告知による通知を受けた場合において、その内容に不服があるときは、異議申し立てをすることができる。

2 前項による異議申し立ては、通知日の翌日から起算して14日以内に処分学生の所属する学科長を通じ

て遅滞なく学長に対して、異議申立書の提出をもってこれを行わなければならない。

(異議申し立て判定委員会)

第18条 異議申し立てがなされた場合には、学長は直ちに異議申し立て判定委員会（以下、「判定委員会」という。）を設置しなければならない。

2 判定委員会の委員は懲戒委員会の委員以外の者から学長の任命により決定する。

3 判定委員会は、異議申し立てが第17条第2項に定める期間を正当な理由なく経過してなされた場合には、当該異議申し立てを却下する決定をしなければならない。

4 判定委員会は、異議申し立ての理由が明らかに不当であると認められる場合には、当該異議申し立てを棄却する決定をし、速やかに学長に報告しなければならない。

5 判定委員会は、異議申し立てに正当な理由がある場合で再度の審議（以下、再審議という。）が必要であるとの判断に至った場合には、14日以内の期間を定めて再審議を実施することを学長に求め、学長の指示のもとに再審議することができる。なお、再審議の手続きに関しては、第8条の規定を準用する。ただし、この場合において、同条中「懲戒委員会」とあるのは「判定委員会」、「当該学生」とあるのは「処分学生」と読み替えるものとする。

(再審議)

第19条 再審議に基づく懲戒処分に関する決定は、教授会の意見を聞いて学長が行う。

2 再審議により処分を変更する場合の起算日は、学長が決定した日とする。

3 学長は第1項の決定を行ったとき、第10条及び第11条の手続きを行う。ただしこの場合において、同条中「当該学生」とあるのは、「処分学生」、「懲戒処分」とあるのは「再審議に基づく懲戒処分」と読み替えるものとする。

4 再審議の会議においては、必ず議事録を作成する。

5 再審議に基づく処分の決定が停学であったとき、当初の処分も停学であった場合は、その決定を処分学生に通知した日から処分期間を適用する。

(事務)

第20条 懲戒に関する事務は、学務グループが処理する。

(改廃)

第21条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて学長が決定する。

(付記)

第22条 本規程を適正に運用するために、別に運用

細則を定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

別表1（第2条関係）懲戒処分の基準

	事 例	懲 戒
犯 罪 行 為	殺人・強盗・強姦・誘拐・放火などの凶悪な犯罪行為	退学
	傷害・窃盗・恐喝・詐欺行為などの犯罪行為	退学・停学または訓告
	薬物犯罪（薬物の売買またはその仲介、薬物の自己使用等）	退学または停学
	ストーカー犯罪	退学・停学または訓告
	その他の本人に責のある犯罪行為	退学・停学または訓告
交 通 事 件	悪質または危険な運転による重度な人身事故（死亡または重度な後遺症を残す事故）	退学または停学
	悪質または危険な運転による人身事故及び物損事故	停学または訓告
	悪質または危険な運転	退学または停学
	ひき逃げ	退学または停学
	その他本人に責のある交通事件	停学または訓告
そ の 他	本学が実施する試験等における不正行為等	退学、停学または訓告
	コンピュータ及びネットワークの不正使用等で悪質な場合または不適切な使用	退学・停学または訓告
	違法・迷惑駐車	停学または訓告
	喫煙やごみ等のマナーに反する行為	停学または訓告
	いじめ行為	退学・停学または訓告
	その他学生としてあるまじき行為	退学・停学または訓告

浜松学院大学学生ロッカー使用規則

(目的)

第1条 この規則は、学内に設置する学生ロッカー（以下「ロッカー」という。）の使用について必要な事項を定める。

(使用者)

第2条 ロッカーは、浜松学院大学及び浜松学院大学短期大学部（以下「本学」という。）学生がこれを使用することができる。その他の者が使用するときには、学務グループの許可を必要とする。ただし、学外者の使用は認めない。

(使用期間)

第3条 ロッカーの使用期間は、あらかじめ割り当てられた各ロッカーについて1年間とする。

2 ロッカー使用については、毎年度始めに割り振りをする。

(損害賠償)

第4条 ロッカーは、汚損や損傷をしないように充分注意して取扱い、万一、汚損等をしたときは、直ちに学務グループに報告するものとする。使用者の責に帰すべき事由により、汚損や損傷をしたときは、その損害を賠償するものとする。

(ロッカー内の物の管理)

第5条 使用者は、使用するロッカー内の物について自主的に管理するものとし、盗難等にあった場合、本学は損害賠償等一切行わない。貴重品は入れず、ロッカーの扉は施錠（鍵は各々購入するものとし、その費用は自己負担。）して使用することを条件とするが、万一、盗難にあった場合は学務グループに届け出るものとする。

(ロッカーの返却)

第6条 ロッカーの返却は、原則として年度末（2月）

の指定された日までに行うこととし返却時には使用前の原状に回復するものとする。不法に、若しくは使用期間が過ぎてもロッカー内に放置された物については、学務グループが適宜処分するものとする。

(遵守事項)

第7条 使用者は、ロッカーの使用に際して次の事項を厳守するものとする。（1）ロッカーは、学生生活に必要な物を一時的に保管するために使用すること。

（2）他人に割り当てられたロッカーを不法に占有しないこと。

（3）表面部分（扉の表、ロッカーの上部等）は、共有部分なので、一時的であっても個人的にシール等を貼付したり、物を置いたりしないこと。

（4）ロッカー内には、次の物を入れてはならない。

ア 危険物（揮発性の薬品・火薬等）

イ 腐敗するおそれのある物

ウ 生物（動物・植物等）

エ その他法律でその所持が禁止されている物

(その他)

第8条 この規則に違反した場合には、ロッカーの使用を禁止することがある。

附 則

この規則は、平成9年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

浜松学院大学学生駐車場使用要領

(目的)

1 浜松学院大学及び浜松学院大学短期大学部の布橋キャンパス学生駐車場及び住吉キャンパス学生駐車場の使用については、この要領の定めるところによる。

(使用者)

2 自動車通学を許可されている学生以外は、使用することができない。

(使用時間)

3 原則として午前8時30分から午後6時までとする。ただし、クラブ活動等で駐車時間を超過する場合は、事前に事務室へ申し出ること。

(損害賠償)

4 駐車場内での事故（人身・接触・物損等）の場合

は、直ちに事務室に申し出ること。

また、その損害賠償等については、当事者双方協議の上、取り決めるものとし、本学は一切関与しない。

5 駐車場管理に関する備品等を破損させた場合は、直ちに事務室に申し出ること。また、その損害賠償等については、協議の上、取り決めるものとする。

(遵守事項)

6 「道路交通法」等諸法規のほか、次の事項を厳守すること。

（1）学生駐車場以外の場所（学生駐車場以外の大学構内及び近隣施設の駐車場・公道）に駐車しないこと。

（2）駐車する場合は指定の枠内に整頓駐車し、安全確認の上必ず施錠すること。

- (3) 駐車場への出入は安全速度を守るとともに、駐車場内は徐行すること。
- (4) 駐車場内でのクラクションの使用、エンジンのカラ吹き等、周辺住民の迷惑になる行為をしないこと。

附 則

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

浜松学院大学 SNS の利用に関するガイドライン

1 ガイドラインの趣旨

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下 SNS という）は、利用を誤ると自分だけでなく、他者にも被害を与え、さらには本学の信用を損ねることになりうるツールである。特に本学は、教育と福祉等の分野における専門職の人材を養成しており、人権に対する細やかな関心や責任ある対応が必要である。このことから、本ガイドラインでは、そのような事態を予防する事を目的とし設定する。

2 SNS とは

インターネットを使用したコミュニケーションツールを指す。代表的なものは、LINE、Facebook、X、Instagram、TikTok 等が挙げられる。

3 守るべき基本原則

- (1) 慎重（誠実で責任ある言動）に情報を発信する。
 - ア 他人の誹謗・中傷を行わない。
 - イ 公序良俗に反するような情報を発信しない。
 - ウ 伝言など不正確な情報を発信しない。

エ 感情的な対応をしない。

- (2) 個人情報や、プライバシーを保護する。

ア 不特定多数の人の目に晒される危険性について留意する。

- (3) 機密情報を保護する。

ア 授業や実習、職場やアルバイト先での守秘義務を守る。

- (4) 法令を遵守する。

ア 特に著作権や肖像権等の第三者の権利を侵害しないことを、常に心掛ける。

4 その他

このガイドラインに違反した場合、浜松学院大学懲戒規程に基づき、懲戒処分の対象となることがある。

附 則

このガイドラインは、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

浜松学院大学合理的配慮に関する内規

（目的）

第1条 この規程は、障害者基本法並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他の法令の定めに基づき、浜松学院大学における障害学生支援に関する基本方針に即して障害学生支援を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、「障害のある学生」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

（責務）

第3条 学長は、障害のある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、全学的な障害学生支援を推進するた

めの具体的方策として、合理的配慮を提供しなければならない。

2 学部長は、障害のある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、合理的配慮検討会議で決定した合理的配慮を提供しなければならない。

3 教職員は、当該部局において障害のある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、合理的配慮検討会議で決定した合理的配慮の提供に努めなければならない。

（合理的配慮の申し出）

第4条 障害のある学生は、入学前、入学後のいずれに時期においても、修学に必要な支援の要請を申し出ることができる。

2 支援の申し出は、当該学生本人が「障害・疾病の状況及び配慮希望申出書」を作成し、学務グループ長

へ提出する。

3 前項の申し出にあたっては、健康管理センター又は非常勤相談員（カウンセラー）が、学生の教育的ニーズと意思について十分な聴取を行なう。

（合理的配慮の決定）

第5条 学務グループ長は、当該学生から支援の申し出があったことを学務委員長に報告し、学務委員長はその申し出に対し、その教育的ニーズと意思を十分尊重した上で、合理的配慮検討会議を開催し、実施する合理的配慮の内容を決定する。

2 前項に定める合理的配慮検討会議は、学務委員長が次の各号に掲げる者を招集して開催する。

- (1) 学部長
- (2) 当該学生の所属する学科の学科長
- (3) 学務委員会委員
- (4) 健康管理センター専門員
- (5) 非常勤相談員（カウンセラー）
- (6) 学務委員長が必要と認める者

（合意の形成）

第6条 合理的配慮の内容は当該学生の合意を得て決定する。学務委員長及び健康管理センターは、当該学生に対し、実施する合理的配慮の内容について十分な説明の機会を設け、合理的配慮の内容に関する共通理解及び合意の形成を図らなければならない。

2 当該学生の所属する学科の学科長及び健康管理センターは、合理的配慮検討会議における決定事項について学科教員に十分に説明の機会を設け、合理的配慮の内容について共通理解を図る。

（合理的配慮の実施）

第7条 具体的支援は、学部長が、主たる責任を持って実施する。

2 当該学生が所属する学科の学科長は、合理的配慮が円滑に行なわれるよう、担当教員への調整を行なう。

3 学務グループ長及び健康管理センターは、具体的支援の実施にあたって、関係部局間の連絡、学外機関との連携等を行なう。

（合理的配慮の流れ）

第8条 第4条から第7条までに定める、合理的配慮の手続きの手順については、別表「浜松学院大学 合理的配慮の手順」に定める。

（配慮の変更）

第9条 第4条から第7条までに定める、合理的配慮の手続きによって実施している具体的支援について、変更（追加・中止を含む）の申し出をする場合は、当該

学生本人が「合理的配慮に関する変更希望申出書」を作成し、学務グループ長へ提出する。

2 前項の申し出にあたっては、健康管理センター又は非常勤相談員（カウンセラー）が、学生の教育的ニーズと意思について十分な聴取を行なう。

3 学務グループ長は、当該学生から変更の申し出があったことを学務委員長に報告し、学務委員長はその申し出に対し、その教育的ニーズと意思を十分尊重した上で、学務委員会において変更の内容を決定する。

4 学務委員長及び健康管理センターは、当該学生に対し、合理的配慮に関する変更の内容について十分な説明の機会を設け、その内容に関する共通理解及び合意の形成を図らなければならない。

5 学務委員長は、第3項において決定した変更の内容について、担当教員及び第8条第2項に定める検討会議を構成するものへ説明し変更後の合理的配慮の内容について共通理解を図る。

（相談対応）

第10条 健康管理センター及び非常勤相談員（カウンセラー）は、具体的支援が円滑かつ継続的に行なわれるよう、障害学生及び担当教員からの相談に的確に応じ、具体的支援の課題の解決に努めなければならない。

（支援に係る事務）

第11条 具体的支援に係る事務は、学務グループにおいて処理する。

（自立支援）

第12条 障害のある学生の自立（就職等）に関する支援については、キャリア支援グループと健康管理センター専門員及び非常勤相談員（カウンセラー）が連携して実施する。

（秘密保持義務）

第13条 障害学生支援に従事する者又は具体的支援に係る事務に従事していた者は、正当な理由なく、障害のある学生及び障害学生支援に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（補足）

第14条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要な事項については、学長及び合理的配慮検討会議が定めることができる。

附 則

（施行期日）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章

第13章

第14章

第15章

第16章

浜松学院大学合理的配慮の手順

【提出書類】

- ①障害・疾病の状況及び配慮希望申出書
- ②医師による診断書または障害者手帳の写し

【合理的配慮の手順】

面談の予約	配慮を希望する学生が健康管理センターへ面談を予約する。 (専門員・カウンセラーとの面談)
合理的配慮の申出	配慮希望学生は健康管理センター専門員・カウンセラーと面談をしながら、授業・試験についての「障害・疾病の状況及び配慮希望申出書」を作成する。 「障害・疾病の状況及び配慮希望申出書」作成後、診断書等とともに学務 Gr 長へ提出する。 学務 Gr 長は、「障害・疾病の状況及び配慮希望申出書」の提出を学務委員長へ報告する。
学内での検討	学務委員長は、学部長、学科長、学務委員会、専門員及びカウンセラー等を招集して、合理的配慮検討会議を開催し、配慮内容の検討と合意形成を図る。 学務委員長及び健康管理センターは、当該学生に対し、配慮内容について十分に説明を行ない、配慮の内容について共通理解及び合意の形成を図る。 当該学生の所属する学科の学科長及び健康管理センターは、配慮内容について学科教員へ伝達し共通理解を図る。
配慮の決定	学部長名で、授業担当教員への「配慮願」を発行する。 当該学生に「配慮願」の配布を希望する科目を確認する。 学務 Gr から担当教員へ「配慮願」を手渡す。 当該学生の所属する学科の学科長は、合理的配慮が円滑に行なわれるよう、担当教員への調整を行なう。
配慮の実施	授業・試験において配慮を実施する。 配慮内容について、を認定する上で不適切だと考える場合、担当教員は学務 Gr 長へ申出る。 ※単位を認定する上で、配慮内容等の質問、相談は専門員へ行なう。
変更の手続き	配慮内容の変更を希望する学生は、専門員・カウンセラーと面談をしながら、「合理的配慮に関する変更希望申出書」を作成し、学務 Gr 長へ提出する。 学務 Gr 長は、「合理的配慮に関する変更希望申出書」の提出を学務委員長へ報告する。 学務委員長は、学務委員会において変更の内容を決定する。 学務委員長及び健康管理センターは、当該学生に対し、変更内容について十分に説明を行ない、その内容について共通理解及び合意の形成を図る。 学務委員長は、変更の内容について、担当教員及び合理的配慮検討会議のメンバーに説明し、その内容について共通理解を図る。

【対応】

1. 配慮内容については、原則授業担当者が対応をする。
2. 試験時における長文の読み上げについては、読み上げソフトを入れた PC を貸し出す。
3. 試験問題の拡大は教員、別室受験の対応は教員と学務 Gr で調整する。
4. 合理的配慮の申し出は、必要に応じて随時受付する。

浜松学院大学卒業延期制度に関する規程

(目的)

第1条 浜松学院大学に、卒業の要件を満たす者が引き続き在学することを希望する場合に、卒業を延期し、引き続き在学することを認める制度（以下「卒業延期制度」という。）を設ける。

(対象者)

第2条 卒業延期制度の対象となる学生は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 浜松学院大学学則（以下「学則」という。）第33条に規定する卒業の要件を満たすこと。
- (2) 引き続き在学することにより、在学期間が学則第5条第2項に規定する年数を超えないこと。
- (3) 授業料等の納付金を滞納していないこと。

(在学の延長)

第3条 学生が卒業延期制度の適用を希望するときは、在学の延長を許可することができる。

2 前項の在学を延長することのできる期間は、半年又は1年とする。ただし、卒業延期制度の適用を受けた者が引き続き当該制度の適用を希望する場合は、在学の延長を許可することができる。

3 在学の延長は通算で2年を超えることができない。

(手続)

第4条 卒業延期制度の適用を希望する者は、所定の卒業延期願を、本来卒業すべき年度の所定の期日までに学務グループを経由して学長に提出し、許可を得なければならない。

2 前項により、卒業の延期を許可された者（以下「卒業延期者」という。）に対しては、卒業延期許可通知を交付する。

3 卒業延期者が事情変更により本来卒業すべき年度の卒業を希望するときは、所定の期日までに卒業延期許可取消願を提出した場合に限り、当該終了日での卒業を認めるものとする。

4 卒業延期者が、延長期間にかかる授業料の納付金を所定の期限までに納入しなかった場合は、卒業延期

の許可を取り消し、本来卒業すべき年度の終了日の卒業とする。

(授業科目の履修)

第5条 卒業延期者は各学科の認める範囲内での授業科目を履修することができる。

(卒業時期)

第6条 卒業延期者の卒業の時期は、当該年度の卒業生の卒業日とする。

2 前項にかかわらず、1年の在学者が半年での卒業を希望するときは、所定の手続によりこれを認めることができる。

(休学の取扱)

第7条 卒業延期期間中は、休学を認めない。

(留学の取扱)

第8条 卒業延期期間中は、本学の留学制度に基づく留学を認めることとする。

(納付金)

第9条 卒業延期者に係る授業料の取り扱いについては、浜松学院大学入学検定料、入学金、授業料その他の納付金に関する規程の定めるところによる。

(規則の改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて学長が決定する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

公立学校教員採用試験の大学推薦に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、公立学校教員採用試験の本学からの推薦（以下「大学推薦」と記す。）を適切に行うために必要な事項を定めるものであり、全ての大学推薦は必ず本規程を遵守して行われなければならない。

(教員採用試験大学推薦委員会)

第2条 教員採用試験大学推薦委員会（以下「推薦委員会」と記す。）を教職センターに置き、教職センター

長、教職センター事務職員1名、該当学科長、該当専攻長及び被推薦希望者のゼミ担当教員で構成する。

(被推薦候補者の選考)

第3条 被推薦候補者の選考は、教職センター長による報告、被推薦希望者の提出した大学推薦特別選考基礎資料（別紙様式）及び被推薦希望先都道府県・政令市に提出予定の教員採用試験資料（志願票、面接シート等）をもとに、公平かつ公正に行う。

(被推薦者の決定)

第4条 被推薦者は、推薦委員会が被推薦候補者を選考し、当該学科会議への報告を経て、学長が決裁することにより決定する。

(推薦の要件)

第5条 推薦の要件は次の各号のとおりである。

- (1) 浜松市及び静岡県教員採用試験の推薦の要件次のアからエまでのすべてを満たすこと。
 - ア 当該教育委員会の求める推薦要件を満たす者
 - イ 累積 GPA (「浜松学院大学履修に関する規程」第8条に定める累積 GPA を指す。ただし、推薦資料提出時点までの成績を対象とする。) が 3.0 以上の者
 - ウ ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえ、教育実習及び介護等体験を除く、教育に関わるボランティア活動や応募自治体と連携した活動を 10 日以上行った者。なお、すべての日で、1 日 3 時間以上の活動をしていることを条件とする。
 - エ 教育実習、ゼミ活動等の評価及び推薦に係る面接の結果から、教師としての十分な適性を有していると考えられる者
- (2) 上記 (1) 以外の都道府県・政令市教員採用試験の推薦の要件
 - 次のアからエまでのすべてを満たすこと。
 - ア 当該教育委員会の求める推薦要件を満たす者
 - イ 学業優秀な者
 - ウ ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー

を踏まえ、ボランティア等の教育活動の実績がある者

エ 教育実習、ゼミ活動等の評価から、教師としての十分な適性を有していると考えられる者

(大学推薦に関わる具体的手順)

第6条 推薦作業の詳細は、別に定める「公立学校教員採用試験の大学推薦に関する手続きについて」及び「公立学校教員採用試験の大学推薦に係る推薦委員会実施規程」による。

(規程の改廃)

第7条 本規程の改廃は、教職センター会議での合議を踏まえて教職センター長が決定する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日より実施する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日一部改正する。

附 則

この規程は、令和 3 年 12 月 17 日一部改正する。

附 則

この規程は、令和 4 年 1 月 31 日一部改正する。

附 則

この規程は、令和 5 年 10 月 25 日一部改正する。

附 則

この規程は、令和 6 年 10 月 23 日一部改正する。

附 則

この規程は、令和 7 年 3 月 5 日一部改正する。

履修可能な単位数の制限及び GPA 制度に関する内規

(目的)

第1条 この規程は、浜松学院大学履修に関する規程第6条第3項に規定されている履修可能な単位数の制限（以下キャップ制という）及び第8条に規定されている GPA 制度の運用を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(キャップ制除外科目)

第2条 キャップ制においては、通常の授業期間や時間割と異なるスケジュールで実施される科目については除外科目とする。

2 他大学等が開設する単位互換授業等を履修し取得した単位を本学において認定する科目である「総合科目Ⅰ」及び「総合科目Ⅱ」については除外科目とする。

(GPA 制度除外科目)

第3条 GPA 制度においては、定められた成績判定期日までに成績評価のできない科目については除外科目とする。

2 他大学等が開設する単位互換授業等を履修し取得した単位を本学において認定する科目である「総合科目Ⅰ」及び「総合科目Ⅱ」については除外科目とする。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日制定施行

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

浜松学院大学学友会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、浜松学院大学学友会と称する。

(目的)

第2条 本会は、学生生活の向上のために、自治と協同の精神にもとづいて、諸問題の解決にあたり、学生相互のコミュニケーションの円滑化を図る。

(会員)

第3条 本会は、浜松学院大学学生をもって構成する。

(運営)

第4条 本会の運営は、学生の自主的・自治的な活動をもって運営される。

(機関)

第5条 本会に次の機関を置く

1. 総会
2. 学友会役員会
3. 選挙管理委員会
4. 会計監査
5. クラブ・サークル長会

(機関の成立及び議決)

第6条 本会の各機関は、3分の1以上をもって成立し、議事は過半数で可決し、同数の場合は議長がこれを決する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、4月1日より3月31日までとする。役員の半数を改選していく。

(会員の権利)

第8条 会員は下記の権利を有する。

1. 各機関の活動を知ること。
2. 各役員の選出権・被選出権を有すること。
3. 会のあらゆる活動に自由に参加し、意見を述べること。
4. 本会の活動によって生ずる利益を平等に受けること。

(会員の義務)

第9条 会員は下記の義務を有する。

1. 会費を納入すること。
2. 本会の決定に従うこと。
3. 本会の規約を尊重すること。

第2章 総 会

第10条 総会は本会の最高議決機関であり、全会員をもって構成される。

第11条 総会は学友会会長により、下記の場合招集される。

1. 毎年前後期の定期総会（5月と1月に行う）
2. 全会員の1/3以上が必要と認めた場合

(定足数)

第12条 総会は全会員の1/3以上の出席を持って成立し、出席人数の過半数の賛成を以て可決される。

第13条 総会で承認、審議すべき事項は次の如くである。

1. 基本方針
2. 活動報告
3. 規約の制定及び改廃に関する事。
4. 予算、決算の承認に関する事。
5. その他その決議が全会員に重大な影響を及ぼすと考えられる場合。

第14条 定期総会に於ける必要討議事項

1. 議長承認
2. 学友会活動報告
3. 会計報告
4. 一般質問
5. 学友会活動方針及び予算発表
6. 全般質問

(告示)

第15条 学友会会長は総会の日程、場所、議案及び必要事項を本会開催当日までに全会員に告示しなくてはならない。ただし緊急の場合はこの限りではない。

(議事運営)

第16条 本会の議長、副議長は主催機関の運営方針によって決めるが、総会ごとに会員の承認を得る。

第3章 学友会役員会

第17条 学友会役員会は本会の最高執行機関である。

第18条 学友会役員会は定例的に開催して、さらに必要に応じて開く。

第19条 役員の任期は1年とし、4月1日より3月31日までとする。

(構成)

第20条 学友会役員会は、次の役員によって構成される。

- 学友会会長 1名
副会長 必要に応じ1名から2名
書記 必要に応じ1名から2名

会計 必要に応じ1名から2名

(選出)

第21条 正副学友会長は、全会員の選挙によって選出され、その他の役員は学友会長の任命による。選挙は1/2以上の投票を持って成立し、その過半数をもって選出される。

(任務)

第22条 学友会の任務は以下の通りである。

1. 総会の決定に従って本会の活動を行い、職務を執行する。
2. 総会に議案を提出する。
3. クラブ・サークル長会を開催する。

(役員の任務)

第23条

1. 学友会長は、学友会役員会を招集し、議長を務める。
2. 副会長は、会長を助け、会長の事故のある時、その職務を代行する。
3. 書記は、会長を補佐し、役員会の議事を記録する。
4. 会計は、学友会費全般の会計の分掌をする。

(解任及び辞任)

第24条 学友会会長の解任または辞任は、全会員の2/3以上の同意により、その他の執行委員の場合は全会員の過半数の同意による。

第4章 クラブ・サークル

(目的)

第25条 クラブ・サークルは、目的を同じくする者が、互いに協力することにより、それぞれの能力を伸ばし、心身ともに健康的で文化的な学生生活を送ることを目的とする。

第26条 クラブ・サークル設立に際しては次の事項を必要とする。

1. 「浜松学院大学クラブ会則」第7条に定めるサークル(本規約の同好会と同義とする)期間を半年以上経る。
2. 設立願いを学友会長に提出する。
3. 5名以上の賛同者を得る。

第27条 クラブ・サークル長は、学友会役員とともにクラブ・サークル長会を組織し、クラブ・サークルの発展に務め、各クラブ・サークル間相互の親睦を図る。

第28条 クラブ・サークル長会は、年2回以上開く。

第29条 クラブ・サークルは、部員名簿及び活動計画書、予算請求書を前期・後期に各1回学友会に提出

する。

第30条 クラブ・サークルの入退部は、自由であるが、部長の承認を得る。

第31条 クラブ・サークル備品の紛失物は、全てそのクラブ・サークルで責任をとる。

第32条 クラブの廃止については、以下の条件に当てはまる場合認められる。

1. 最低半年間活動が全く不活発であった場合。
2. 部員が5名未満に減少した場合、但し部員が少なくても活動が活発であるとクラブ・サークル長会で認められた場合は、クラブ・サークルとして認める。
3. 部員が0名になった場合。

第33条 同好会設立にあたっては、学友会会長への届け出を必要とする。

第34条 同好会は原則としてクラブ・サークル長会に参加できるが、本会の予算援助を受ける事はできない。

第5章 特別委員会

第35条 特別委員会は学友会役員が必要と認めた場合に組織する事ができる。

第36条 特別委員会は学友会役員会が決定する特別委員長1名を中心として、委員を必要に応じて選出する。

第37条 特別委員会はその任務終了と同時に解散する。

第6章 会計

第38条 本会の経費は学友会その他で充当する。但し、総会で必要と認められた場合、臨時に徴収することができる。

第39条 会費は、第1章第2条の目的遂行のためにのみ使用できる。

第40条 会計年度は、4月1日より3月31日までとする。

第41条 会計の監督は学友会会計がこれにあたる。

(会計監査)

第42条 本会の全ての会計は会計監査委員の監査を経て、各期末の定例総会に於いて、その内容を報告しなければならない。

(会計監査委員)

第43条 会計監査は2名とし、会員の中から任命され、その任期は1年とし、4月1日から3月31日までとする。

第7章 選挙管理委員会

第44条 選挙管理委員会は、会員の中から選出された選挙管理委員により構成される。

第45条 選挙管理委員会は選挙が円滑に運ぶよう活動する。

第8章 附 則

第46条 本規約の改正は総会において3/4以上の賛成者が必要である。

第47条 選挙管理委員会の細則は別に定める。

第48条 やむを得ぬ事情で総会に出席できない場合は、学友会会長に委任状を提出する。

(規約の改廃)

第49条 本会則は、平成16年8月2日より効力を発するものとする。

附 則

この規約は令和4年4月1日から施行する。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章

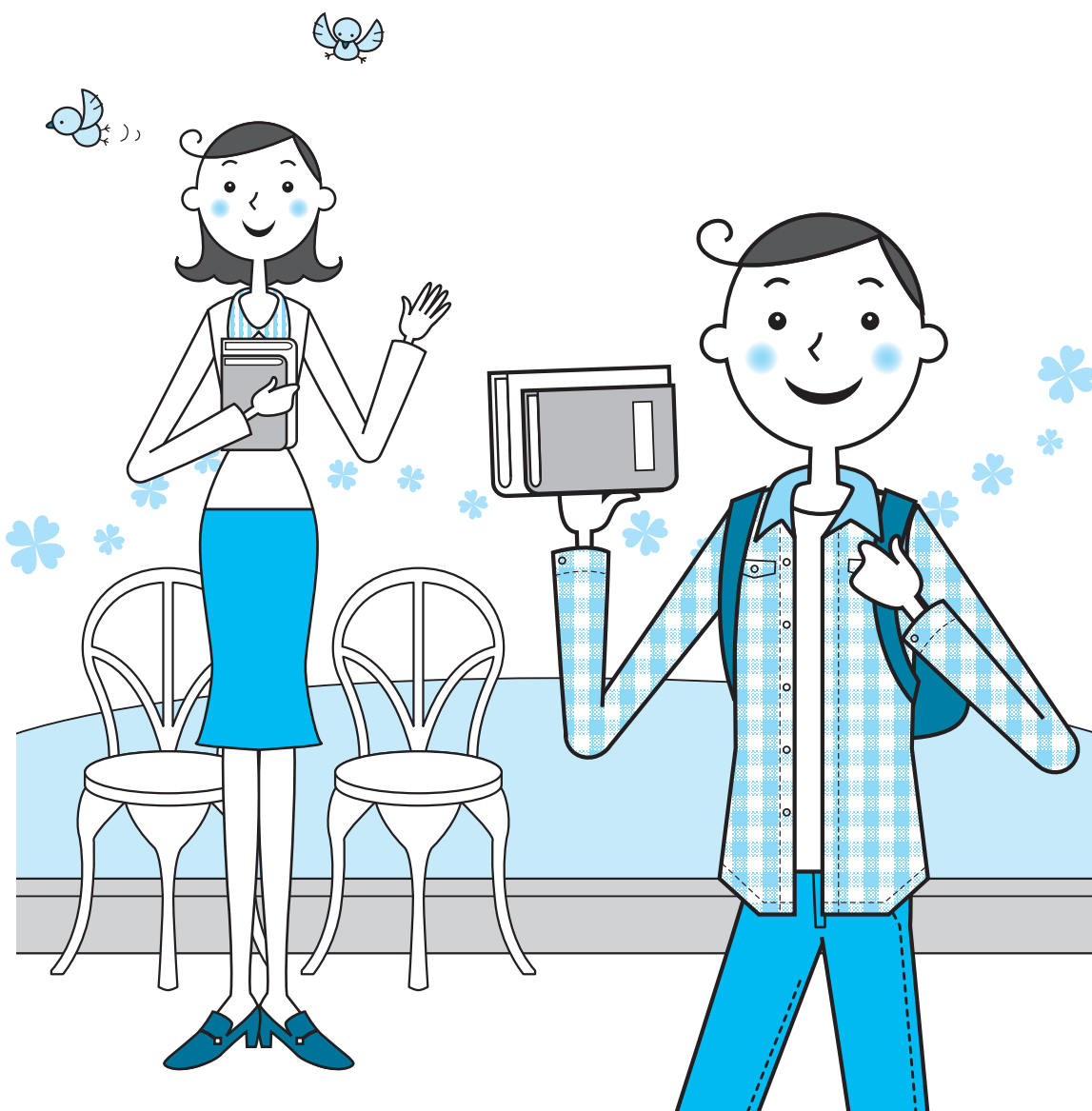
第13章

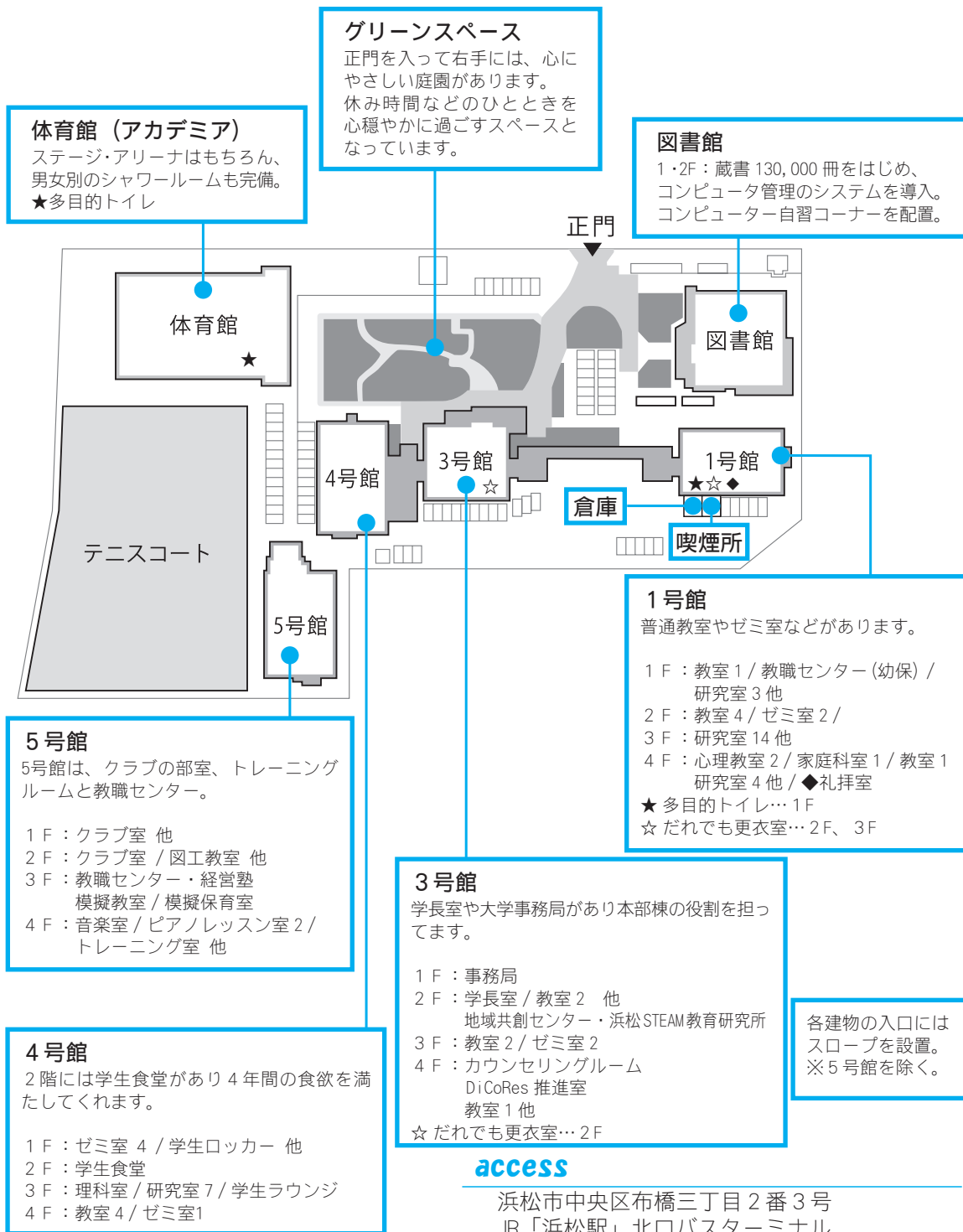
第14章

第15章

第16章

16章 キャンパス





1号館 1F

階段	◎	第一会議室	講師控室	印刷室	教職 センター (幼保)	1101講義室
スロープ						
多目的 トイレ	男子 トイレ	健康管理センター	研究室 金田 裕之	研究室 津村 公博	研究室 山田 浩昭	

2F

階段		1203講義室	1202講義室	1201ゼミ室
	女子 トイレ	1206講義室	1205ゼミ室	1204講義室

3F

階段		研究室 川島 隆	研究室 小山内 早苗	研究室 小田 良枝	研究室 那須 とよみ	研究室 小楠 美貴	研究室 李 受眞	研究室 川口 雅也
だれでも 更衣室	男子 トイレ	研究室 山崎 勝之	研究室 寛 有子	研究室 清水 雄太	研究室 中楯 有起	研究室 鄭 玉姫	研究室 黄 八洙	研究室 牧野 純也

4F

階段		1404 調理実習室 (家庭科室)	資料室1	研究室 広瀬 正剛	研究室 磯 伸彦		
礼拝室	女子トイレ	1410講義室	心理学 実験室	心理学 実験室	研究室 野口 紗生	研究室 清水 友理子	研究室

◎はバリアフリーの出入口となっています。
※館内にエレベーターはありません。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章

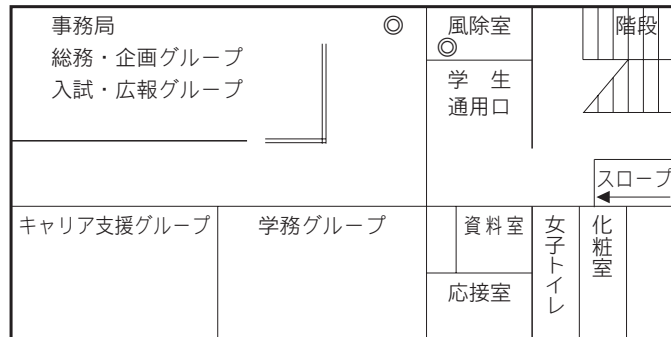
第13章

第14章

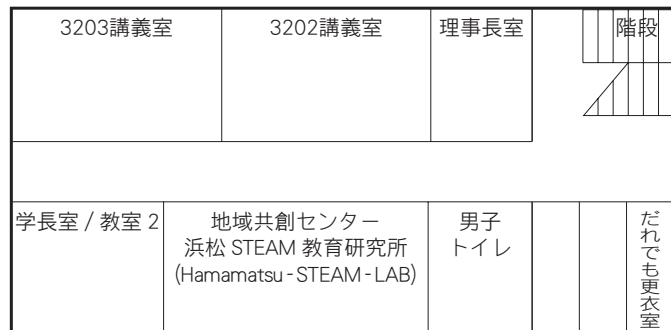
第15章

第16章

3号館 1F



2F



3F

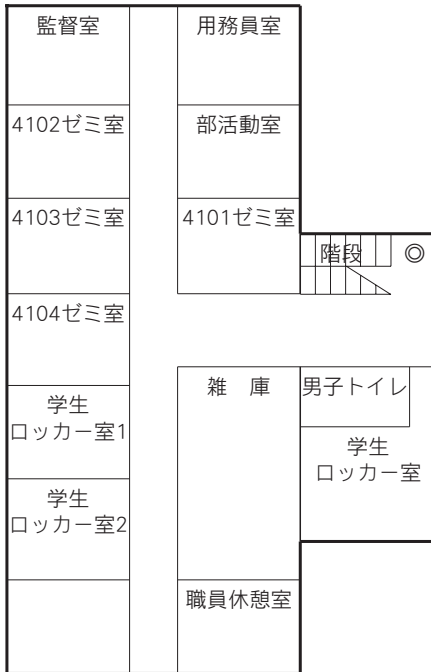


4F

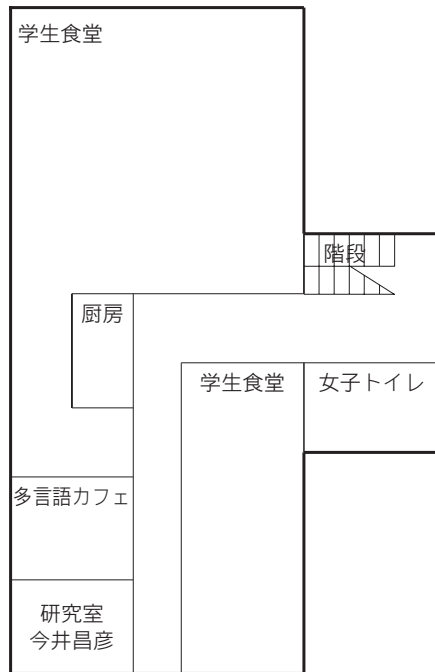


◎はバリアフリーの出入口となっています。
※館内にエレベーターはありません。

4号館 1F



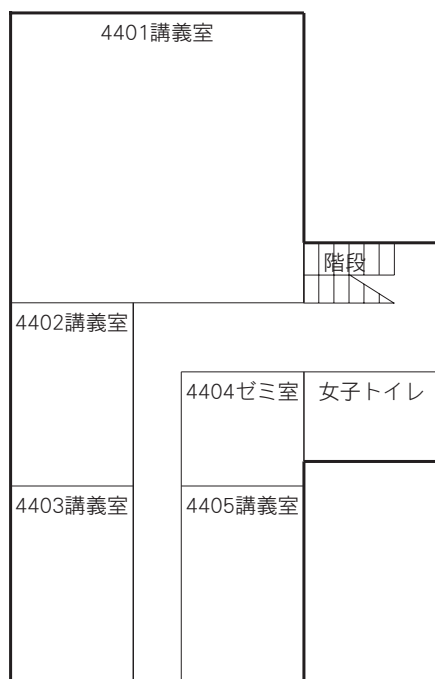
2F



3F

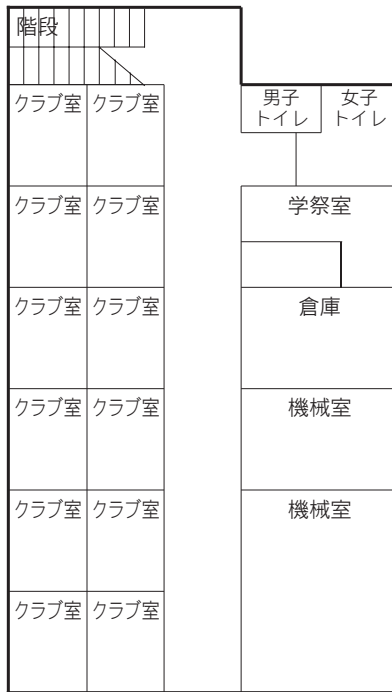


4F

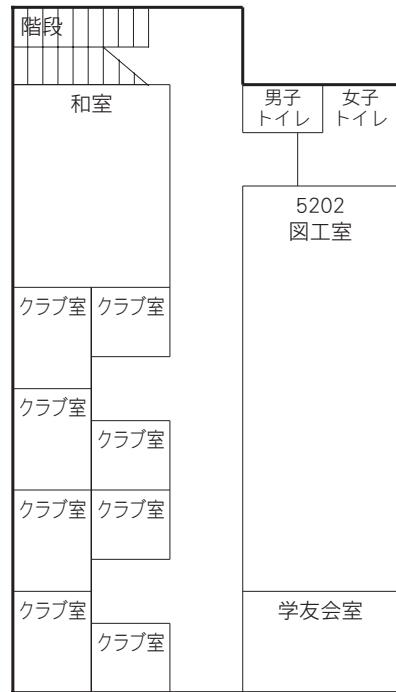


◎はバリアフリーの出入口となっています。
※館内にエレベーターはありません。

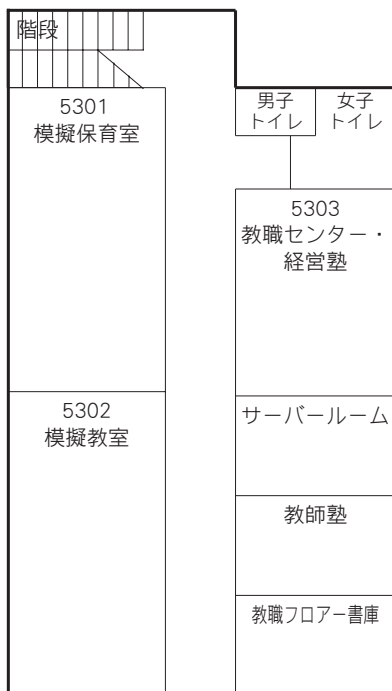
5号館 1F



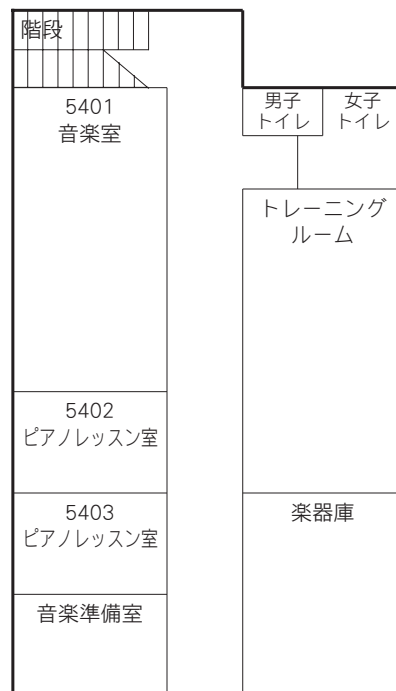
2F



3F

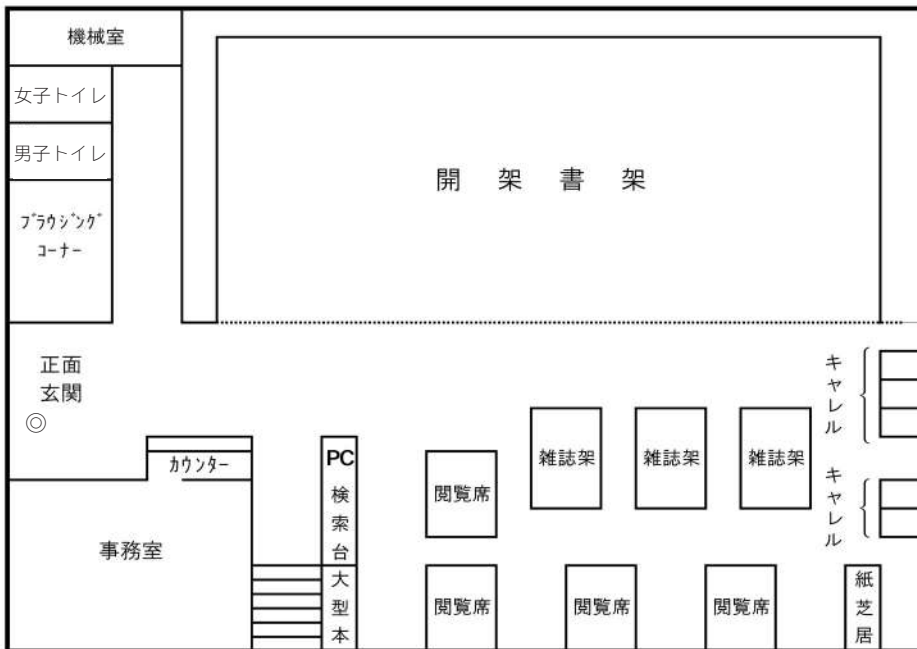


4F

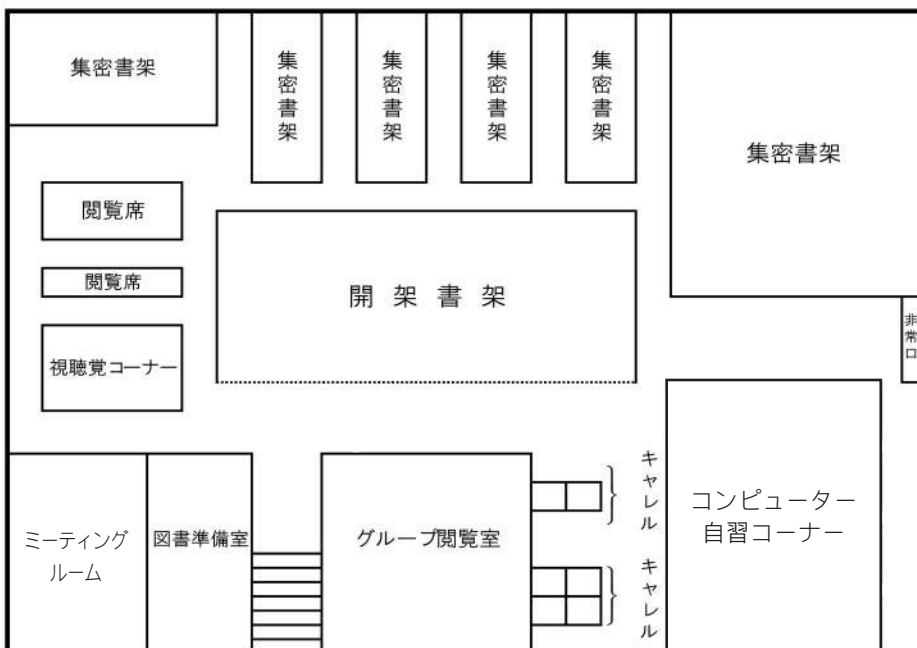


※館内にエレベーターはありません。

1F



2F



◎はバリアフリーの出入口となっています。
※館内にエレベーターはありません。

✕ €



2025 年度入学生用
学生便覧
学生生活のガイドブック

